

令和 4 年

# 第 5 回美濃市議会定例会会議録

令和 4 年 1 2 月 5 日 開会

令和 4 年 1 2 月 2 2 日 閉会

美 濃 市 議 会

# 令和4年第5回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月5日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	3
開会・開議の宣告	5
諸般の報告及び行政諸般の報告	6
所管事務調査結果の報告	6
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
議案の上程	9
議案の説明	
承第7号(総務部長 瀬瀬敬久君)	9
休憩	10
再開	10
質疑	10
委員会付託省略(承第7号)	11
討論	11
議案の採決	11
議案の上程	11
議案の説明	
議第54号・議第62号・議第63号・議第64号・議第75号(総務部長 瀬瀬敬久君)	11
議第55号・議第58号(民生部長(福祉事務所長) 西部睦人君)	16
議第56号・議第57号・議第60号・議第76号・議第77号(建設部長 伊藤 篤君)	17
議第59号(美濃病院事務局長 林 信一君)	19
議第61号(総務課長・選挙管理委員会事務局長 後藤尋明君)	20
議第65号・議第66号・議第67号・議第68号・議第69号・議第70号・議第71号・	
議第72号・議第73号・議第74号(市長公室長兼秘書課長 井上博司君)	21
休会期間の決定	25
散会の宣告	25
会議録署名議員	26

第 2 号 (12月15日)

議事日程	27
本日の会議に付した事件	28
出席議員	28
欠席議員	28
説明のため出席した者	28
職務のため出席した事務局職員	28
開議の宣告	29
会議録署名議員の指名	29
議案の上程	29
質疑	29
委員会付託(議第54号から議第77号まで)	29
市政に対する一般質問	29
1 松嶋哲也議員	29
1. 美濃市における公共交通について	29
① 現状の課題・問題点をどう捉えているか。	
② 将来に向けた対策・在り方をどのように考えているか。	
2. マイナンバーカードについて	35
① 美濃市における申請・交付の状況はどのようか。	
② 利用者の利便性に向け、今後の取組はどのようか。	
2 辻 文男議員	38
1. 令和6年度に迎える市制70周年、ユネスコ無形文化遺産登録10周年、和紙の里会館開設30周年の記念事業展開について	38
① それぞれの記念事業についての取組はどのようか。	
2. 第6次総合計画1年目の実施状況と今後について	40
① 総合計画実施状況と主要な施策の成果等説明書との関連が分かる仕組みにできないか。	
② 配布時期(公表時期)は、議会の決算審査に間に合うようにできないか。	
③ 総合計画策定に参画したワーキンググループの意見も反映すべきと考えるが、いかがか。	
3. 以安寺山整備事業の今後について	44
① 整備事業の最終形はどのようか。	
② 今後の維持管理には、実務を指導(監督)する専門職が必要と考えるがいかがか。	
③ 少なくとも10年間の維持管理に関する予算措置を伴った計画が必要であると考えるが、いかがか。	

4. 10月1日施行の美濃市民の歯と口腔の健康づくりの推進条例について	47
① 第9条に定められている基本施策のうち、今年度に予算措置され、実施される施策はあるか。	
5. 市民協働型事業推進に向けての予算措置について	49
① 各課で計画している市民協働型事業には、どんなものがあるか。	
② 各課の計画している市民協働型事業の予算を一本化できないか。	
休憩	52
再開	52
3 須田盛也議員	52
1. 美濃市の中学校部活動の地域移行について	52
① 美濃中学校・昭和中学校の部活動の現状と課題はどのようなか。	
② 部活動の地域移行について、どのような方向性をもって進めようと考えているか。	
③ 部活動の地域移行に関する今後のスケジュールはどのようなか。	
2. 美濃病院におけるキャッシュレス決済について	56
① 病院会計・売店会計の現在の支払い方法はどのようなか。	
② クレジットカードだけでなく、他のキャッシュレス決済の導入を進めることはできないか。	
休憩	58
再開	58
4 梅村辰郎議員	58
1. (仮称)新大矢田トンネル事業について	59
① 事業の進捗状況はどのようなか。	
② 旧県道の取扱いについてはどのようなか。	
2. 笠神・丸山線道路改良事業について	60
① 事業の進捗状況はどのようなか。	
② 下切・坂田線から東側への改良計画はあるのか。	
5 服部光由議員	61
1. 旧統一教会との関わりについて	61
① 美濃市は旧統一教会関係のピースロード岐阜のイベントを後援したが、その理由と現在はどのように対応しているのか。	
② 武藤市長は旧統一教会との関わりはあったか。	
③ 今後どのように関わるのか。	
2. インボイス制度導入による事業者への支援について	64
① 制度導入による新たな負担に対してどのような支援を行うのか。	
3. 学校給食センターについて	65

① アレルギー対応として卵の除去食が9月から提供されているがどのような状況か。	
② 今後、アレルギー対応食はどのように進めるのか。	
4. 長良川遊水地について .....	67
① 現在の遊水地の説明会を含む状況はどのようなか。	
6 岡部忠敏議員 .....	68
1. 改正動物愛護管理法の施行によるマイクロチップの装着について .....	68
① 装着に関わる飼い主の義務はどのようなか。また、装着のメリットはどのようなか。	
② 制度の周知啓発はどのようなか。	
2. 安全で快適な避難所のトイレの整備について .....	70
① 市内小中学校における体育館、コミュニティセンターなどの避難所のトイレの洋式化の現状と、今後の計画はどのようなか。	
② 避難所となる学校施設の体育館に総務省の緊急防災・減災事業債を活用して、多目的トイレや洗浄機能付トイレの設置はできないか。	
休憩 .....	72
再開 .....	72
7 永田知子議員 .....	72
1. 笠神・丸山線道路改良事業について .....	72
① 計画では東に向かう笠神方面は舗装だけになっている。それはなぜか。	
② 歩道の有用性についてどのように考えるか。	
③ 住民の懸念についてどのように捉えているのか。	
④ 維持管理に必要とされる財源の負担についてはどのように考えるか。	
2. 市内小中学校の不登校について .....	76
① 親の相談、子ども自身の相談はどのような内容であったのか。またそれに対して教育委員会はどのように分析したのか。課題として何があるか。	
② 二つの事業はそれぞれどのような事業内容か。心の相談員にはどのような相談内容が寄せられたか。	
③ ほほえみ教室の状況は具体的にどのようになっているのか。	
④ 不登校が増加したことを教育委員会はどのように受け止めているのか。	
3. インボイス制度について .....	81
① 現段階でのシルバー人材センターの要望に対する市の考えはどのようなか。	
② 多方面の視点からインボイス制度導入後の美濃市の産業はどのようになると考えられるか。	
休会期間の決定 .....	84
散会の宣告 .....	84

会議録署名議員	85
第 3 号 (12月22日)	
議事日程	87
本日の会議に付した事件	88
出席議員	88
欠席議員	88
説明のため出席した者	88
職務のため出席した事務局職員	88
開議の宣告	89
会議録署名議員の指名	89
議案の上程	89
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 梅村辰郎君	89
民生教育常任委員会委員長 佐藤好夫君	91
委員長報告に対する質疑	92
討論	92
議案の採決	92
休憩	95
再開	95
議案の上程	96
議案の説明	
市議第3号・市議第4号(5番 梅村辰郎君)	96
市議第5号・市議第6号(8番 岡部忠敏君)	96
休憩	98
再開	98
質疑	
3番 服部光由君	98
委員会付託省略(市議第3号から市議第6号まで)	99
討論	
3番 服部光由君	99
6番 永田知子君	100
議案の採決	102
閉会の宣告	102
市長挨拶	103
会議録署名議員	105

総務産業建設常任委員会審査報告書 .....	106
民生教育常任委員会審査報告書 .....	107

美濃市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、令和4年12月5日に令和4年第5回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

令和4年11月25日

美濃市長 武藤 鉄 弘

付議事件名

1、専決処分の承認について

令和4年度美濃市一般会計補正予算（第7号）

1、令和4年度美濃市一般会計補正予算（第8号）

1、令和4年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

1、令和4年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

1、令和4年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）

1、令和4年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）

1、令和4年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）

1、令和4年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）

1、美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び美濃市議会議員及び美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

1、美濃市情報公開条例の一部を改正する条例について

1、美濃市個人情報の保護に関する法律施行条例について

1、美濃市情報公開・個人情報保護審査会条例について

1、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

1、美濃市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

1、美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

1、美濃市職員の降給に関する条例について

1、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

1、美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1、美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1、美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1、美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

て

1、美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

1、美濃市税条例等の一部を改正する条例について

1、美濃市特定公共賃貸住宅管理条例及び美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

1、美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

令和 4 年 12 月 5 日

令和 4 年第 5 回美濃市議会定例会会議録（第 1 号）

## 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 12 月 5 日 (月曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承第 7 号 専決処分の承認について  
令和 4 年度美濃市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第 4 議第 54 号 令和 4 年度美濃市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第 5 議第 55 号 令和 4 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 議第 56 号 令和 4 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 議第 57 号 令和 4 年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議第 58 号 令和 4 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 9 議第 59 号 令和 4 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 10 議第 60 号 令和 4 年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 11 議第 61 号 美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び美濃市議会議員及び美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議第 62 号 美濃市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議第 63 号 美濃市個人情報の保護に関する法律施行条例について
- 第 14 議第 64 号 美濃市情報公開・個人情報保護審査会条例について
- 第 15 議第 65 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 16 議第 66 号 美濃市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 17 議第 67 号 美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議第 68 号 美濃市職員の降給に関する条例について
- 第 19 議第 69 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議第 70 号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 21 議第 71 号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 22 議第 72 号 美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 23 議第 73 号 美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 24 議第 74 号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第 25 議第 75 号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 第 26 議第 76 号 美濃市特定公共賃貸住宅管理条例及び美濃市営住宅管理条例の一部を改正

する条例について

第27 議第77号 美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

---

本日の会議に付した事件

第1から第27までの各事件

---

出席議員（12名）

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	5 番	梅 村 辰 郎 君
6 番	永 田 知 子 君	7 番	古 田 秀 文 君
8 番	岡 部 忠 敏 君	9 番	辻 文 男 君
10 番	古 田 豊 君	11 番	太 田 照 彦 君
12 番	山 口 育 男 君	13 番	佐 藤 好 夫 君

---

欠席議員（1名）

4 番 豊 澤 正 信 君

---

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	島 田 昌 紀 君	市長公室長兼 秘書課長	井 上 博 司 君
総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君	民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 睦 人 君
産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君	建 設 部 長	伊 藤 篤 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	篠 田 博 史 君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	武 井 由 典 君
美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君	民 生 部 参 事 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長	辻 幸 子 君
建 設 部 参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君	総 務 課 長 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	後 藤 尋 明 君

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	柴 田 勝 己	議会事務局次長	佐 藤 和 仁
議会事務局 議事調査係長	内 藤 佳 奈 子		

○議長（古田秀文君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第5回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今期定例会は、美濃和紙の日にちなみ、美濃和紙議会と銘打ち開催をいたします。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

---

### 市長挨拶

○議長（古田秀文君） 開会に先立ち、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第5回美濃市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御出席を賜り誠にありがとうございます。さらには、日頃より市政進展に、議員活動に御尽力されていることに対し、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

また、美濃市は、11月27日を美濃和紙の日としておりますけれども、皆様も御存じのとおり、平成26年11月27日に本美濃紙がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを機にして制定したものでございます。市議会におかれましても、毎年12月議会を美濃和紙議会として、議場内に美濃和紙の花同好会の皆様の協力による和紙の花の飾りつけ、あかりアート作品の展示など、美濃和紙を広く市内外にPRをしていただきまして、感謝を申し上げたいと思います。非常に和やかな雰囲気の中でこの12月議会が開催されることを喜んでおるところでございます。

さて、令和4年も早いもので12月に入り、本年も残すところ1か月となりました。季節は晩秋から初冬へと移り変わり、紅葉の葉も落ち、木々は冬支度をし、間もなく本格的な冬を迎えようとしております。

本年は、昨年を引き続き、年の初めから新型コロナウイルス感染症の対策に追われる1年でございました。夏場の第7波におきましては、新たなウイルスであるオミクロン株による大規模な感染拡大への対策として、ワクチン接種の加速化などに取り組んだところでございます。

全国的に秋が深まるにつれ、感染急拡大に歯止めがかからない状況にあります。美濃市におきましても、新規陽性者が11月22日から28日の1週間で、人口10万人当たりに対しまして922人余りと、県内42市町村の中で多いほうから7番目となっております。市民の皆様には、継続して基本的な感染防止対策を徹底いただくとともに、3回から5回までのオミクロン株対応及び小児・乳幼児への速やかなワクチン接種をお願い申し上げたいと思います。

このような1年でございましたけれども、春の美濃まつりは中止となりました。しかしながらコロナ対策を講じながら、ウイズコロナを見据え、秋から市のメインイベントである美濃和紙あかりアート展のほか、産業祭・健康フェア・防災フェア、同一に開催する総合フェアを3年ぶりに開催いたしました。参加いただきました企業は若干減少しましたがけれども、

今までとは違うステージイベントを催し、子供からお年寄りまで多くの方々が御来場いただき、総合フェアを楽しんでいただいたと感じております。

このほかにも、美濃和紙の日を記念した美濃和紙の里会館のナイトミュージアムやスカイランタンを飛ばすイベント、また市民の方たちが主催した様々なイベントが開催され、多くの方が美濃市を訪れ、市内の活気につながりました。事業に携わっていただきました多くの関係各位の皆様には感謝を申し上げます。

一方で、世界に目を向けますと、長引くロシアによるウクライナへのミサイル攻撃、繰り返される北朝鮮のミサイル発射、急激な円安など、市民生活に大きく影響を及ぼしている状況にあります。特にエネルギー価格の高騰や原材料価格の上昇で食料品等生活関連商品が高騰するなど、全国の地方公共団体では、その対策に明け暮れた1年であったと思います。

本市におきましても、物価高騰対策として家計を支援していくために、11月には洗剤セットを配付し、12月には灯油72リットルを配付することとしております。さらに、市民税非課税世帯、市民税均等割世帯並びに子育て世帯への給付金につきましては、年内に給付ができるよう準備を進めております。

また、暗い話題だけではなく明るい話題もございました。新たな学校給食センターが前野地区に竣工し、徹底した衛生管理の下、安全で安心できる栄養のバランスの取れた給食、並びに食物アレルギーに配慮した給食を小・中学生の児童・生徒へ提供することができるようになりました。

また、子供から大人までが楽しみながら市民の文化力向上及び子供たちが情緒豊かに育っていくことを目的に健康文化交流センターを中心に定期的なクラシックコンサートを開催いたしました。

また、少子化対策といたしましては、民間企業と連携した美濃市保育園留学の実証実験を進めております。保育園留学とは、地方の保育園と自然に触れる機会を求めている都市部の子育て家族をつなぐワーケーションプログラムであります。子供は保育園で過ごし、保護者はテレワーク等をし一日を過ごします。子供たちには非日常体験による成長が期待され、滞在中の消費による地域経済の活性化も期待ができます。

滞在期間は2週間程度まででございますけれども、11月末現在で90組を超える多くの家族から問合せをいただいております。年度内には10組程度の家族に体験をいただく予定となっております。

このほかにも10月からは、3歳未満児に係る保育料の全部または一部を支援しております。

効果については、いずれの事業も現時点では不明でございますけれども、美濃市への移住・定住の礎になればと考えております。

経済対策としましては、現在、体験型観光を推進するために観光事業者を対象にした日帰りツアーなどアフターコロナを見据えた事業を実施しております。

また、マイナンバーカードの取得促進につきましては、市民の御協力及び職員の努力によりまして、今日現在で申請率71.5%程度ということで非常に高い水準となっております。今

後は、市民の皆様マイナンバーカードの利活用について、周知等を図ってまいりたいと考えております。

また加えまして、地球規模の課題であります地球温暖化の環境問題に取り組むため、市民や有識者によるSDGs、カーボンニュートラル、あるいは市民生活に欠かせなくなるデジタルトランスフォーメーションを推進していく3つの協議会を設立し、本年度は実情や先進地の事例を学習する研修会などを開催し、来年の秋頃を目途に取組の方向性をまとめてまいりたいと考えております。

今後も、コロナ禍の中、地域経済の回復と活性化に向けて、市民の皆さんが安心して住み続けられるまちを目指し取り組んでまいります。

これから年末年始に向けまして人が集まる機会が多くなると思います。また、インフルエンザ等の流行が懸念される中で、感染拡大が懸念されております。このため、岐阜県では11月29日に県独自の岐阜県医療ひっ迫警戒宣言を発出し、対策強化への協力を要請いたしました。

市としましては、市内の感染急拡大が予想される場合には迅速に必要な対策を講じてまいります。市民の皆様には、ワクチン接種並びに小まめな換気、密の回避、体調不良時の行動の制限など基本的な感染防止対策の徹底に御協力いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

さて、今定例会に審議をお願いいたします案件は、専決処分が1件、補正予算が7件、条例制定が4件、条例改正が13件の合計25件でございます。

提出いたしました案件につきましては、この後、担当部長から御説明をさせていただきますので、慎重に御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（古田秀文君） ここで、3番 服部光由君より発言の申出がありますので、これを許可します。

3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 皆さん、おはようございます。

前回9月議会最終日におきまして、私は、請第1号 消費税インボイス制度実施延期を求める請願の発言の中で、インボイス制度の導入により、市内において新たに納税される消費税額は6,160万円ほどと答弁がありました。しかし、この数字には、例えばシルバー人材センターの約300人とか、道の駅にわか茶屋への出荷者350人は入っていないため、さらに市民からの徴収増税は増えるものと思われ、このように発言いたしました。

しかし、この中で、シルバー人材センターの約300人はこの中には入っていないのが明らかになりました。ここにこの文言の発言をなくし、訂正していただくよう皆様をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

---

開会・開議の宣告

○議長（古田秀文君） ただいまから令和4年第5回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本日、豊澤正信議員から欠席の届けが提出されておりますので、御報告します。

開会 午前10時13分

---

### 諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（古田秀文君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

また、市長から、報第8号、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告がありましたので、御承知をお願いいたします。

---

### 所管事務調査結果の報告

○議長（古田秀文君） 次に、所管事務調査結果の報告を行います。

これについて、各常任委員会における調査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 梅村辰郎君。

○総務産業建設常任委員会委員長（梅村辰郎君） 皆さん、おはようございます。

総務産業建設常任委員会の行政視察について報告いたします。

去る10月11日火曜日から10月13日木曜日の3日間、長野県伊那市、小布施町、飯山市を視察いたしました。

伊那市では、移住・定住促進プログラムについて視察いたしました。

伊那市では、人口が平成19年をピークに減少に転じ、一層の人口減少が進むことを予測し、減少に歯止めをかけ、住み慣れた地域に安心して暮らせる社会の実現を図ることを目的として本事業が開始されました。

空き家対策では、地元不動産組合と連携して、積極的な空き家の掘り起こしにより、空き家バンクの登録を行い、隣接する箕輪町、南箕輪村との1市1町1村で定住自立圏という枠組みで伊那地域空き家バンクホームページの運営及び司法書士、建築事業者、解体事業者が一堂に会しての相談会を年2回開催しています。

移住・定住では、モデルハウスでの短期の移住体験、教員住宅を活用した中期の移住体験、市営住宅を活用した移住準備住宅支援などで、積極的な移住施策を進めています。

移住者は、田舎暮らしに憧れる方だけでなく、信州型自然保育の認定保育園への入園や、時間割、通知表、チャイムがない等の特色ある学校活動を進めている伊那小学校への入学のための教育移住の方もいます。また、農業、林業に従事するための移住者などライフスタイルは多様です。

令和3年度の移住者は、48世帯163名、空き家バンクの登録は10年間で約8倍の69件、成約は約50倍の51件になっています。

積極的な移住施策で、移住体験では、短期、中期、長期の様々な形があり、多岐にわたって幅広い支援を行っていることが大変参考になりました。

次に、小布施町では、市民協働と交流施策によるまちづくりについて視察いたしました。

小布施町は、人口が9,500人になった1970年代からまちづくりを始めました。1976年にゆかりのある葛飾北斎の作品を収蔵した北斎館の開館、名産の栗を使用した栗菓子の事業展開、1980年代に町並み修景事業による景観向上による観光客の集客に努められました。

2012年から町内外の若者による議論する場として小布施若者会議を開催、未来のまちづくりを語り、町長に提言する場をつくり、コロナ禍でも開催できるようにオンライン形式のバーチャル町民会議では、次世代のモビリティ、電動キックボードの実証実験や特産品の栗、みそ、リンゴを使ったクラフトビールの製造のプロジェクト化がされています。

若者会議や8,000人規模のリピーター参加者が募るマラソン大会を開催し、町と関わる交流人口・関係人口創出により、観光・ふるさと納税への経済効果、農業の収穫期のサポート、災害ボランティアなどの次世代の担い手の確保、町の魅力を発信することでの移住定住促進につなげています。

今ある既存の様々な資源にいかにか付加価値を見だし、発展させることが重要だと感じさせられた。

次に、飯山市では、移住定住促進の取組について視察いたしました。

美濃市と同人口規模の自治体である飯山市は、昭和30年代には約4万人いた人口も令和2年には2万人を切っています。

移住の取組としては、首都圏での移住者セミナーを積極的に開催しています。有楽町のふるさと回帰支援センターにて年5回、銀座の長野県のアンテナショップにて月1回開催しており、コロナ禍の中でもオンラインで継続的に開催しています。

移住者への支援では、雇用促進住宅を再利用した移住者専用市営住宅の移住定住促進住宅を改修及び新設しています。

空き家対策では、自治体と連携し、空き家の掘り起こし、不要家財の処分費の補助、改修費の補助により利活用を促し、空き家バンクへの登録に結びつけています。

様々な施策により令和3年の移住者は、10年前の約3.6倍の174人、空き家の成約件数は約3.7倍の34件、移住相談件数は約14倍の304件となっています。6年連続で移住者が増加し、移住者が増えるに伴い、相乗効果で空き家の成約件数も増加しています。

美濃市としても、現在の支援メニューの見直しや空き家バンクの現状を含め、効果的な内容をしっかりと検討していく必要を感じました。

以上で、報告を終わります。

なお、視察の資料につきましては、事務局にまとめてありますので御参照願います。

○議長（古田秀文君） 次に、民生教育常任委員会委員長 佐藤好夫君。

○民生教育常任委員会委員長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

民生教育常任委員会行政視察について報告いたします。

去る10月26日水曜日から10月28日金曜日の3日間、福岡県北九州市と宗像市を視察いたしました。

北九州市では、介護ロボット等を活用した先進的介護事業についてを視察いたしました。

全国的に介護現場における人材確保が喫緊の課題となっている中、政令指定都市の中でも最も高齢化が進んでいた北九州市は、平成28年4月に、内閣府の国家戦略特区に認定されたことを受け、本事業を開始しました。

事業開始の平成28年度は、介護現場における課題を洗い出すため、介護業務を直接利用者と接する直接介助業務と直接利用者と接しない間接介助業務に分け、作業のデータの分析を行い、ICT化が可能な作業を可視化しました。

その上で、平成29年度から市内の特別養護老人ホームを対象に、5つの施設を公募で選定し、施設における介護作業を観察・分析しました。

その分析結果に基づき、令和元年度にかけて、7分野17機種の介護ロボット等を導入した実証を行いました。

実証から、介護の質は維持されたまま職員の身体的負担を軽減し、安全性や時間的なゆとりを生み出すことができたと評価をしております。

また、令和3年4月には、介護現場と開発の双方を支援する拠点として、北九州市介護ロボット等導入支援・普及促進センターが開設され、市内の介護施設に対して、機器等の普及啓発を行いました。

北九州市の介護業務を行動観察によって分析し、合理的に見直す取組は、介護現場における職員の負担軽減と人材不足の解消に向け、新たな視点を獲得ことができ、大変参考になりました。

次に、宗像市子ども基本条例について視察をいたしました。

宗像市の子ども基本条例は、子どもの権利に関する総合的な条例として、平成24年に制定されました。

条例では、子どもの権利を守るため、市、保護者、学校などの子供の関係施設、地域での大人の役割を明らかにするとともに、子どもの権利侵害の救済及び回復に関することを定めていることにより、子供の健やかな成長が保障されるまちづくりを将来にわたって継続的に進めるものとしています。

また、大切な子どもの権利として、安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利、意見を表明する権利の4つを定めています。

こうした子どもの権利を守るための取組として、条例に基づき、周知啓発活動、子ども・子育て支援事業、子どもの権利救済活動が行われています。

子供に関する公的な相談機関には様々なものがありますが、弁護士、社会福祉士、教育関係者の3名で構成された子どもの権利救済委員は、他の機関と独立した第三者機関であることに特徴があります。

その3名のほかに、子どもの権利相談員を3名配置した子どもの権利相談室「ハッピーク

ローバー」を設置しており、子供本人やその家族が安心して気軽に相談し、救済を求めることができる環境がつくられています。

宗像市が条例制定により、保護者、学校などの子供関係施設、地域、市の果たすべき役割を明らかにし、具体的な施策の展開に生かされていることは、美濃市においても子ども・子育てに関わる施策を進めていく上で大変参考になりました。

以上で、報告を終わります。

なお、視察の資料につきましては、事務局にまとめてありますので御参照をお願いします。

---

○議長（古田秀文君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田秀文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 古田豊君、11番 太田照彦君の両君を指名いたします。

---

### 第2 会期の決定

○議長（古田秀文君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から12月22日までの18日間といたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は、本日から12月22日までの18日間と決定いたしました。

---

### 第3 承第7号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（古田秀文君） 日程第3、承第7号についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

承第7号について、総務部長 瀧瀬敬久君。

○総務部長（瀧瀬敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承第7号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の4ページをお開きください。

専第15号 令和4年度美濃市一般会計補正予算（第7号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年10月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

当補正は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民や事業者への支援のほか、オミクロン株対応の新型コロナウイルスワクチン接種事業に早急に着手するため補正を行ったものでございます。

第1条は、予算総額に歳入歳出それぞれ3億4,479万1,000円を追加し、補正後の予算総額

を109億1,128万4,000円としたものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算の金額は、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、8ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により御説明をいたします。

3款 民生費は2億1,191万1,000円を増額し、補正後の額を36億5,498万5,000円とするもので、内訳は、低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯へ1世帯当たり、国、市合わせて計6万円を支給する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業1億2,841万1,000円、住民税均等割のみ課税世帯へ1世帯5万円を給付する給付金事業2,750万円、子育て世帯を支援するため、18歳以下の子供を養育する世帯へ1世帯当たり、県、市合わせて計2万5,000円を給付する子育て世帯負担軽減給付金給付事業3,950万円、また障がい者施設、高齢者施設、保育園・認定こども園を支援する電力等価格高騰対策支援事業に計1,650万円でございます。

4款 衛生費は4,000万円を増額し、補正後の額を9億5,627万1,000円とするもので、内訳は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に4,000万円でございます。

6款 農林水産業費は300万円を増額し、補正後の額を4億6,502万8,000円とするもので、内訳は、農業施設管理団体を支援する農業施設電気料金高騰対策支援事業300万円でございます。

7款 商工費は8,988万円を増額し、補正後の額を6億7,098万3,000円とするもので、内訳は、電気料金、燃料価格高騰の影響を受ける事業者を支援する運送事業者等支援事業750万円、事業者向け省電力設備導入支援事業1,400万円のほか、市民生活を支援する灯油券配布事業6,838万円であります。

以上、補正総額3億4,479万1,000円の財源は、国県支出金2億3,553万5,000円、その他財源が30万円、一般財源1億895万6,000円でございます。

9ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、以上で承第7号 専決処分の承認についての説明を終わります。御承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古田秀文君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

---

再開 午前10時35分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題については、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

承第7号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、承第7号はこれを承認することに決定いたしました。

---

#### 第4 議第54号から第27 議第77号まで（提案説明）

○議長（古田秀文君） 日程第4、議第54号から日程第27、議第77号までの24案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、議第54号、議第62号、議第63号、議第64号、議第75号の5案件について、総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、議第54号 令和4年度美濃市一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人件費の整理、電力等エネルギー価格の高騰による光熱水費の増額のほか、各種事業の推進に当たり、当面する課題に対応するため所要の補正をお願いするものでございます。

赤スタンプ1の議案集20ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,388万9,000円を増額し、補正後の予算の総額を110億9,517万3,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費で、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正で、「第3表 債務負担行為補正」によるものでございます。

それでは、補正の内容について御説明をいたしますので、24ページをお開きください。

第2表の繰越明許費につきましては、紙のふるさとふれあいセンター高圧電気設備修繕経費1,185万8,000円、地域防災拠点施設整備事業2,450万円をそれぞれ繰り越すものでございます。

25ページをお開きください。

第3表の債務負担行為補正につきましては、広報「みの」発行事業、ICT支援員配置業務委託、文化会館指定管理者委託を追加するもので、期間、限度額をそれぞれ定めております。

次に、27ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明を申し上げます。

1款 議会費は188万1,000円を減額し、1億731万8,000円とするものでございます。内訳は、人件費の減で、財源は全て一般財源を減額するものでございます。

2款 総務費は1,094万4,000円を増額し、11億9,100万1,000円とするものでございます。内訳は、マイナポイント支援窓口業務を委託する企画事務経費580万3,000円、本庁舎施設管理経費170万4,000円を増額などで、財源は国県支出金1,391万9,000円を増額し、一般財源297万5,000円を減額するものでございます。

3款 民生費は6,538万4,000円を増額し、37億2,036万9,000円とするものでございます。内訳は、訓練等給付事業1,541万7,000円、放課後児童健全育成事業国県補助金過年度分精算返還金の児童福祉事務経費3,049万8,000円を増額などでございます。財源は、国県支出金2,621万1,000円、一般財源3,917万3,000円を増額するものでございます。

4款 衛生費は4,804万8,000円を増額し、10億431万9,000円とするものでございます。内訳は、新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫補助金過年度分精算返還金4,996万4,000円を増額などで、財源は全て一般財源でございます。

6款 農林水産業費は300万3,000円を増額し、4億6,803万1,000円とするものでございます。内訳は、農業集落排水事業特別会計繰出金136万4,000円の減額のほか、市単土地改良事業229万9,000円を増額などで、財源は、その他財源22万9,000円、一般財源が277万4,000円を増額するものでございます。

7款 商工費は603万1,000円を減額し、6億6,495万2,000円とするものでございます。内訳は、人件費の減額などで、財源は、寄附金のその他財源50万円を増額し、一般財源653万1,000円を減額するものでございます。

8款 土木費は3,502万3,000円を増額し、16億8,643万6,000円とするものでございます。内訳は、都市公園施設整備計画策定経費2,450万円、優良住宅敷地供給促進補助経費450万円の増額などで、財源は、国県支出金66万6,000円、一般財源3,435万7,000円を増額するもの

でございます。

9款 消防費は35万円を減額し、4億4,295万6,000円とするもので、内訳は、人件費の減額で、財源は全て一般財源でございます。

10款 教育費は2,974万9,000円を増額し、11億1,832万6,000円とするものでございます。内訳は、光熱水費の増に伴う学校給食センター施設管理経費1,059万5,000円、旧施設を解体する学校給食センター建設事業費2,200万円の増額などで、財源は、国県支出金740万6,000円、一般財源が2,234万3,000円を増額するものでございます。

以上、今回の補正総額は1億8,388万9,000円の増額で、財源は、国県支出金4,820万2,000円、その他財源が72万9,000円、一般財源1億3,495万8,000円をそれぞれ増額するものでございます。

28ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、以上で議第54号の説明を終わります。

続きまして、議第62号 美濃市情報公開条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集では129ページから132ページでございますが、赤スタンプ2番の議案説明資料にて御説明をさせていただきますので、議案説明資料の6ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、法の規定に基づく個人情報保護制度と市の情報公開制度との整合を図るための改正等を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、情報公開制度において公開しない不開示情報を、個人情報の保護に関する法律と整合を図るための改正及び情報公開に係る不服申立てがあったときの諮問等を新たに設置する美濃市情報公開・個人情報保護審査会において行うこととする改正の2点であります。

それでは、改正の内容につきまして、条例新旧対照表により説明をさせていただきますので、7ページを御覧ください。

なお、引用法令の改正によります文言整理、あるいは条項番号の変更につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしく願いをいたします。

第6条第1項第2号から第9号までにつきましては、情報公開制度において不開示とする個人情報を、個人情報の保護に関する法律で規定する個人情報と整合を図るため、同法の規定に沿った内容とするものでございます。

10ページの第11条及び第12条につきましては、不服申立て等に関する諮問機関である美濃市情報公開審査会を個人情報保護審査会と統合した新たな審査会とするもので、これに伴い美濃市情報公開審査会の組織に関する規定を削除するものでございます。

また、附則については、施行期日を令和5年4月1日と定めております。

以上で、議第62号の説明を終わります。

続きまして、議第63号 美濃市個人情報の保護に関する法律施行条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1、議案集133ページをお開きください。あわせて赤スタンプ2、議案説明資料の12ページの概要を御参照ください。

本条例の制定につきましては、これまで地方自治体ごとの条例に基づき運用されてきた個人情報保護制度が、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律による運用に一元化されることに伴い、従前の美濃市個人情報保護条例を廃止し、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

まず第1条では、条例制定の趣旨を定め、第2条では、条例で使用する用語を定義しております。

第3条では、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を取り扱う事務を開始する際において、必要な届出事項及びその手続について定めております。

第4条、第6条、第7条においては、個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求の手続に必要な記載事項について定めており、第5条では、個人情報の開示請求に係る手数料を無料とすることを定めております。

第8条においては、市が専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、美濃市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができること及びその事由について定めております。

また、附則においては、第1条で施行期日を令和5年4月1日と定め、第2条から第4条において、美濃市個人情報保護条例の廃止及び廃止に伴う経過措置等について定めております。

以上で、議第63号の説明を終わります。

続きまして、議第64号 美濃市情報公開・個人情報保護審査会条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の139ページをお開きください。あわせて赤スタンプ2、議案説明資料15ページの概要を御参照ください。

本条例の制定につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報保護審査会の機能が縮小することから、運用の効率化を図るため、同審査会と関連が深い情報公開制度に関する審査会を統合し、新たな諮問機関を設置することについて定めるものでございます。

まず第1条では、条例制定の趣旨を定め、第2条では、審査会の設置を規定しております。

第3条では、条例で使用する用語を定義し、第4条では、本審査会において調査審議する事項を情報公開条例に基づく情報公開等に係る審査請求に関する事項について、個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報の開示等に係る審査請求に関する事項について、また別に定める美濃市個人情報の保護に関する法律施行条例に規定する審査会に諮問すべき事項についてと定めております。

第5条から第7条においては、審査会の組織について、第8条では審査会の調査審議について、第9条では審査会の調査権限について定めております。

第10条から第15条においては、審査会における審査手続等について定め、第16条では規則への委任について規定しております。

また、附則においては、第1条で施行期日を令和5年4月1日と定め、第2条では委員の委嘱に関する準備行為について、第3条から第5条においては旧情報公開審査会及び旧個人情報保護審査会の廃止に伴う経過措置について定めております。

以上で、議第64号の説明を終わります。

次に、議第75号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1、議案集では、209ページから213ページでございますが、赤スタンプ2番の議案説明資料にて説明をさせていただきますので、87ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い改正をするもので、改正の主な内容につきましては、1点目は、固定資産課税台帳の閲覧や証明書の交付を通じて、DV被害者等の住所が第三者に漏れることを防ぐため、住所に代わる事項を記載したもので対応できることを明記するもの。

2点目は、個人の市民税の控除に関するもので、扶養親族申告書等への記載事項の追加や住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の適用期限の延長、上場株式等の配当所得等に係る課税方式を所得税と一致させることに伴う改正などがございます。

それでは、改正内容につきまして条例新旧対照表により説明をいたしますので、88ページを御覧ください。

なお、引用法令の改正によります文言整理、あるいは条項番号の変更につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしく願いをいたします。

最初に、第1条関係として、美濃市税条例の一部改正につきましてでございます。

第18条の4につきましては、固定資産課税台帳の閲覧や証明書の交付に当たり、DV被害者等の住所が第三者へ漏れることを防ぐための規定が地方税法に設けられたことに伴う改正でございます。

第27条につきましては、個人の市民税について、公的年金受給者の方が所得控除や税額控除を受ける際の配偶者特別控除額について、所得税法上の定義によるとされていた規定を、地方税法上の定義によるものと読み替えるための改正でございます。

第28条の2及び第28条の3につきましても、同じく個人の市民税について、給与所得者及び公的年金受給者の方の配偶者控除等の適用を確実に判定するため、配偶者等が退職手当等を有する場合は、扶養親族等申告書にその旨を記載することなどを規定するものであります。

第32条、第33条の6につきましては、個人の市民税について、上場株式等の配当所得等及び譲渡所得に係る課税方式を所得税と一致させるため、関係規定の整備を行うものでございます。

92ページの附則、第5条の3の2につきましては、所得税における住宅ローン控除の適用

期限が4年間延長され、令和3年までの入居が令和7年までとなったほか、新築住宅等に係る控除期間が延長され、令和20年度までとされたことに伴い所要の改正を行うものであります。

第12条の2につきましては、市町村の自主的な判断で決定している地方税の特例措置について、複数の条文に分かれていたものを一つにまとめるため、第12条の2の2を削除し、第12条の2第3項として追加するものでございます。

第14条の3につきましては、先ほど説明いたしました上場株式等の配当所得等における課税方式の整備について、所得税において申告分離課税が適用された場合に限り、個人の市民税も申告分離課税を適用することを規定するものであります。

94ページの第19条の2、95ページの19条の3につきましては、上場株式等の配当所得等における課税方式の整備に関するもので、外国上場株式等に係る配当所得等について確定申告書に記載がある場合に限り、市民税の申告分離課税の適用を受けることができるとするものであります。

第25条につきましては、附則第5条の3の2の改正に含まれるため、本条文を削除するものであります。

97ページの第2条関係につきましては、令和3年度に行った美濃市税条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、施行日を令和6年1月1日としていたものについて、今回の条例改正と整合を図り、最終の条文とするため、所要の改正を行うものであります。

最後に、施行期日について説明をさせていただきますので、赤スタンプ1、議案集の212ページをお開きください。

附則第1条では、施行期日を令和5年1月1日と定めていますが、市民税の配偶者特別控除、上場株式等の配当所得等に関する規定については、令和6年1月1日から、固定資産税課税台帳における支援措置に関する規定については、民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の日としております。

また、第2条及び第3条では、納税証明書、市民税に関する経過措置について定めてございます。

以上で、議第75号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古田秀文君） 次に、議第55号及び議第58号の2案件について、民生部長 西部睦人君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部睦人君） 皆さん、おはようございます。

それでは初めに、議第55号 令和4年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

赤スタンプ1、議案集の58ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万4,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ26億227万3,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、59ページ及び60ページの「第

1表「歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正で、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。  
61ページを御覧ください。

債務負担行為の補正につきましては、国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託を設定するもので、その期間及び限度額を定めております。

次に、補正の内容につきまして御説明いたしますので、63ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明いたします。  
歳出の1款 総務費は、人件費108万4,000円を増額するもので、財源内訳は一般会計繰入金でございます。

64ページ以降の説明は省略させていただきます、議第55号の説明を終わります。

次に、議第58号「令和4年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の92ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万8,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ21億4,469万6,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、93ページ及び94ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

96ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明いたします。  
歳出の1款 総務費は、人件費28万8,000円を増額するもので、財源内訳はその他一般会計からの繰入金です。

97ページ以降の説明は省略いたしまして、議第58号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（古田秀文君） 次に、議第56号、議第57号、議第60号、議第76号、議第77号の5案件について、建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） 皆さん、おはようございます。

それでは、補正予算3件、条例改正2件、計5件について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集70ページをお開きください。

議第56号「令和4年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,008万7,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、74ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入も併せて御説明申し

上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は、補正前の額に136万4,000円を減額し、補正後の額を1億2,019万9,000円とするものでございます。その補正額の財源内訳は、一般会計からの繰入金136万4,000円の減額でございます。

なお、75ページ以降は内訳のため、説明は省略させていただき、議第56号の説明を終わります。

続きまして、議第57号 令和4年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集80ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,944万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,110万円とするものでございます。

また、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」に補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額を記載しております。

次に、84ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入も併せて御説明申し上げます。

第1款 総務費は、補正前の額に505万2,000円を減額し、補正後の額を4,844万7,000円とするものであり、補正額の財源内訳は、その他の分担金及び負担金505万2,000円の減額でございます。

第2款 下水道事業費は、補正前の額に1,439万5,000円を減額し、補正後の額を2億7,149万2,000円とするものであり、補正額の財源内訳は、一般会計からの繰入金167万円の増額とその他の分担金及び負担金1,606万5,000円の減額でございます。

第3款 公債費は、財源の組替えをするもので、補正額はございません。一般会計からの繰入金103万円を減額し、同額をその他の分担金及び負担金を増額するものでございます。

なお、85ページ以降は内訳のため、説明は省略させていただき、議第57号の説明を終わります。

続きまして、議第60号 令和4年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の116ページをお開きください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算の第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の第1款 水道事業費用の既決予定額に1,509万3,000円を増額し、補正後の額を4億15万1,000円とするものでございます。

第3条は、予算の第7条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものでございます。

(1)職員給与費の既決予定額に24万9,000円を増額し、補正後の額を2,632万8,000円とする

ものでございます。

なお、117ページ以降の説明は省略させていただき、以上で議第60号の説明を終わります。

次に、議第76号 美濃市特定公共賃貸住宅管理条例及び美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集214ページをお開きください。あわせて赤スタンプ2の議案説明資料の98ページをお開きください。

今回、改正をお願いするのは、近年、身寄りがなく保証人を立てることが困難な単身高齢者等が増加していることを踏まえまして、今後も住宅困窮者に対し適切に住宅の提供を行っていくために必要な改正を行うもので、主な改正内容は、特定公共賃貸住宅及び市営住宅の入居手続において、提出する請書に連帯保証人の連署を求める規定を削除するものでございます。

なお、条例の施行期日は令和5年4月1日とするものでございます。

また、新旧対照表は赤スタンプ2の99ページ、100ページを御参照いただきたいと思います。

以上で、議第76号についての説明を終わります。

続きまして、議第77号 美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の216ページ、併せて赤スタンプ2、議案説明資料の101ページをお開きください。

101ページに記載のとおり、本条例の改正趣旨は、国の指針に基づき、経営成績や財務状況の明確化、弾力的な企業経営等のため、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することについて所要の改正をするものでございます。

主な改正の内容につきましては、題名を「美濃市上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改め、公共下水道事業と農業集落排水事業を併せて下水道事業とし、その設置、地方公営企業法の全部適用、経営の規模等を規定するものでございます。あわせて、改正に伴う関係条例の所要の改正及び一部廃止を行うものでございます。

なお、条例の施行期日は、令和5年4月1日からとするものでございます。

また、条例の新旧対照表は、赤スタンプ2の102ページから127ページを御参照いただきたいと思います。

以上で、議第77号についての説明を終わります。

建設部については以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（古田秀文君） 次に、議第59号について、美濃病院事務局長 林信一君。

○美濃病院事務局長（林 信一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第59号 令和4年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の102、103ページをお開きください。

それでは、予算書に従い御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

初めに、収入の第1款 病院事業収益の既決予定額に8,105万4,000円増額し、補正後の額を27億831万2,000円とするもので、これは第2項 医業外収益で病院職員及びパート職員への特別手当・報酬に対する一般会計からの補助金及び新型コロナウイルス感染症対策事業に係る各種補助金でございます。

次に、支出の第1款 病院事業費用の既決予定額に1億4,549万7,000円を追加し、補正後の額を29億4,066万3,000円とするものでございます。

この主な内容につきましては、104ページを御覧ください。

下の支出の表の第1項 医業費用の給与費で、医師、看護師の増員による人件費、また職員及びパート職員への特別手当・報酬の支給などに伴い9,754万9,000円を増額、経費では、コロナ関連の検査及び廃棄物処理経費、非常勤医師の謝金、電気料金、施設修繕などの増に伴い4,070万4,000円の増額、訪問看護ステーション費では、給料、手当等の増に伴い724万4,000円増額するものでございます。

103ページに戻りまして、第3条は、予算第7条に定めております職員給与費に変更が生じることから、既決予定額に1億459万円を追加し、14億4,072万7,000円とするものでございます。

105ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第59号の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（古田秀文君） 次に、議第61号について、選挙管理委員会事務局長 後藤尋明君。

○総務課長・選挙管理委員会事務局長（後藤尋明君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第61号 美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び美濃市議会議員及び美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正条例は、赤スタンプ1、議案集の127、128ページになりますが、赤スタンプ2、議案説明資料にて御説明させていただきます。

それでは、議案説明資料の1ページを御覧ください。

本条例は、公職選挙法施行令の改正により、国政選挙における公営の限度額、いわゆる公営単価が引き上げられたことに準じ、美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における公営単価の限度額等の改正を行うものでございます。

主な改正内容のうち、美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例に関する改正は、自動車の使用に関する公営の限度額を引き上げるものと、ポスターの作成に関する公営の限度額及び加算額を引き上げるものでございます。

また、美濃市議会議員及び美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例に関する改正は、ビラの作成に関する公営の限度額を引き上げるものでございます。

改正の内容につきましては、条例新旧対照表により御説明いたしますので、2ページ以降を御覧ください。

なお、文言の整理、引用法令または根拠法令の改正による条項番号の改正等につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の改正のうち第2条の改正は、第1号で、市議会議員及び市長選挙において、候補者が自動車を使用する場合の1日当たりの公営の限度額を「2万3,650円」から「2万3,900円」に、第2号で候補者がポスターを作成する場合の1枚当たりの公営の限度額を「525円6銭」から「541円31銭」に、また作成に係る定額の加算額を「18万5,000円」から「18万8,420円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

第4条の改正は、第1号で候補者が一般乗用旅客自動車運送事業者と契約し自動車を使用する、いわゆるタクシー等を使用する場合において、市が契約事業者に支払う1日当たりの公営の限度額を「2万3,650円」から「2万3,900円」に、第2号アで候補者が使用する自動車が借入れ契約による場合における1日当たりの公営の限度額を「9,800円」から「9,980円」に、同号イで使用する燃料の供給に関する契約による場合における1日の公営の限度額を「3,850円」から「3,920円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

続いて、美濃市議会議員及び美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の改正のうち、第2条では、市議会議員及び市長選挙において、候補者がビラを作成する場合の1枚当たりの公営の限度額を「7円51銭」から「7円73銭」に引き上げる改正を、第4条では、公費負担額の算定に用いる作成単価を第2条と同じ額とする改正をそれぞれ行うものでございます。

また、本条例の施行期日につきましては、赤スタンプ1、議案集の128ページにございますとおり、附則第1項において、施行期日を公布の日と定め、附則第2項で、その適用は、条例施行日以降に告示される選挙からと定めてございます。

以上で、議第61号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（古田秀文君） 次に、議第65号から議第74号までの10案件について、市長公室長 井上博司君。

○市長公室長兼秘書課長（井上博司君） おはようございます。

それでは、議第65号から第74号までの議案について御説明を申し上げます。

最初に、議第65号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明をいたします。

赤スタンプ1、議案集の146ページをお開きください。また、御説明は議案説明資料でさせていただきますので、赤スタンプ2、議案説明資料17ページを併せてお開きください。

条例制定の趣旨は、地方公務員法の改正を踏まえ、定年年齢の引上げ及び役職定年制を導

入することについて、関係条例の所要の改正及び廃止を行うものでございます。

改正する条例は8条例で、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、美濃市職員特殊勤務手当支給条例、美濃市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例、美濃市職員の育児休業等に関する条例、美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、美濃市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、美濃市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、美濃市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例であります。

いずれも定年年齢の引上げ及び役職定年制の導入に伴う改正で、改正内容につきましては、議案説明資料18ページ以降の新旧対照表を御参照いただきますようお願いいたします。

廃止する条例は、美濃市職員の再任用に関する条例でございます。本条例は廃止し、再任用に関する規定は、議第66号の美濃市職員の定年等に関する条例の中で暫定再任用として規定をまいります。

施行期日は令和5年4月1日としております。

次に、議第66号 美濃市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案集の151ページ、議案説明資料24ページをお願いいたします。

改正の趣旨は、地方公務員法の改正を踏まえ、職員の定年を引き上げ、管理監督職勤務の上限年齢制の導入、定年前再任用短時間勤務制の導入のほか、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容として8点ございます。

まず1点目、医師を除く職員の定年年齢を現行の60歳を65歳に引き上げるものでございます。

2点目、3点目、並びに4点目は、管理監督職勤務の上限年齢に関する内容で、上限年齢制の対象となる管理監督職を定め、上限年齢を60歳とし、管理監督職勤務上限年齢による降格及び管理監督職への任用の制限の特例を定めるものでございます。

5点目は、60歳以上の退職者について、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に採用できるものとするものでございます。

6点目は、令和5年度から令和12年度までの間における定年は、段階的に定年年齢を引き上げていく経過措置を設けるものでございます。

7点目は、職員が60歳に達する年度の前年度に当該職員に対して、60歳以後の任用形態及び給与等の必要な情報を提供し、60歳以後における勤務の意思を確認していくことを定めております。

最後8点目は、段階的な定年年齢の引上げの経過措置に伴う再任用及び従来の再任用職員に関して、暫定再任用職員として任用していくことについて必要な事項を定めます。

改正する条項等につきましては、議案説明資料25ページ以降の新旧対照表を御参照ください。

また、施行期日は令和5年4月1日としております。

次に、議第67号 美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案集166ページ、議案説明資料33ページをお願いします。

改正の趣旨は、令和4年8月8日付で人事院勧告による国家公務員の一般職の給与に関する法律の改正を踏まえ、期末手当等の規定を改正、また地方公務員法の改正による定年延長制度の導入に伴う所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、特定任期付職員の期末手当支給率を改定し、期末手当支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

令和4年度は調整として、12月支給分の1.625月分に0.05月分を引き上げ、令和5年度以降は6月及び12月支給分にそれぞれ0.025月分引き上げるものでございます。

次に、特定任期付職員の給料表の改定で、1号給の給料月額を1,000円引き上げ、現行の37万5,000円を37万6,000円とするものでございます。

施行期日は公布の日としておりますが、給料表の改定は、令和4年4月1日から適用し、期末手当の令和4年度支給分は、令和4年12月1日から適用することとしております。

第2条関係の改正は、定年延長制度導入に伴う改正であるため、施行期日は令和5年4月1日とするものでございます。

次に、議第68号 美濃市職員の降給に関する条例について御説明を申し上げます。

議案集169ページ、議案説明資料37ページをお願いいたします。

制定の趣旨は、地方公務員法の改正を踏まえ、定年延長制度を導入するに当たり、役職定年時に管理監督職からの降任を可能とすることなどを定めるために制定するものでございます。

主な改正は、議案説明資料37ページを御覧ください。

1としまして、条例第2条で規定しております降給の種類でございます。

2は、条例第3条で規定しております降格の事由でございます。

3は、第4条で規定しております降号の事由でございます。

施行期日は令和5年4月1日とするものでございます。

次に、議第69号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集の172ページ、議案説明資料38ページをお願いいたします。

改正の趣旨は、令和4年8月の人事院勧告による国家公務員の一般職の給与に関する法律の改正を踏まえ、期末手当の規定を改正するものでございます。

改正内容は、議会の議員の期末手当支給率を改定し、期末手当支給月額を0.1月分引き上げるものでございます。令和4年度は調整として12月支給分の2.125月分に0.1月分を引き上げ、令和5年度以降は、6月及び12月支給分にそれぞれ0.05月分を引き上げるものでございます。

施行期日は公布の日としておりますが、令和4年度支給分は、令和4年12月1日から適用

し、令和5年度以降支給分は、令和5年4月1日を施行日としております。

次に、議第70号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案集の174ページ、議案説明資料40ページをお願いいたします。

改正の趣旨、改正内容並びに施行期日とも議第69号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、議第71号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案集の176ページ、議案説明資料42ページをお願いいたします。

改正の趣旨は、本年の人事院勧告による国家公務員の一般職の給与に関する法律の改正を踏まえ、給料月額及び勤勉手当の規定を改正するとともに、地方公務員法の改正による定年延長制度に伴う所要の改正を行うものでございます。

議案説明資料の42ページから43ページを御覧ください。

主な改正内容としまして、1点目としまして、給料表を改定するもので、行政職給料表(一)のうち30代半ばまでの職員が在職する号給について0.3%引き上げ、民間との間に差がある大卒程度の初任給を3,000円、高卒程度の初任給を4,000円引き上げるものでございます。

2点目として、勤勉手当支給率を改定し、勤勉手当支給月数を0.1月分引き上げるものでございます。令和4年度は調整として、12月分の0.95月分に0.1月分を引き上げ、令和5年度以降は、6月及び12月支給分にそれぞれ0.05月分引き上げるものでございます。

3点目は、定年延長制度導入に基づく給与改定で、61歳となる年度以後の職員の給料月額を60歳到達時の給料月額7割水準とし、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を規定するものでございます。

施行期日は公布の日としておりますが、給料表の改定は令和4年4月1日から適用し、勤勉手当の令和4年度支給分は令和4年12月1日から適用することとしております。

勤勉手当の令和5年度以降の支給分及び定年延長制度導入に伴う改正は、施行期日を令和5年4月1日としております。

次に、議第72号 美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案集の202ページ、議案説明資料77ページをお願いいたします。

改正趣旨、改正内容は、新型コロナウイルス感染症が蔓延していた状況下で医療体制の保持に貢献した美濃病院パートタイム会計年度任用職員のうち、令和4年4月1日から令和4年9月30日までの期間中に勤務し、同年12月1日時点で引き続き勤務しているパートタイム会計年度任用職員に、医療体制保持特別報酬3万円を支給するものでございます。

施行期日は令和5年1月1日としております。

次に、議第73号 美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案集の203ページ、議案説明資料79ページをお願いいたします。

改正趣旨は、議第71号の美濃市職員の給与に関する条例の改正の一般職の給料月額の設定と同様で、改正内容は、フルタイム会計年度任用職員の給料月額を平均0.64%引き上げるものでございます。

施行期日は令和5年4月1日としております。

次に、議第74号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集の208ページ、議案説明資料85ページをお願いいたします。

改正の趣旨は、地域でコロナ医療などの一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員の処遇を改善するための診療報酬の改定が行われたことに伴い、美濃病院に勤務する看護師等の処遇改善を図るとともに、新型コロナウイルス感染症が蔓延していた状況下で医療体制の保持に貢献した職員に手当を支給するものでございます。

改正内容の1点目としまして、看護師の処遇改善手当の支給額を給料月額の100分の1.5から100分の4.5に引き上げるものでございます。

2点目は、議第72号 美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正と同様で、美濃病院職員に医療体制保持特別報酬3万円を支給するものでございます。

施行期日は令和5年1月1日としてございます。

以上で、議第65号から議第74号までの説明について終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（古田秀文君） 以上で24案件の説明は終わりました。

お諮りいたします。議案精読のため、明日から12月14日までの9日間休会いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、明日から12月14日までの9日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については12月7日の正午までに事務局へ御提出ください。

---

## 散会の宣告

○議長（古田秀文君） 本日はこれをもって散会いたします。

12月15日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午前11時43分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月5日

美濃市議会議長                      古   田   秀   文

署 名 議 員                      古   田                      豊

署 名 議 員                      太   田   照   彦

令和 4 年 12 月 15 日

令和 4 年第 5 回美濃市議会定例会会議録（第 2 号）

## 議 事 日 程 (第 2 号)

令和 4 年 12 月 15 日 (木曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 54 号 令和 4 年度美濃市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第 3 議第 55 号 令和 4 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 4 議第 56 号 令和 4 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議第 57 号 令和 4 年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 議第 58 号 令和 4 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 7 議第 59 号 令和 4 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 8 議第 60 号 令和 4 年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議第 61 号 美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び美濃市議会議員及び美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議第 62 号 美濃市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議第 63 号 美濃市個人情報の保護に関する法律施行条例について
- 第 12 議第 64 号 美濃市情報公開・個人情報保護審査会条例について
- 第 13 議第 65 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 14 議第 66 号 美濃市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議第 67 号 美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 16 議第 68 号 美濃市職員の降給に関する条例について
- 第 17 議第 69 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議第 70 号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 19 議第 71 号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議第 72 号 美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 21 議第 73 号 美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 22 議第 74 号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第 23 議第 75 号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 第 24 議第 76 号 美濃市特定公共賃貸住宅管理条例及び美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第 25 議第 77 号 美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 26 市政に対する一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

第1から第26までの各事件

---

### 出席議員（13名）

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

---

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	島 田 昌 紀 君	市長公室長兼 秘書課長	井 上 博 司 君
総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君	民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 睦 人 君
産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君	建 設 部 長	伊 藤 篤 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	篠 田 博 史 君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	武 井 由 典 君
美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君	民 生 部 参 事 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長	辻 幸 子 君
建 設 部 参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君	総 務 課 長 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	後 藤 尋 明 君

---

### 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	柴 田 勝 己	議会事務局次長	佐 藤 和 仁
議会事務局 議事調査係長	内 藤 佳 奈 子		

## 開議の宣告

○議長（古田秀文君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いします。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

○議長（古田秀文君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田秀文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 山口育男君、13番 佐藤好夫君の両君を指名いたします。

---

### 第2 議第54号から第25 議第77号まで（質疑）

○議長（古田秀文君） 日程第2、議第54号から日程第25、議第77号までの24案件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっている議第54号から議第77号までの24案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、総務産業建設常任委員会は12月19日の午前10時から、民生教育常任委員会は12月20日の午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長に代わって告知いたします。

---

### 第26 市政に対する一般質問

○議長（古田秀文君） 日程第26、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 皆さん、おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、私は通告に従い、一問一答形式で1点目、美濃市における公共交通について2つの質問を市長に、2点目、マイナンバーカードについて2つの質問を民生部長にいたします。

それでは、最初に、美濃市における公共交通について市長にお尋ねしますので、よろしく

お願いいたします。

現在、地方都市は共通に人口減少・高齢化問題を抱えています。様々な解決策が試みられているものの、決定打となる策はほとんどないのが現状です。先日の行政視察でお訪ねした市町村においても、観光・移住政策においてある程度の成功を収められておりましたが、人口減少を払拭するまでには至っていませんでした。

本市においても、人口減少・高齢化問題は最重要課題ではありますが、やはり直接的な決定打がなく、第6次総合計画に上げられている健康、福祉、子育て・教育、観光・文化、農業・林業、商業・工業、住環境、防災・防犯の各施策を確実に実行し、本市の特徴を生かすことが最善であります。このような状況の中、人口減少社会において地域の活力を維持・強化し、住み慣れた地域で長く安心して暮らせるためには、地域公共交通ネットワークを確保することが最も重要であると考えます。

しかしながら、美濃市第6次総合計画策定に関わる調査報告において、美濃市から移転したい（美濃市から出たい）理由では、「公共交通機関が整っていない」が57.6%と最も高く、次いで、「買物が不便」が54.5%となっています。また、美濃市に将来どのようなまちになってほしいと思いますかの問いでは、20代で「バス・鉄道などの公共交通機関が充実したまち」が最も高くなっており、今後の美濃市のまちづくりを進めるに当たり、どのような施策を重点に進めたらよいかとの問いでも、20代、50代、60代で鉄道・バスなどの公共交通機関施策が最も高くなっております。

調査結果からも、公共交通機関に不便を感じ、充実を期待する市民の声が非常に多いことがよく分かります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、公共交通機関の利用者がさらに減少しており、このまま利用者の減少が続くと、地域の足である公共交通の維持存続に大きな影響を及ぼします。

地方の公共交通機関をどうするかの問題については、通常であれば、5年、10年、20年先を見据え、多くの検討を重ねて構築するものですが、現状は新型コロナウイルス感染拡大で一気に待たなしの状況に落下させられたように思います。

今後、鉄道、バス、タクシーなどの経営危機が噴出する可能性があり、早急に対処する必要があります。このような状況下、現在の美濃市における公共交通を考えると、様々な課題と問題点があると考えます。

そこで1つ目の質問です。

美濃市における公共交通について、現状の課題、問題点をどう捉えているか、市長にお尋ねします。

○議長（古田秀文君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） おはようございます。

今、松嶋議員から美濃市における公共交通の問題について、どう捉えているかと御質問いただきました。お答えをさせていただきます。

本市におきましては、平成25年6月に、誰もが安全で安心して自由に移動できる公共交通を確保するという目指しを以て、美濃市地域公共交通計画を策定しております。同計画に基づきまして、平成25年10月から乗り合わせタクシー「のり愛くん」を本格運行するなど、様々な取組を実施してまいりました。

こうした中でありますけれども、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が令和2年11月に施行され、地方公共団体に地域公共交通計画を策定することが努力義務化されたことや、現行の地域公共交通計画が一応今年度末をもって終期を迎えるということを受けまして、美濃市の将来の公共交通の在り方を示す新たな地域公共交通計画を策定することといたしました。

計画策定のために、本年4月に有識者、公共交通事業者、市民や利用者の代表者、国や県の関係機関等で構成する美濃市公共交通活性化協議会を設立し、議論を重ねているところでございます。

先月開催いたしました協議会では、現行計画の評価及び検証、現状分析、市民及び利用者ニーズの調査結果の基に美濃市における公共交通に関する課題が大きく3点示されました。

1点目は、15歳から64歳までのいわゆる現役世代に関する移動ニーズです。市民アンケートでは、10歳代の半数以上の方から、日常生活の移動手段に不便を感じていると回答がありました。このため、若い世代に対する通学や買物などの移動手段を充実させる必要性があると考えております。また、二十歳から64歳の大半の方からは、自家用車があるため、日常生活の移動手段に不便を感じていないと。しかしながら、将来車が使えなくなることが不安だという声が寄せられました。

このため、誰もがいずれば車が使えなくなると、こういうことを見据えた公共交通網を構築していく必要があると考えております。

2点目は、65歳以上の高齢者に関する移動ニーズです。市民アンケートによりますと、89歳までは72%の方が同乗も含め自家用車を利用していると。90歳代になりますと32%まで利用が下がります。また、運転免許証を返納することに関しまして、思いどおりに外出できない、家族などに送迎を頼みづらい、近くにスーパーや病院がないといった不安の声が寄せられました。

このため、のり愛くんを中心として、高齢者が安心して地域で暮らすことができる公共交通網を維持する必要があると考えております。

大きく3点目は、公共交通に係る予算でございます。過去5年間に美濃市が支出しました公共交通関連予算は増加傾向にあります。令和3年度決算では総額約1億2,000万円、市民1人当たりの負担額は約6,100円となっております。有識者によりますと、美濃市の公共交通は、長良川鉄道、岐阜バス、のり愛くんなど複数の選択肢があり、他の市町村と比べると大変恵まれているということがございますけれども、社会保障費や行政課題が今後増えていく中で、これらの公共交通の維持のために今後も大きな予算を支出し続けるということにつきましては、市民と共にいま一度共通の理解をいただく必要があると考えています。

いずれにしても、この課題は、最近新聞を見ましても、地方鉄道の問題を含めまして大きな課題となっています。国の動向、あるいはその他の市町村の動向を見ながら、市民の安全・安心に努めていくという方向で考えていきたいと思えます。

〔1番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

答弁にて美濃市における公共交通について、課題、問題点をどう捉えているか確認できました。

私も大きな課題、問題点が2つあると考えております。

冒頭で、地方都市は共通に人口減少、高齢化問題を抱えていますと申し上げました。

1つ目が、生産年齢人口の減少により、通勤・通学での公共交通利用者のさらなる減少が予想される中で、鉄道、路線バス、タクシー等をどう維持していくかについてです。

地方における地域公共交通は、利用者が減少することにより事業者の経営状況が圧迫され、赤字路線を廃止せざるを得ない等、維持が困難な状況にあります。地域鉄道は約8割の事業者が赤字を抱え、乗合バスは民間事業者の約7割、公営事業者の約9割が赤字となっています。

このように、地方における公共交通事業者は厳しい経営状況に至っており、地域公共交通はますます衰退し、今後必要なサービスを受けることのできない地域住民が増加する等、危機的な状況への対処が必要と考えます。

2つ目が、高齢化に伴い、社会問題化している高齢者ドライバーの重大事故の増加とその要因となる免許返納後に買物や通院等の日常の移動に支障が出ることへの対処です。

地方の自動車交通の特徴として、自ら自動車を運転する高齢者の割合が多く、高齢者ドライバーの交通事故が増加しています。

私は、数か月前に美濃市の下松森交差点で、南進から西への右折車線で信号待ちをしていたところ、そのさらに右から逆走し交差点を左折した高齢者ドライバーを目撃しました。数週間前には、同じ交差点で南進する車線で信号待ちをしていたところ、東から右折した高齢者ドライバーが逆走して手前の右折車線に進入し、急ブレーキをかけたところに遭遇しております。美濃市においても高齢者ドライバーの重大事故がいつ起きてもおかしくない状況にあると強い危機感を覚えたところであります。

免許返納等によって車を運転することができない高齢者は、日常生活において不便な思いをしていることが多く、例えば買物をするのに非常に不便な思いをする買物難民の増加等が問題であり、交通不便地域に住む高齢者等の方に向けて公共交通等による移動支援が課題であると考えております。

人口減少の歯止めと住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる社会の実現を目的として、公共交通ネットワークの確保が必ず必要であります。そのためには将来を見据えた計画を立て、どのような対策を行うかが大変重要です。

ここで2つ目の質問です。

美濃市における公共交通について、将来に向けた対策、在り方をどのように考えているか、市長にお尋ねします。

○議長（古田秀文君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 松嶋議員から2点目の質問ということで、将来に向けた対策、在り方をどう捉えているかということでございます。

美濃市に限らず全国の地方都市におきまして共通しておりますけれども、高度経済成長期から始まったモータリゼーションが進展したこと、少子高齢化や人口減少が進んでいること、さらに直近では、新型コロナウイルス感染症によって外出が抑制されていることなどによりまして、鉄道やバスといった公共交通を利用する市民は一貫して減少しているということでございます。

平成28年度から昨年度までの過去5年間におけます市内の公共交通の利用者数の推移を申し上げますと、長良川鉄道のほうは延べ2万5,915人減少しております。岐阜バスの牧谷線の乗車人数は1,925人減少しています。のり愛くんの乗車ニーズも実はピーク時から比べますと、1万500人ほど減少していると。これまでも平成11年の名鉄美濃町線の廃止や令和2年の高速バス停留所の一部廃止など利用者の減少を受けて市内の公共交通が衰退していると、こういうことから現在運行しております市内の公共交通も利用者が増加しないことには将来にわたって維持していくことは困難かなあと、こんなふうに思っています。

また、例えばのり愛くんにおきましても午前利用者が偏る一方で、午後の運行には余裕があるなど、単に運行車両を増やすだけでは解決できない課題もあります。今後の対策を考える際には、利用者との意思疎通を十分に図る必要があると思っています。

これらの課題も踏まえながら、先月の協議会では新しい地域公共交通計画の3つの基本方針につきまして議論をしていたところでございます。

1つ目は、広域的な公共交通網の維持、確保により都市間のつながりを強化する。例えば関のターミナルとの連携ということもあるかも知れません。そして通勤・通学などで関市、岐阜市、名古屋市などへの移動が見られることや、観光などの交流人口、あるいは関係人口の創出、さらには定住人口を確保していく観点から、美濃市と他の都市間とのつながりの強化を目指してまいりたいと考えております。

2つ目は、地域を支える公共交通の充実により地域間のつながりを強化するということがあります。長良川鉄道などの広域的な公共交通を補完しているのり愛くんにつきましては、高齢者を中心に身近な公共交通として定着していることから、引き続き利用者のニーズに対応していくことで地域を支える公共交通の充実を目指してまいりたいと思っています。

3つ目は、地域の公共交通をみんなで育て、守るということでありまして、現在の公共交通は、公共サービスとして市の予算を投入しながら維持をしているということでございます。将来にわたって持続可能な公共サービスとしていくためには、引き続き市民、事業者、市が育て、守っていくものとしています。

今後協議会におきましては、来春の計画策定を目指して、大きな方向性について議論を進めておりますけれども、中でも利用を促進するために利便性の向上を図ると。そして、議員御指摘のとおり、今後も増加する免許返納者に対して地域で安心して暮らし続けることができる公共交通網を維持していくことは特に重要な対策ということで考えています。

ちなみに、のり愛くんにつきましては、買物の方が行くときは空で行って、帰りは重たい荷物を持って帰ってくるということで、停留所から家まで重たいなあと、こんな課題もございますけれども、のり愛くんがドア・ツー・ドアになりますと、タクシー業界との関係もございましてなかなかできませんが、あくまでも停留所方式ということでありますので、その辺につきましては、市民の方々と十分議論しながらより利用しやすい公共交通として活用していきたいと考えています。

〔1番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

答弁にて美濃市における公共交通について、将来に向けた対策、在り方をどのように考えているか確認できました。

本年4月に美濃市公共交通活性化協議会が設立され、協議が重ねられております。答弁にありましたように、公共交通を使っているのは通学の生徒、買物や病院通いのお年寄り、あるいはそこに住んでいない観光客などであります。その人たちのニーズ、意見を吸い上げ、議論し意思決定することをお願いいたします。

これまでの公共交通の議論は交通弱者をどう救済するかという観点から語られることがほとんどでありましたが、本市にとって公共交通の維持は本市が生き残れるか、持続可能かという点において住民全体の問題であります。

生産年齢人口の減少により、利用者のさらなる減少が予想される中、公共交通をどう維持していくかについては、高速バス、路線バス、観光バス、タクシー、そしてマイカーによるパーク・アンド・ライドなど、それぞれを乗り継ぐ拠点となるシティターミナルを設けることが有効であると考えます。利用者の減少が予測されるからこそ利便性を高めて、観光客を含め利用者を増やし、公共交通を維持するための拠点づくりについても検討していただきたいと考えております。

高齢化に伴い社会問題化している高齢者ドライバーの重大事故の増加とその要因となる免許返納後に買物や通院等の日常の移動に支障が出ることへの対処については、まず重大事故の抑制に向け、対歩行者の衝突軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等に対する補助金制度の充実が必要です。同時に免許返納後の対処として、デマンドタクシー「のり愛くん」のさらなる利便性の向上に取り組んでいただくようお願いいたします。

御答弁いただきましたように、人口減少社会において地域の活力を維持、強化し、市民の皆様が住み慣れた地域で長く安心して暮らせるためには、地域公共交通ネットワークを維持することが重要であります。将来に向けた対策、在り方について、さらなる議論を深め対応

いただくことをお願いいたしまして、1つ目の美濃市における公共交通についての質問を終わります。

次に2点目の質問、マイナンバーカードについて民生部長にお尋ねしますので、よろしくお願いいたします。

私は令和3年6月議会の一般質問で、マイナンバーカードについてお尋ねしており、内容等に重複する点がありますが、状況が変わっておりますのでよろしくお願いいたします。

御承知のように、2016年1月にスタートしたマイナンバー制度は、公的サービスの効率化や国や自治体同士の情報共有などを目的に制定された制度です。

マイナンバー制度の主な目的は、次の3点です。

1. 国民の利便性の向上、社会保障・税関係の申請時に課税証明書などの添付書類が削減されるなど、面倒な手続が簡単になる。また、本人や家族が受けられるサービス、情報等のお知らせを受け取ることが可能になる。

2. 行政の効率化、国や地方公共団体間で番号情報が共有されることにより、これまで時間がかかっていた情報の照合や転記等に要する時間、労力が大幅に削減され、手続が正確でスムーズになる。

3. 公平・公正な社会の実現、国民の所得状況が把握しやすくなることで、税や社会保障の負担の不当逃れや不正受給の防止、本当に困っている人へのきめ細かな支援が可能になる。このような理由で制定されたものです。

しかし、マイナンバー制度の利用はなかなか進みませんでした。その理由として上げられるのが、制度への不信感で、世論調査によると所得状況が全て把握されてしまう、保険料が未納だとすぐに催促されるなど、間違った情報でマイナンバーカードに負担をイメージする人が多くいたとされています。

そこで、総務省はマイナンバーカード普及のため、カードを取得していない人に対し、QRコード付申請書を再送付したり、ポイント還元制度「マイナポイント」をスタートするなど促進に努めました。

地方自治体の努力もあり、10月末時点での全国のマイナンバーカード交付枚数率は51.1%となり、国民の半数を超え、岐阜県においては50.6%となっております。10月末時点での美濃市における交付枚数率は62.6%であり、令和3年6月にお尋ねした時点が28.8%でしたので、1年4か月ほどで2倍以上に伸びたこととなります。

この数字の状況から1か月半が経過しており、現状についてお尋ねします。

ここで1つ目の質問です。

マイナンバーカードについて、美濃市における申請、交付の状況はどのようなか、民生部長に答弁を求めます。

○議長（古田秀文君） 民生部長 西部睦人君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部睦人君） おはようございます。

マイナンバーカードについての御質問の1点目についてお答えをいたします。

本市におけるマイナンバーカードの本年7月末の交付状況は37.0%で、全国平均を大きく下回っておりました。

総務省からの指導や国からの交付税の算入率にマイナンバーカードの交付率が加味されるとの発表がありましたので、交付率向上のため休日窓口、スーパーやふれあいセンター、美濃病院等での出張受付会場の開設、企業訪問、個別訪問、市役所での申請サポートなど様々な取組を行ってまいりました。

その結果、11月末時点のマイナンバーカードの交付枚数は1万3,118枚、交付枚数率は66.3%となり、全国平均の53.9%を上回りました。また、11月末時点の申請件数率は70.59%で、県内42市町村の最上位となっております。

なお、概算ですが、昨日現在、本市における申請件数率は73.58%となっているところでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

総務省によると、美濃市は9月、8月と比べた1か月間でのマイナンバーカード申請、交付の増加率が全国の市と特別区の中でいずれもトップだったと聞いております。

ポイント還元制度、マイナポイントの効果が大きかったようですが、担当部・課を中心に全庁を挙げて、土曜日、日曜日や時間外での特設窓口の開設をはじめ、様々な工夫と努力による成果であると思います。引き続きマイナンバーカード申請・交付推進にさらなる尽力をお願いします。

2つ目の質問、マイナンバーカードについて、利用者の利便性に向けた今後の取組についてお尋ねします。

マイナンバーカードの取得は進みましたが、肝腎なのはやはり制度の目的である国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現です。

マイナンバーカードの取得によるメリットは主に以下の6点が上げられています。

1. 身分証明に利用できる。
2. 各種の行政手続のオンライン申請等に利用できる。
3. 金融機関における口座開設、パスポートの新規発給など、様々な場面で利用できる。
4. 民間のオンライン取引等に利用できるようになる見込みである。
5. 市区町村や国等が提供する様々なサービスごとに必要だった複数のカードがマイナンバーカードと一体化できる。
6. コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できる。

このように個人の身分証明は当たり前として、コンビニでの各種証明書の取得、各種行政手続のオンライン申請などがメリットとして上げられております。

しかしながら、令和3年6月の一般質問では、コンビニの導入には、システム導入経費等の一時経費が2,400万円、システム利用料、負担金等の運営費が年間720万円、さらに証明書

交付1枚当たり117円の委託手数料が必要となり、1件交付するに当たり約9,000円の経費がかかることとなります。現時点におきましては、費用対効果の点で課題があると考えており、コンビニ交付につきましては、市民の利便性の向上につながることは認識しておりますが、慎重を期す必要があると考えておりますとお答えをいただきました。

私も費用対効果等の観点からそのとおりであると思いますが、総務省やデジタル庁のホームページでは、マイナンバーカードの取得のメリットとして、コンビニで各種証明書の取得ができるとされており、市民の方からはほかの市ではマイナンバーカードがあればコンビニで公的な証明書を取得できるのに、美濃市では窓口へ来なくてはならないのはなぜかとの、こういった疑問が生じるのも当然であると思われま。

本市では、本庁舎に加え各地域ふれあいセンター6か所で住民票の写し等の交付ができるなど、様々な対応を行っていることは承知していますが、マイナンバーカード取得による利便性の向上について、さらなる取組が必要であると考えております。

ここで2つ目の質問です。

マイナンバーカードについて、利用者の利便性に向け、今後の取組はどのようなか、民生部長にお尋ねします。

○議長（古田秀文君） 民生部長 西部睦人君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部睦人君） マイナンバーカードについての御質問の2点目についてお答えいたします。

マイナンバーカードは、これからのデジタル社会において市民に対する行政サービス、利便性の向上、公正・公平な社会の実現になくてはならないツールです。

しかしながら、カードの利便性、有用性、安全性などについて、誤った認識をお持ちの市民の方もいらっしゃいますので、正確な情報提供が必要であると考えています。

マイナンバーカードは、行政サービスにおいて、簡便かつ正確に本人確認や行政機関等からのサービスを受けることができるという意味で様々な活用の可能性を有しています。マイナンバーカードの持つ機能を活用した行政サービスについては、DX、SDGs、カーボンニュートラルなどを見据え、市の取組を実施し、市民の皆様にはカードの利便性を感じていただきたいと思ひます。

その取組には、活用サポートアプリの購入、IT企業への業務提携、クラウドサービス等を利用した手法が考えられますが、サービスの効率や費用対効果を十分に検証して取り組まなければならないと考えております。現在、戸籍における氏名の読み仮名の法制化について検討が進められておりますので、早急に対応できるよう体制を整えております。

また、本年6月に立ち上げました美濃市DX推進協議会の場などでも委員の皆様のお意見を伺いながら、マイナンバーカードの活用について、研究、検討を進めてまいります。

〔1番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

今後の取組について確認できました。

マイナンバー制度は、答弁でもありましたように、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤でありますので、全ての国民が平等なサービスを受けられるのが基本であると考えております。

しかし、コンビニ交付を利用できる市区町村は、全1,724中991であり、対象人口は1億1,000万人に近づいており、それ以外の市区町村の方がコンビニ交付を利用できないのが現状です。

今後、マイナンバーカードは健康保険証や運転免許証として使用できるようになりますし、行政のオンライン手続が進み、加えて民間での利用範囲も広がる見込みです。それに伴い、デジタル化の進捗状況等により、利便性についてさらに地域格差が生じる懸念があります。

自治体は人口、面積、財政規模等、様々ですので、マイナンバーカードの利用についても状況が異なるのは理解できますが、異なる状況でどう対応するかが大変重要です。

答弁いただきましたように、マイナンバーカードの活用については皆様の意見を伺い、研究、検討を重ね、市民の皆様にも利便性を感じていただけるよう進めていただくことをお願いいたしまして、マイナンバーカードについての質問を終わります。

これで私の2点の質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（古田秀文君） 次に、9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

私は、発言通告に従いまして、一般質問5項目について一問一答にて行います。

最初に、令和6年度に迎える市制70周年、ユネスコ無形文化遺産登録10周年、和紙の里会館開設30周年の記念事業について、市長に答弁を求めます。

美濃市にとって令和6年度は、市制70周年、日本の手漉和紙技術ユネスコ無形文化遺産登録10周年と和紙の里会館開設30周年という節目を迎える記念すべき年になります。

市制60周年は武藤市長1期目で、私も議員となって3年目に迎え、11月に手すき和紙の技術がユネスコ無形文化遺産に登録されたときの記憶が今も焼きついております。このユネスコ無形文化遺産登録を記念して、美濃和紙の日を制定しておりますので、毎年何かしらのイベントを開催し、記念日として対応してまいりました。12月に開催された定例会も、本議会も美濃和紙の日を記念して執行部と議員は紙衣を着用して、議場内外には和紙の造花やあかりアート作品を展示して和紙議会と銘打って開催をしています。

また、御承知のように、美濃和紙の里会館でも、美濃和紙の里会館ナイトミュージアムとしてふだんは入ることができない夜の和紙の里会館を一夜限りとして17時30分から20時まで開館をして、「本美濃紙スカイランタンを飛ばそう」というワークショップで制作した本美濃紙を使った手作り熱気球をスカイランタンとして夜空に飛ばすイベント、これを開催されたのは記憶に新しいところであります。

このように何かしらのイベントを催して記念事業を行うということは、どこの市町村でも習わしになっているように思います。

冒頭に述べましたように、令和6年度には節目となる記念日が3件あるということで、慣例に倣えば記念事業が計画されるのかなというふうに思いをはせているところです。

どんな事業として取り組むかによって準備に対する組織や期間、あるいは事業予算が必要になってくるのは必然と考えます。実行委員会の立ち上げ、メンバーの選任、事業の計画、それに伴う実行予算案の策定など、しっかりと計画をして実行してイベントを成功裏に導くためには、1年前の来年度、令和5年度から準備に取りかかる必要があると考えております。

特に、事業概要とそれに伴う準備のための予算を明確にしておくことは必須で、来年度予算策定に取り組んでいる今がそのときだと思います。

そこで最初の質問ですが、それぞれの記念事業についての取組をどのように考えているか、市長にお伺いいたします。

○議長（古田秀文君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） ただいま辻議員から御質問のありました、令和6年度のいろんな記念事業ということの御質問にお答えをさせていただきます。

辻議員が御指摘されましたように、令和6年度には市制施行70周年を迎える、あるいはユネスコ無形文化遺産登録10周年並びに美濃和紙の里会館開設30周年を迎えるとなりますけれども、実はこれ以外にも多くの記念日がありまして、金森長近公が生まれてから500年を迎えることとなります。さらに、岐阜県では25年ぶりに開催される国民文化祭、併せて全国障害者芸術・文化祭が「清流の国ぎふ」文化祭2024として開催されるということも決定されておりまして、したがって、これら全てのものを連携して取り組んでいく必要がある、こんなふうに思っています。

その中で、まだ全部を決めておるわけですが、思いといたしましては、市制70周年につきましては、実は年度当初から幹部会議のほうで、今日も行っておりますが、その中でいろんな意見が出ています。過大なイベントや一過性のイベントは実施すべきではないんじゃないかというような意見、あるいは美濃和紙あかりアート展、あるいは総合フェア、全国和紙画展などの既存の内容を充実させて、70周年記念事業の冠事業として実施したほうがいいんじゃないかと、こんなような意見もございました。また、ユネスコ無形文化遺産登録10周年等では、他市とや関係団体と連携して事業を行うべきではないかと、こんなような意見が出ておりまして、まさしくそうであるなということで、まだ現在検討中でございます。

ちなみに市制施行70周年の記念事業では、市政に貢献いただいた方々に敬意を表する表彰式、あるいは10年間を振り返り、将来の美濃市を考えてもらえるような機会と、こういったものを提供できることにつきましてはやれたらいいかなあと、こんなふうに思っています。

また、ユネスコ無形文化遺産登録10周年につきましては、本年10月27日に美濃市で開催いたしました第29回全国重要無形文化財保持団体協議会美濃大会の折に、本美濃紙と同時に登録されました島根県の石州半紙、埼玉県細川紙の各保持団体や関係自治体の方とお話をする中で、国内外への情報発信並びに伝統文化の維持向上につながる事業を連携して実施すべきじゃないかと、こんなような意見でまとまっているというふうに思っております。

さらには、金森長近公の生誕500年につきましては、これも本年8月19日に、福井県大野市におきまして長近公を学ぶ講演会が開催され、その際に長近公とゆかりのある福井県大野市、岐阜県高山市、そして美濃市、さらには生誕地として言われております滋賀県守山市の4市の首長サミットも併せて開催されましたので、その席に私も出席をし、その場で4市連携して何か生誕500年祭の記念事業ができないかということで、やりましょうということで合意をしたところでございます。ただ、事業内容につきましては、事務担当で協議していくということになっておりまして、現在その協議中ということでございます。

さらに、「清流の国ぎふ」文化祭2024でございますけれども、これも本年7月に岐阜県の実行委員会が設立されました。本市も県の実行委員会の一員であります。設立総会では、オール岐阜として取組が決定されましたので、美濃市としてもこれに協賛しながら文化の発信に資するべく何らかの対応をしていくとなりました。それに伴いまして、先般、美濃市実行委員会を立ち上げまして、今後どのような事業内容にするのかということの検討をしていくということが決まったところでございます。それぞれ文化関係団体の方々が中心になりまして、どうすべきかということは今現在事業部会のほうで検討中ということでございます。

いずれにしましても、市制施行70周年をはじめとする各種事業につきましては、美濃市の活性化、あるいは芸術・文化の向上、伝統文化の継承、維持・保全に資する事業ということで未来思考型で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

現在、それぞれの担当部局、関係者と十分な連携の上で検討を進めつつありますけれども、また事業案がまとまり次第、市民の皆様にもこうした事業に積極的に関わっていただければと考えておりますので、ぜひ御協力をお願いし、答弁とさせていただきます。よろしく願います。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 私は本当に直近に思いつくような市制70周年と、それからユネスコの無形文化遺産登録10周年と和紙の里会館30周年というようなことでお尋ねしたんですけれども、大変丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。

本当に10年を振り返るよい機会でもありますし、またこの10年というのは、先ほども少し申しましたように、武藤市長の任期そのものであり、市長の意思を反映した第6次総合計画の前期の3年がちょうど終わるような、こういった最終年度にもなってくる関係もありますので、各担当部局との十分な協議、連携の下でしっかり企画をして取り組んでいただきたいと思います。

特に、和紙の里会館そのものが独自に取り上げられる機会というのはそんなにあるものではないし、今までにはなかったことですので、派手さはなくても記憶に残るような、そんな企画になることを期待したいと思います。ありがとうございました。

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

第6次総合計画1年目の実施状況と今後についてでございます。総務部長のほうに答弁を

求めます。

さきの9月定例会で、令和3年度の決算が認定されて、6次総合計画における前期基本計画の初年度、1年目が終了しました。

決算認定に当たっては、審議の附属資料として主要な施策の成果等説明書が配付され、私たち議員はこの資料を参考にして質疑を行い、審議をいたします。

これとは別に、総合政策課がまとめられました美濃市第6次総合計画実施状況（2021年度実績）、これが配付されましたが、議会の会期の途中でありましたので、常任委員会が終わってからの配付となりました。

また、これとは別に美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略実施状況と基本目標における目標の検証にも実施事業の結果と評価等がまとめられています。

いずれも市政の取組についての計画に対する評価、効果をまとめたもので、内容はかなり重複しております。作成する手間や内容の重複する度合いから考えても、1つにまとめて運用しやすく、また評価しやすい仕組みにすべきではないかなあというふうに考えます。

そこで1つ目の質問になりますけれども、総合計画実施状況と主要な施策の成果等説明書、こういったものの関連が分かる仕組みにはできないか、総務部長に答弁を求めます。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、辻議員の2つ目の御質問、第6次総合計画1年目の実施状況と今後についての1点目、総合計画実施状況と主要な施策の成果等説明書との関連が分かる仕組みにできないかという御質問にお答えをさせていただきます。

総合計画実施計画は、第6次総合計画の基本計画で示された方針を計画的かつ効果的に実施していくため、向こう3年間で実施する具体的な事業内容を定めたものでございます。また、まちづくり指標の年度別目標値、実績値並びにまちづくり指標に関連する事業や取組等を掲載しております。策定に当たりましては、本年3月の市議会総合計画・地方創生特別委員会において委員の皆様には御説明をし、御確認をいただいております。

計画の初年度となった令和3年度の実績を記載した総合計画実施計画の実施状況は決算認定の時期に合わせて作成し、本年9月14日に開催した美濃市総合計画審議会において有識者の方に検証をしていただきました。9月末に総合計画・地方創生特別委員会が開催されれば、検証結果を報告する予定でございましたが、委員会が開催されませんでしたので、委員の皆様には資料を配付し、併せて市のホームページで公表をいたしました。

なお、美濃市総合計画審議会では、第6次総合計画と一体的に策定した第2期美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略のK P Iについても検証していただき、検証結果は総合計画の実施状況と同様に情報提供をいたしました。

一方、主要な施策の成果等説明書は、地方自治法第233条第5項の規定に基づき、市長が決算を議会の認定に付す際に、決算書とともに議会へ提出するものであり、長年にわたり監査委員による決算審査や市議会による決算認定において決算書とともに御活用いただいております。

ります。

このようなことから、総合計画実施状況と主要な施策の成果等説明書とは、その作成の根拠や目的が大きく異なるものであることから、一本化するのには困難であると考えております。

しかしながら、基本目標・政策・施策別に記載されている総合計画実施状況と款項目別に記載されている主要な施策の成果等説明書とを見比べた際に、それぞれの資料における特定の事業の位置づけが分かりにくくなっておりますので、総合計画実施状況の記載方法について、今後検討していきたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 今の答弁の中で、いろいろ総合計画実施状況と主要な施策の成果等の説明書は作成の根拠や目的が大きく異なるので一本化は困難というような答弁をいただきました。

しかし、私たち議員の側からしますと、同じようなこと書いてあるものを2冊も3冊も持って、やっぱり決算審査に臨むということについてはなかなか大変なので、せめてその関連性がしっかりしたものであれば、より活用がうまくいくんじゃないのかなあというふうに思っております。特にこういった報告資料というのは決算審査には不可欠でもありますし、現状の主要な施策の成果等説明書だけでは詳細な検証に至らないということ、あるいは来年度予算策定への反映に向けての提言などを含めた審査にはやや不十分ではないのかなというふうに、十分ではないというふうに考えております。

最終的には実施施策であることに変わりなく、関連性を分かりやすくすることで成果の確認からの評価と、あるいは次年度へ向けての施策の見直しや拡充など、計画や予算措置につながるのが自然の流れだというふうに思っております。

しかし、目的が異なるこれらの資料を一本化してまとめるということは、先ほども申されたように、困難ということがあるのかも分かりませんが、記載の方法を工夫し、分かりやすく、見やすくするように検討されるということで、少し時間を要すると思いますけれども、できるだけ早期にこういった形が実現できるように期待したいと思います。

その上で、それぞれの資料が議会開催までに配付されれば、一本化できていなくても審議の精度は高まりますので、より成果の出るようなまとめ方に期待したいと、こんなふうに思います。

そこで2番目の質問ですが、配付時期を議会の決算審査に間に合うようにはできないのか、総務部長に答弁を求めます。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは2点目の御質問、配付時期について、議会の決算審査に間に合うように配付できないかについてお答えをさせていただきます。

総合計画実施計画の実施状況につきましては、先ほど申し上げましたとおり、毎年9月に開催しておる美濃市総合計画審議会における検証を踏まえて、その結果を市議会総合計画・

地方創生特別委員会で報告させていただく予定としております。

実施状況の配付時期を早めるには、決算資料や9月補正予算資料等の作成と並行して事務事業を行うこととなるため、現状ではなかなか困難であるというふうに考えておりますが、できる限り対応させていただきたいというふうに考えております。

[9番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 美濃市総合計画審議会、これの開催時期を早めることができれば多少前倒しができるんじゃないのかなというふうに思いますので、そここのところをまず取り組んでいただきたいというふうに思います。何でもそうなんですけれども、最初にこうやったものに取り組むときには相当量の作業になるというふうには思いますけれども、一回作ってしまうと、次年度からは割とその前年度の資料をベースにして作成するというふうになると思いますので、大変と思いますけれどもお願いしたいと思います。

特に、来年はまた統一地方選で議員のメンバーも替わると思いますし、また皆さん方担当も替わると思いますけれども、このことについては年度が替わったり人が替わったということではなく、継続して取り組んで早期配付の実現に期待をしたいと思います。

3番目の質問になりますけれども、第6次総合計画の策定には、公募に応じた市民の皆さんも含めたワーキンググループとして関わりを持っていただいております。1年目の実績報告には、彼らワーキンググループの関わりというものが見えておりません。

やはり策定に関係したメンバーには施策の実施状況や結果、成果について市民目線からの評価を報告のまとめに入れるべきだというふうに思っております。

担当部署がまとめて、ワーキンググループメンバーに報告するだけでは本当の意味での関わりが持てないことになると思います。

そこで3番目の質問になりますが、総合計画策定に参画したワーキンググループの意見も反映すべきと考えるのがいかかがか、総務部長に答弁を求めます。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは3点目の御質問、実施状況に対しワーキンググループの意見を反映させるべきではないかということについてお答えをさせていただきます。

総合計画ワーキンググループは、総合計画の策定に当たり市民公募により参加者を募り、市の課題や必要な取組等を明らかにすることを目的に実施したものであり、令和2年の夏に各ワーキンググループから提案書を頂いた時点でその目的は達成されたものと考えております。

第6次総合計画実施計画の実施状況は、毎年市のホームページで公表してまいります。ワーキンググループであった方に限らず、市民どなたでも公表内容について御意見等がございましたら、その都度、総合政策課並びに各事業の担当課へお問合せをいただければというふうに考えております。

[9番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 答弁されたように、ワーキンググループは提案された時点で目的は達成されています。しかし、関わりを持たれた皆さん、特に自ら志望してワーキンググループに参画された皆さんはいろんなことに関してより関心を持たれています。行政の方向性として、市民協働は避けられない必須の要件であることを明言してはばからないのに、参画した後は一般市民と同等の扱いで、何かあればお問合せくださいという形だけでは、これからのあらゆる公募制度に対して決してよい影響を与えるものではないというふうに思います。市民が参画した結果、生まれたものという市民参加のアリバイづくりのような公募制度にならないよう配慮する必要があると思います。もっと市民の側に立った対応をすべきではないかというふうに考えます。

中間時点における総合計画の見直しにはやはり市民の声を生かすべきと考え、年度ごとの実施状況の確認が美濃市総合計画審議会の検証だけでは形骸化するおそれがあるというふうにも思います。

御意見があれば各事業担当課へお問合せいただきたい、こういった記述が前向きに変わること期待をしたいと思います。

それでは3番目の質問、以安寺山整備事業の今後についてに移らせていただきます。

令和3年度決算で、森さんから寄附を受けた1億円の事業として取り組まれてきた以安寺山整備事業は完了したとされました。

しかし、実際は、以安寺山全体の基本整備と植栽、それに展望台にはほぼ1億円を投じただけで、市民に親しまれる公園や四季を身近に肌で感じられる遊歩道としての整備が終わったわけではないというふうに思っています。

苗木で植栽した樹木が成木となるまでの枝葉の剪定やうまく根づかない立ち枯れをした苗木の捕植、あるいは伐採、抜根等によって整備した遊歩道にはササの類いや雑木の枝葉が繁茂し、これらを取り除くなどの維持管理は少なくとも十四、五年はかかるのではないかなというふうに想定されます。

これを継続していくには、地元住民組織への委託事業では賄い切れないと考えられます。それは維持管理の手間は年に数回では済まない、一旦放置状態が続くと、次第に大がかりな作業になっていくので小まめな管理が必要だと考えられるからです。

また、ほぼほぼ手をかける手間がなくなり、完成と言えるまでには、少なく見積もっても10年以上は必要と考えられ、地元住民組織の高齢化と後継者不足など懸念材料が多いこともこうした理由の一つに上げられると思います。やはり維持管理をしていくには、しっかりした実務を見据えた予算措置を伴った維持管理計画を講じておく必要があると考えます。

そこで最初の質問です。

以安寺山整備事業の最終形をどのように考えるか、産業振興部長に答弁を求めます。これは昨年の12月も同じような最終形について尋ねていますが、これから次の質問に行くためには、どうしてももう一回ここで確認したいので、あえてまた質問させていただきます。

たので、よろしく願いいたします。

○議長（古田秀文君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの以安寺山整備事業に関する御質問の1点目、整備事業の最終形につきましてお答えいたします。

先ほど辻議員もおっしゃったように、昨年の12月議会の一般質問においてお答えしましたように、樹木の伐採や苗木の植樹、遊歩道の整備、見晴台の設置など、大きなハード整備については昨年度末をもって完了としておりますが、その後は植樹した樹木が順調に生育するよう適正に維持管理をし、季節ごとに生育した花木が一面に見渡せる山となるには10年から15年先と考えているところでございます。

その後も維持保全を続けていきますが、その時点が一旦の最終形と思っているところでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 昨年は市長に答弁をいただいておりますので、市長も吉野山の桜、あるいは大矢田の楓谷、こんなところも一つの最終形の形かなあというようなふうにもおっしゃってみえます。

いずれにしろ整備が必要であると、しかもその上で四季折々に市民が親しめる、そういった憩いの場としての形を想定してみえるということは間違いないというふうに思っております。

約1年経過した中で、こうした展望台、この市役所からもよく見えるんですけども、こういったところに人が立っている姿はなかなか見られません。私は御承知のように足が悪いので、登りたくても登れないというのは残念なんですけれども、登られた方は皆さん歩経路の整備が老若男女には優しくないなということをお口にされています。急であったりとか、段差が大きいとか、そういったことも要因になっているというふうに思います。この点は今後の整備において、必須事案として取り組んでいただきたいと要望しておきます。

今回の整備事業には、造園に関わりのある方は見えなかったというふうに聞いています。

桜など花の咲く樹木やどの程度の背丈まで成長する樹木であるとか、10年後に遊歩道から見える樹木の姿、形、格好、こういったものは庭園の管理などに精通した造園技士などの経験豊富な専門職の指導が欠かせないのではないかなというふうに思います。

そこで2番目の質問ですが、今後の維持管理には実務を指導監督する専門職が必要と考えますがどうでしょうか、産業振興部長に答弁を求めます。

○議長（古田秀文君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

今後の維持管理については、自治会やボランティア団体に御協力をお願いしながら、できる限り住民協働で行っていきたいと考えておりますが、植樹をした花木を含め山全体の剪定

や枝打ち、間引きなど専門技術を必要とする業務については、業者に委託し、管理をしていくこととしています。

なお、植樹をした花木の育成管理については、議員御提案のとおり、指導いただく専門員が必要と考えておりまして、岐阜県森林文化アカデミーでありますとか、知識や技術をお持ちの住民の方々の協働による樹木管理ができればと考えているところでございます。

また、アカデミーによる教育の一環の場としても活用いただけるよう促していきたいと考えておりまして、いつ訪れても憩える以安寺山となるよう、しっかり維持していきたいと思っております。

[9番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） そうですね。今、前向きにそういう専門職に協力いただきながら管理していくということで答弁いただいたわけで、そこは絶対条件やなあというふうには思っております。

しかし、頼んだだけではなかなか進んでいかないので、やっぱりここには全体計画、年度ごとにどういった、経常的にやっていくいわゆる下刈りとかそういうもののほかに、やっぱり樹木の管理というような部分、成木に従って管理の方法も違ってくるし、枝の剪定というか優先する枝をどれにするかとか、そういうようなことというのは必ず必要になってきますので、ぜひ全体的な計画、最終形に仕上げるまでには時間は要するんですけども、やっぱりその10年続くであろうという中での全体計画というものに基づいた単年度計画は単年度に何をするんだという辺りをしっかりした形で捉え、その作業量等を割り出して当該予算として、次年度予算としてしっかり予算化をして臨むと、こういったことをぜひお願いしておきたいと思えます。

そこで、3番目の質問になりますが、少なくとも10年間の維持管理に関する予算措置を伴った計画が必要であると考えがいかがか、産業振興部長に答弁を求めます。

○議長（古田秀文君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

花木の育成管理を行い、市民の憩いの場として活用していくためには、今後の維持管理が極めて重要であると考えております。

今後の維持管理経費としましては、主に年3回の下草刈りや施肥、肥料を施すこととございます。樹木管理でありますとか山全体の剪定や枝打ち、それから木製設備の防腐管理などに係る委託経費と住民協働経費を合わせまして、年間約200万円程度と見込んでおりますが、こうした通常経費の中で十分対応できるものと考えております。

なお、異常気象などにより樹木や遊歩道に被害を及ぼす状況になった場合には、臨時的な経費を要することを想定しております。

[9番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 年間200万円程度の予算計上で維持管理ができていけるだろうということの見込みを答弁していただきました。

もちろんそういったお金は予算措置することは大事ですし、それを今度成果としてどう評価して次につなげるかという、ここがやっぱり一番大事な部分ですので、そういったPDCAが回せる仕組みとして年間200万ぐらいの予算を続けていけるという部分、10年やれば2,000万という、これはなかなか半端ない予算措置が必要ということですので、やっぱり成果にしっかりつながるような形でぜひ実現していただきたいというふうに思います。

本当にせっかく森さんが寄附してくださった1億円を生かすためには、これからどういうふうに取り組んでいくかということが事の成否に大きくつながると思いますので、ぜひその点を念頭に置きながら取り組んでいただきたいということをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

それでは、4番目になります。

10月1日に施行されました美濃市民歯と口腔の健康づくり推進条例について、民生部参事、保健センター長に答弁を求めます。

9月の定例会において、美濃市民の歯と口腔の健康づくり推進条例が制定され、10月1日より施行されました。

これは、歯科口腔保健の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、市民の歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、市民の生涯にわたる健康の保持及び増進並びに健康寿命の延伸に寄与することを目的として定められたものです。

制定された条例の内容には、市民の歯と健康づくりの推進に関する基本方針を定めること、市の基本施策を定めることがあります。第9条に定められている基本施策には、施策を講ずる、推進する、実施する、こういった結びで10項目にわたって記載をされています。

今議会には、令和4年度に実施計画された施策の予算を追加、あるいは増減額する補正予算が上程されていますけれども、こうした歯と口腔の健康づくり推進条例に関する事案はなかったように思いました。私は、10月1日の施行というのは、当然当該年度に何かしらそういったものが予算措置されるんじゃないかなというようなことを想定して考えた段階では見つからなかったということですね。

それで、質問になりますけれども、9月議会に上程され、施行が10月1日となっているこの美濃市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の第9条に定められている基本的施策のうち、今年度に予算措置され、実施される施策はあるのか、民生部参事、保健センター長に答弁を求めます。

○議長（古田秀文君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） 皆さん、こんにちは。

それでは、辻議員質問の10月1日施行の美濃市民の歯と口腔の健康づくり推進条例における予算的な措置、実施事業についての御質問にお答えいたします。

議員が申されました条例中第9条における項目につきましては、生涯の口腔の健康を維持

するために、乳幼児期や学童期には食育に関することや歯科健診、歯磨きの指導、小学校などにおいては毎年全学年全学級ごとに1時間の歯科授業の実施、そのほかにはフッ化物洗口、フッ化物塗布などを実施しております。若年期には市町村健康増進事業といたしまして、歯周歯科健診を一部無料とし、高齢期においても歯科健診やオーラルフレイルをテーマとした講座など、これまで既に乳幼児から高齢期までの幅広い年齢層に対しては事業を実施してきております。

この条例につきましてですが、口腔ケアによる誤嚥性肺炎の予防効果、また糖尿病や肥満と歯周病との関係など、口腔の健康と全身の健康との関連を示す様々な研究成果が報告されるようになりまして、歯科口腔保健対策というものが単に歯科疾患の予防を目的として行うものから、介護、医療、栄養改善、健康増進などに関わる様々な職種、関係者と連携しながら一体的な取組として展開するべきものだと変わってきたため、再度関係者の役割を認識していただき、地域の実情に応じた歯科口腔保健施策を効果的、継続的に実施していくための基盤づくりが必要として制定しております。

条例制定に伴い、現在実施している口腔保健歯科事業につきましては、的確に予算措置を行っていくものとし、その上で一層推進していく必要はあると思いますので、既にこのところ、歯科医師会の先生方ともお話をさせていただく機会を設けておりますが、そのほかの関係者の方々とも連携を図り、今後の施策や計画書策定の際の御意見を伺えればと考えております。

[9番議員挙手]

○議長(古田秀文君) 9番 辻文男君。

○9番(辻文男君) 今年度の予算措置されているものの中にもう既に実施の内容に当たるものが相当数あるということが分かりました。それと同時に、やっぱり予算措置が必要なものもこれから出てくる可能性もあるという、そういうふうに分えました。

実は、私は先日、認知症疾患医療センターというところの実施する研修に参加しました。ここでは、口腔の機能を知ると同時に、人の口腔内には500から800種類の細菌が生息しておいて、歯周病の原因菌というふうになっているんだということを学び、また逆に歯周病は、先ほど答弁にもありましたように、心臓疾患や糖尿病などを助長し、認知症にも至る、そういったプロセスでは非常に大きな影響を与えているんだということを知って、今さらながらこの口腔のケアの大切さを認識しました。

歯磨きやうがいをするということは場所が要るわけでもないし、非常な体力を要することでもない、しかも口腔ケアの基本ですから、大げさな施策として予算措置を講ずるということも必要ですけれども、また広く小まめに広報活動することでより効果、成果につながるものというふうに思っております。

特に、今の時代というのはユーチューブ等もありますので、また保健センターさんのほうでそういった動画等を、外部発注しなくても自分たちが主人公で撮影できるようなことができますので、そういったものを作っていただいて、市のホームページに載せたり、あるいは

ユーチューブに載ることによって少しでも皆さん方が取り組める、そういうきっかけづくりになるといいかな、あるいは広報の一部をお借りしてこういったことの周知を図る、こういったことをまたやっていただければいいのかなあというふうに思っております。

せっかく年度内施行として制定した条例ですので、歯科医師会など関係各所との連携はもちろん大切ですが、何かしら市民が取り組める、今ちょっと例を挙げましたけれども、そういった口腔ケアについての施策を講じていただけたらなあというふうに思いまして、今後の取組に期待をしたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、市民協働型事業推進に向けての予算措置について、総務部長に答弁を求めます。

市民と行政が共に協調して事業を進める市民協働による事業の実施は、地域を大切にすゝる気持ちをはじめ、作業の場が交流の場となり、地域福祉や地域の安全管理などの情報共有に大きな力を発揮するというふうに言われています。

また、人口減少、少子高齢化が進み、自治体の予算規模も縮小し、より効率のよい運営が求められるこれからのについては、この市民協働での事業への取組はどの自治体でも注目しているところではあります。

事業実施に必要な予算は各担当課によって縦割りに計画、管理されており、役所の事業は皆同じという市民の感覚とは少し異なる部分があると思います。地元のために何かしようと立ち上がっても、申請する書類の作成が大変という感覚はもちろん、事案によっては複数の担当課にまたがるような場合もあって、二の足を踏む場合があるというふうに聞き及んでいます。

これからの市民協働を推進していくためにも、これらの各担当課ごとの縦割りの市民協働型事業予算枠を一本化して、例えば市民協働型事業費というようなものにまとめて、市民協働事業の推進につなげられるのではないかなというふうに考えております。

そこで最初の質問ですが、各担当課で計画している市民協働事業にはどんなものがあるのか、総務部長に答弁を求めます。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、今御質問がございました市民協働型事業で各課で実施している事業はどんなものがあるかという御質問にお答えをします。

なお、市が自治会や市民団体と関わる事業の中には、市からの委託事業もございますが、議員御質問の市民協働型事業については、各団体の自主的な取組を支援する事業との認識で答えをさせていただきます。

現在、市が実施している市民協働型事業には4つの事業がございます。

最初に、産業振興部産業課が所管する事業に、農業施設住民協働型事業及び林業施設住民協働型事業がございます。農道、農業用水路、農業用ため池、林道などの除草や修繕等を住民の協働活動で実施する場合に、作業に必要な材料費や重機借上げ費用等を支援するものがございます。昨年度は農業施設に関しては14団体、林業施設に関しては7団体を支援いたし

ております。

次に、建設部土木課が所管する事業に、道路施設住民協働型事業及び河川施設住民協働型事業がございます。市道や市が管理する河川などの除草や修繕等を住民の協働活動で実施していただく場合に、作業に必要な材料費や重機の借上げ費用を支援するものでございます。昨年度は道路施設に関しては27件、河川施設に関しては2件について支援をしてございます。

これまで申し上げた2つの事業については、いずれも道普請と呼ばれているものでございます。

次に、総務部総務課が所管する事業には、自主防災組織育成事業がございます。この事業は、地域住民が自主的に結成する自主防災組織が防災訓練を実施する場合や防災資機材の購入、防災施設の整備を行う場合に費用を支援するものでございます。昨年度は防災訓練に関しては8組織、防災資機材の購入に関しては14組織に支援をしております。

最後、4つ目の事業といたしまして、総務部総合政策課が所管する事業には、地域の絆づくり事業がございます。この事業は、自治会または市民で構成する市民団体が主体的に行う地域の活性化事業に対し補助をするもので、昨年度は15団体に補助をしております。

具体的な事例といたしましては、洲原地区において、長年休耕地にヒマワリなど四季の花を栽培することを通じて、地域住民の団結力を高めている団体や、また長瀬地区においては、板取川右岸の紅葉のライトアップや河原の清掃活動を通じて、地域の環境整備に努める団体に支援をいたしております。

[9番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 大変細やかに説明をいただきました。ちょっと私も計算してみたら、87件ほどあったというふうに聞いております。

再質問で、これらの事業費はどれくらいになったのか、分かればお聞かせいただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） ただいま御質問がございましたこの市民協働型事業に対する事業費についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、産業課が所管する農業施設、林業施設の住民協働型事業、これに対する事業費につきましては、合わせて21件に対して85万円を支出してございます。また、土木課が所管する道路施設、河川施設の住民協働型事業に対しては、合わせて29件に110万8,000円を支出してございます。次に、総務課が所管する自主防災組織育成事業に対しては、22件に対して67万8,000円の事業費を支出してございます。最後に、総合政策課が所管する絆づくり事業については、15件に対して484万8,000円。合わせて4つのこの所管する課の事業、合計いたしますと748万4,000円の事業費を昨年度は支出してございます。

[9番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 突然の再質問でありありがとうございました。

全体で750万弱ということですので、10万弱、9万円ぐらいになるんですかね、平均すると。そのくらいで市民協働型の事業が行われているということですね。

これらの担当課の事業の予算のくくりを一本化にして、市民協働型事業予算ということで850万、750万とか1,000万とか、そういうような形で事業型予算というふうにしていただくと、まず窓口が1つになるということ、それから相談して説明を受けて手続をするというようなことも、いわゆるワンストップでできるようになったり、そういうことで市民にとっては分かりやすく取り組みやすい、あるいはまた行政のほうとしてはそれぞれの部署は今の縦割りの4つかも分かりませんが、予算の一元管理ができるというような、そういうメリットにつながるんじゃないかなあというふうに思います。

そこで2番目の質問になりますけれども、各担当課で計画している市民協働事業枠、これを一本化できないか、総務部長に答弁を求めます。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、ただいま御質問がありました市民協働型事業の予算を一本化できないかについてお答えをさせていただきます。

先ほど答弁したとおり、各課が所管する市民協働型事業は、それぞれ事業目的が異なるため、それらを一本化することは困難であると考えております。

しかしながら、これらの事業の活用を考えている自治会や市民団体が担当課を誤って相談したり、市からの情報提供が不十分であったために、各団体の活動の意欲をそぐことがあってはならないと考えております。

このため、先ほど答弁した市民協働型事業を所管している各担当課には、所管する事業のみでなく、ほかの課が所管する市民協働型事業の概要についても十分理解することや必要に応じて担当課間でコミュニケーションを密にすることにより、相談があった団体に対し、より適切な事業を案内できる体制を構築してまいります。

また、毎年4月に開催される連合自治会総会では、市の事業説明のための時間をいただき、各担当課が所管している市民協働型事業についても、担当課長より自治会長へ説明をさせていただいております。来年度以降も引き続きこのような機会を活用して、丁寧に事業を説明することで積極的な活用を促してまいります。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 積極的な活用を促していくというようなことで対応していただけたという答弁でしたので、とにかくやっぱりこれからは市民の皆さんが自分たちの地域を何とかしたいと思ったときに、気楽に立ち上がって動けばそこに予算がついてくる、自分たちで考えて要求すれば、計画書を出せば実施できるんだと、こういったことが定着していくためには、やっぱり粘り強く自治会活動にも加えながら、あるいは小さな団体でも大事にしながら取り組んでいく、その姿勢が本当に大事だというふうに思っております。積極的な活用に向

けて取り組んでいただくという方向性を答弁いただきましたので、今後の推移を見守るとともに、私たちもやっぱりこういったところに少しでも力添えができるように頑張っ  
て進めていきたいというふうに思います。

長くなりましたが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（古田秀文君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時35分

---

再開 午前11時45分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 皆さん、こんにちは。

発言通告に従いまして、私のほうは大きく2点質問したいと思います。

まず1点目に、美濃市の中学校部活動の地域移行についてを教育長に、2点目に美濃病院におけるキャッシュレス決済についてを美濃病院事務局長にお聞きしたいと思います。

それでは、まず大きな1点目、美濃市の中学校部活動の地域移行について教育長に質問いたします。

私自身は、中学校時代に野球部、高校では軟式テニス部、大学では硬式テニス部に1年間だけ所属しておりました。大学卒業後、美濃北中学校の教員として採用されまして、指導可能な部活動として野球とテニスを報告しておりましたので、そのためか野球部の顧問になったのを皮切りに、通算14年間の中学校教員時代では、12年間は野球部の顧問を担当いたしました。そのほかに、1年ずつ卓球部女子とソフトボール部を受け持ってきました。

当時は、土曜日の午後、日曜日にも練習、試合等で、シーズン中は休みのない日も多くありました。今でも、担当した部活動の教え子たちとの交流があり、部活動の持つ魅力や教育力・意義は大きなものがあると思っております。

しかしながら、現在では、教員の働き方改革や指導者不足、子供たちを取り巻く環境等、多くの課題があることも事実です。

今、国の進める中学校部活動の地域移行は、少子化が加速する中、中学校の部活動の維持と教員の負担を軽くするため、休日の部活動を学校の顧問の教員から地域の指導者に代えるもので、令和5年度から段階的に始め、3年間をかけて完全移行を目指すものであります。

この中学校の休日の部活動を地域の指導者に委ねる部活動の地域移行について、今年、令和4年6月に「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」がスポーツ庁より発表されました。さらに、8月には「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」が文化庁より発表されました。これらの検討会議提言の概要には、部活動の意義と課題、これまでの対応、目指す姿、改革の方向性、課題への対応が列記されております。

まず、提言に示されている部活動の意義として2つ述べられています。

1つ目の意義として、生徒のスポーツや文化芸術等に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による部活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。

2つ目の意義として、人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制、信頼感、一体感の醸成と示されています。

また、課題は3点示されています。

1つ目は、近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。昭和61年には589万人であった生徒数が令和3年には296万人と半減し、令和3年の出生数は84万人。

2つ目は、経験のない教師が指導をせざるを得なかったり、休日を含めた部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。

3つ目に、地域では、スポーツ団体及び文化芸術団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。これら3つの課題がありました。

さらに、これまでの対応として、平成30年には「運動部活動の在り方に関するガイドライン」が出され、令和2年には「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が出されました。

中央教育審議会や国会では、部活動を学校単位から地域単位の取組とするという旨が指摘されてきました。そして、改革として、さきにも述べましたが、令和5年度以降、3年間で休日の活動を地域移行していくことを目指しております。

先日の青少年健全育成「市民のつどい2022」のオープニングでは、美濃中学校吹奏楽部の皆さんによるすばらしい演奏を聞かせていただき、練習の成果を発揮できる場があったことをうれしく思いました。しかし、コロナ禍におけるこの3年間は、残念ながらどの部活動も子供たちにとって満足の行く活動ができていない状況だったのではないかと思います。

そこで、1つ目の質問に入ります。

部活動の数、人数、入部者数の割合、活動時間、休日の活動等について、美濃中学校・昭和中学校の部活動の現状と課題はどのようなか、教育長にお聞きします。

○議長（古田秀文君） 教育長 島田昌紀君。

○教育長（島田昌紀君） ただいま須田議員からありました御質問の1点目、美濃中学校・昭和中学校の部活動の現状と課題について、部活動の数、人数、参加割合、活動内容からお答えいたします。

まず部活動の数については、美濃中学校では運動系が12、文化系が3あります。昭和中学校は、運動系が8、文化系が1つあります。昭和中学校は生徒数が少ないため、部活動の数が必然的に少なくなっています。また、美濃中学校も年々生徒数が減少しておりますので、同じように部活動の数が今後減っていくことが課題となっております。

人数及び参加割合につきましては、2校とも入部は自由となっており、両校合わせて460人中、運動部への所属は203人で全体の44%、文化部への所属は27人で6%、その他、中体連等大会のない部活動への所属は154人で34%、そして部活動に参加しない生徒は76人で

16%となっております。

平日の活動は、放課後、顧問の教員による指導の下で行います。活動日としましては、週1日は職員の会議の日となっております。子供たちはすぐに下校しますので放課後の時間が取れるのは週4日となりますが、この中で生徒会の活動、学級の活動、部活動の時間として使いますので、部活動を行えるのは週1日、もしくは2日となります。

また、11月から1月は下校時間が早くなり放課後の時間が取れない、こういったことから部活動は行っておりません。活動時間は、下校時の安全への配慮と教職員の授業準備時間等の確保のために、実際には20分から25分の時間しか活動できていないということがございまして、それが課題となっております。

休日の活動につきましては、専門的な指導ができる教員が減ってきたこともあり、平成12年頃より、各学校で活動している部活の種目ごとそれぞれの保護者育成会が主体となって運営をし、育成会が依頼した社会人コーチにより指導が行われています。この休日の活動を美濃中学校はジュニアクラブ、昭和中学校は育成会活動と呼んでいます。

発足当時は学校別の単独のチームでしたが、現在では2校の合同チームとして練習している種目もあります。また、平日の夜間に練習するチームもあります。学校での活動時間より休日や夜間での活動時間のほうが長いため、実質的には社会人コーチによる指導が中心となってきたことと、教員の働き方改革への対応のため、令和元年から学校以外での指導は社会人コーチにお任せし、公式戦の引率以外には休日や夜間の活動に顧問は基本的に参加しておりません。

[2番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 私は教員を退職してからもうすぐ4年になろうとしており、またコロナ禍において学校を訪問することもできなくて、なかなか詳しい状況はあまり理解できておりませんでした。

しかし、今回、美濃市の部活動の現状や課題について詳細な御答弁をいただき、いろいろな課題があることが理解できてきました。丁寧な答弁、ありがとうございます。

中学校単位ではできない部活動があることや、また部活動の時間数が本当に少なくなっている。僅か20分だったら、集まって終わりじゃないかというような感じでおるんですけど、準備体操しかできないぐらいだと思っているんですけど、そういうこと。また、指導できる教員が少ないこと、またコロナ禍で活動の発表の場が少なかったことなどを本当に残念に思っています。

しかし、このような中で中学校の部活動が地域移行される、つまり部活動の運営主体が学校ではなくて地域や民間クラブ等の学校外に託されるという方向性が国で議論されていることについていまだ大きな話題になっていないように感じますが、教育現場や地域において、全国の市町村では、市町村規模に応じた大胆な改革がなされようとしているところがあります。

岐阜県内の例として、羽島市の竹鼻中学校では、2020年度より土・日、祝日の部活動、運動部ですが、地域部活動としての活動に移行しました。休日は、同校区内に拠点を置く総合型地域スポーツクラブの「はしまなごみスポーツクラブ」の指導者が顧問に代わってクラブ員を指導しております。

また、下呂市では部員数が減る一方、複数校が合同で活動することで生徒の選べる部活を確保しようと、学校の垣根を超えた合同部活動の取組を2020年度から独自にスタートしております。

そこで、美濃市として部活動の地域移行についてどのような方向性を持って進めようと考えているのか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（古田秀文君） 教育長 島田昌紀君。

○教育長（島田昌紀君） それでは、2点目の御質問、部活動の地域移行についてどのような方向性を持って進めようとしているかについてお答えさせていただきます。

私も、地域移行については危機感を持って取り組まなければいけないというふうに感じておりますが、この部活動の地域移行につきましては、文部科学省から出た通知「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」で示された内容の1点目、部活動は必ずしも教師が行う必要のない業務であることから、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すること。2点目、生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動ができる環境を整備する、この2点を基本的な方向性としております。

これに加えまして、中学校生徒数の減少が進んでいる美濃市としましては、例えば種目によっては市内で1チームとするなど、通っている学校に関係なく自分の希望する種目が選べる環境を整備する、そういった方向で進めてまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 御答弁、ありがとうございます。

今お聞きしていますと、国が進める方向に沿って美濃市に合うような環境づくりや環境整備に力を注いで地域移行を進めていかれるということでしたので、今後見届けていきたいというふうに思っております。

さて、国では、令和5年度から7年度までの3年間をめどに休日の運動部活動から段階的に地域移行することが示され、具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画を策定し、それを基に各市町村が推進計画策定を規定するのが適当であると示しております。

そこで、美濃市として部活動の地域移行に関する今後のスケジュールはどのようなか、教育長にお聞きいたします。

○議長（古田秀文君） 教育長 島田昌紀君。

○教育長（島田昌紀君） 3点目の御質問、部活動の地域移行に関する今後のスケジュールにつきましてお答えをさせていただきます。

部活動の地域移行を進めるに当たり、今年度、部活動の地域移行を専門に担当する専門調

査官を1名配置いたしました。

4月からこの専門調査官が中心となり、各中学校長、全ての育成会の保護者代表者及び地域指導者それぞれと面会をし、部活動及び育成会による活動の実態についての情報収集を行いました。また、文部科学省、岐阜県教育委員会、中学校体育連盟等の動向について、この情報収集も行ってまいりました。

その結果、育成会などの地域団体が中学校体育連盟主催の大会や各競技連盟等が主催する大会に参加するために必要な要件につきましてまだ十分明確になっておらず、地域移行をしたチームが必ずしも大会に出られるかが分からない、そういったことが分かってまいりました。中学生にとってそういった大会に参加することは大きな目標となりますので、その環境が整っていることは地域移行を進める上での大変重要なことであると考えております。

そこで、今後のスケジュールとしましては、令和5年度に部活動地域移行準備委員会を発足し、国・県の施策を活用した上で美濃市独自の持続可能な運営体制を整えてまいります。

そして、令和5年度から順次、中学校のスポーツ・文化活動の受皿となる地域活動団体を確保していき、国が示している令和7年度開始時期には地域移行が完成するよう進めてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） ありがとうございます。

美濃市の中学校では、多くの部活動で地域指導者による活動がなされていることや、また中体連とか各連盟によって参加する要請がどういうふうになるのか確定していないということが分かってきて、まだまだ難しいところがあると思いますけれども、今お聞きしていますと、美濃市では部活動の地域移行に向けて今年度に専門調査官を配置され、令和5年度に、来年度ですかね、部活動地域移行準備委員会を設置して運営体制を整えるという御答弁でしたので、令和7年度完全実施に向けて私もまた見届けていきたいなというふうに思っております。

ただ、部活動の地域移行の主役はやっぱり子供たちですので、教員の働き方改革のためだけの改革にならないようにやっぱり進めていただきたいと。心も体も大きく成長する多感な中学校生活の3年間は子供たちにとってすばらしい経験、体験ができるような時間になることを願い、美濃市の部活動の地域移行がすばらしい仕組みとなることを期待してこの質問は終わりたいと思います。

次に、大きな2点目の質問に入ります。

大きな2点目の質問は、美濃病院におけるキャッシュレス決済についてです。

初めに、新型コロナ感染が依然として収束する見通しが立たない中、長期にわたって感染予防に努めながら医療関係に従事していただいている美濃病院の関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

私ごとになりますけれども、この4年間の中で、私の父と母がそれぞれ1か月以上美濃病

院に入院して、通院後も定期的に付き添ってきました。美濃病院には本当にお世話になっております。

そこで、1つ目の質問です。

病院会計、売店会計の現在の支払い方法はどのようなか、美濃病院事務局長にお聞きいたします。

○議長（古田秀文君） 美濃病院事務局長 林信一君。

○美濃病院事務局長（林 信一君） 須田議員御質問の美濃病院におけるキャッシュレス決済についての1点目、病院会計、売店会計の現在の支払い方法についてお答えをいたします。

現在、美濃病院の会計は、病院用会計窓口とみの健康管理センターの健診用会計窓口の2か所があります。両方ともに現金での支払いのほか、平成18年3月に導入したクレジットカード、デビットカードでの支払いが可能です。また、民間事業者に運営を依頼しております1階売店での会計は、現金での取扱いのみとなっております。

〔2番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 答弁、ありがとうございます。

平成18年にクレジットカード・デビットカードでの支払いが導入されたということでした。今から約16年前ぐらいですね。しかし、1階売店の会計は現在も現金のみということでしたので。

政府の目標では、2025年6月までにキャッシュレス決済の普及を4割程度まで増やすことです。また、IT新戦略では、デジタル強靱化社会の実現が掲げられており、経済産業省は2020年度から全国29自治体をキャッシュレス化に関するモニター自治体に定めてキャッシュレス化を推進しました。そこから得られたノウハウや課題をマニュアル化して、全国の自治体がキャッシュレス決済を導入しやすいような環境づくりに取り組んでいます。

また、コロナ禍になり、手指消毒 ―― どこでも本当に消毒ばかりで手が荒れてしまうんだと思うぐらいの消毒ですけれども ―― や、非接触という言葉が多く使われるようになってきました。現金の取扱いにも気を遣う方が増え、キャッシュレス決済での支払いをされる方も増えてきました。

私は、これも私自身のことになりますけれども、高額になる支払いには今までクレジットカードを使用してきました。しかし、4年前に初めてスマホを持ち始めてから、日々の生活の中でスマホでの決済を利用することが多くなりました。QR決済やバーコード決済にはいろいろな種類がありますが、私自身が一番よく使っているのはd払いというやつを使っております。キャッシュレス決済の導入は、できるところからやっぱり始めていく必要があるかと思っています。

そこで、最後の質問に入ります。

クレジットカードだけでなく、他のキャッシュレス決済の導入を進めることはできないのか、美濃病院事務局長に答弁を求めます。

○議長（古田秀文君） 美濃病院事務局長 林信一君。

○美濃病院事務局長（林 信一君） 2点目、クレジットカードだけでなく、他のキャッシュレス決済の導入についてお答えをいたします。

現行の代表的なキャッシュレス決済には、クレジットカード、デビットカードの決済のほか、電子マネー決済、QRコード決済などがございます。新たな決済方法の導入には初期費用が必要になることや、決済手数料などの経費が増加することなどにより、クレジットカード系のみとしておりました。

現在、美濃病院の会計窓口での支払件数は、令和3年度実績で年間約7万1,000件、そのうちクレジットカード系での支払いは約4,700件で全体の6.6%程度となっております。当院の利用者には高齢の方が多く、キャッシュレス決済を御利用される方が少ないように思われるところでございます。

しかし、患者様の利便性向上や現金を介した接触機会の削減による感染対策を図る上でも、今後、窓口での問合せ状況を把握しながらQRコード決済などの導入に向けて検討してまいります。

また、売店につきましては、長引くコロナ禍の中、入院患者様への面会制限なども影響し、売店利用者の減少により経営的には苦しい状況ではありますが、運営しております事業者に対し導入していただくよう働きかけてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 他のキャッシュレス決済の導入に向けてはいろいろな経費が必要になることは理解しておりますが、しかし市民の利便性や感染症対策にも有効な他のキャッシュレス決済導入に向け、前向きな御答弁をしていただきましたので、これからまた頑張っていたらありがたいなというふうに思っております。

時代の流れを鑑みながら、ぜひ導入していただけますことをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（古田秀文君） これより、昼食のため休憩いたします。

午後1時15分から会議を開きます。

休憩 午後0時14分

---

再開 午後1時15分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 梅村辰郎君。

○5番（梅村辰郎君） 皆さん、こんにちは。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は発言通告に従いまして一般質問、（仮称）新大矢田トンネル事業についてと、笠神・丸山線道路改良事業についてを一問一答方式により御質問いたします。

まず1つ目は、（仮称）新大矢田トンネル事業についてです。

大矢田トンネルのある県道上野関線は、洞戸及び牧谷方面から岐阜方面へ通勤される方を含め多数の方が利用する道路であるとともに、非常に重要な道路であります。

しかしながら、大矢田トンネルを含む前後の道路については、道路の幅が狭く急勾配の上、カーブが連続し、車の擦れ違い時には大変危険な状況となっております。

また、冬の雪が降った折にはスリップ事故等が多発するなど、交通の支障となっております。

そのような中、岐阜県は以前から（仮称）新大矢田トンネルを含めたバイパスの建設を進めていただいております、平成29年度よりトンネルの取付け道路の工事が始まるなど、地元として長年の夢であったトンネル本体工事に着手していただけることになりました。

トンネル工事中には、大矢田住民を対象にした見学会も開催され、多くの方が見学され、大変関心が高いことがうかがえました。

今の現地を見てみますと、このトンネル工事の間もなく完成するのではと日に日に変わっていく様子が見てとれ、念願の新トンネルがいつ完成するのかと地元でも話に出てきます。

そこで、1点目として事業の進捗状況はどのようなかについて、建設部長にお尋ねいたします。

○議長（古田秀文君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの御質問についてお答えいたします。

事業の進捗状況につきましては、県美濃土木事務所に確認したところ、トンネルの開通に必要な全ての工事が今発注済みであり、本年度進めてきたトンネル内の舗装工事、照明及び防災施設の設置工事がおおむね完成しているとのことでございます。

現在は、トンネルの南側坑口、北側坑口から現道までの取付け道路の工事を施工中であり、3月上旬の竣工を目指し鋭意進めていると伺っております。

また、トンネル事業の総事業費は約20億円ということで聞いております。

〔5番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 5番 梅村辰郎君。

○5番（梅村辰郎君） ありがとうございます。

3月上旬の竣工ということで、今年度中には通行できるのではないかと思います。地元のみならず通行される皆さんの期待も高く、非常に喜ばしいことで、念願の開通を楽しみに待ちたいと思います。

次の質問に移ります。

この新しいトンネルが開通した後は、今まで通行していた県道はどのような扱いになるのかです。

今まで通行してきた県道は山道になっていることから、以前よりごみの不法投棄が頻繁に起きており、大変問題になっている箇所があります。今回、新しいトンネルが開通しますと通行車両は減り、この不法投棄が増えるのではないかと思うのは私だけではないように思い

ます。

また、トンネルについても防犯上不安に思うところです。

そこで、2点目として旧県道の取扱いについてはどのようなかについて、建設部長にお尋ねいたします。

○議長（古田秀文君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） 質問についてお答えいたします。

旧県道の取扱いについては、（仮称）新大矢田トンネルが事業化される条件として、旧県道部を市道として認定し、新トンネルの開通と同時に市が譲渡を受け供用開始を行い、市が管理をしていくということで事業が進められてきております。

また、トンネル開通後は旧県道の利用者の減少が予想され、トンネル坑口までの道路については議員が御指摘のとおり、さらなるごみの不法投棄等のおそれや防犯上の問題も考えられます。このことから、新トンネル開通後はトンネル坑口の両側を封鎖し、トンネル坑口までの道路については県道の接続部で車止めを設置したいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 5番 梅村辰郎君。

○5番（梅村辰郎君） ありがとうございます。

市の考えはよく分かりました。県道との接続部で車止めをする考えであるとのことで、ごみの不法投棄がなくなることや防犯上についても安心しました。

続いて、2つ目の質問に移ります。

笠神・丸山線道路改良事業についてです。

笠神地区と大矢田地区を結ぶ西部土地改良事業で造られた市道笠神・丸山線は、県道岐阜美濃線の迂回ルートとしての利用者が多いにもかかわらず、大型車が安心して擦れ違いができないような幅の道路でありまして、舗装の状態も悪く、早急に改良を進める必要があると思います。

また、道路改良をすることにより、道路の幅が広がり通行が円滑になるだけでなく、道路周辺の土地活用の推進も期待されるところであります。

9月の代表質問でも、市長が整備計画について事業を進めると答弁いただいています。

そこで1点目として、事業の進捗状況はどのようなかについて、建設部長にお尋ねいたします。

○議長（古田秀文君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

市道笠神・丸山線道路改良事業につきましては、通行者が安全で安心して通行できる幅員9メートル以上の道路を整備することにより、民間投資・需要を喚起し、企業の誘致を推進することを目的として、昨年度から事業を進めているところでございます。

進捗状況としましては、本年10月に市道下切・坂田線交差点から西側へ延長510メートルの区間において、道路北側の側溝布設工事を発注しております。

また、来年度以降は、この交差点から西側へ向けて幅員9メートル以上となるような道路の拡幅を優先して、周辺の関係者と調整を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

[5番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 5番 梅村辰郎君。

○5番（梅村辰郎君） ありがとうございます。

大変よく分かりました。この道路が完成することにより安全に安心して通行できるようになることから、早く完成することを望みます。

また、この事業が完成すれば新しい企業が誘致され、働ける場所の確保ができ、若い世代が住み続けられることにつながるため、早急に取り組んでいただき、早期の完成を願うばかりです。

続いて、2点目の質問に移ります。

この笠神・丸山線は、西側の県道岐阜美濃線から東側へ市道下切・坂田線までの改良計画と聞いております。

昨年度、道路改良に係る地権者を対象に説明会が開かれたところですが、その後も下切・坂田線から東側へ、笠神地区の県道上野関線までの改良はあるのかとの声を聞きます。

そこで、下切・坂田線から東側への改良計画はあるのかについて、建設部長にお尋ねいたします。

○議長（古田秀文君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

笠神・丸山線道路改良事業は、大矢田地区西側を通る都市計画道路高富美濃線——これは岐阜美濃線のことでございます——と都市計画道路下切坂田線、これは市道下切・坂田線でございます。それを結ぶ区間の改良を計画したものでございます。

御質問の下切・坂田線から東側への道路改良の計画につきましては、本路線の起点側である笠神側の都市計画道路中野坂田線、これは上野関線の県道でございます。この改良がなされていないことから、この区間の改良計画は現在のところ考えておりません。

[5番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 5番 梅村辰郎君。

○5番（梅村辰郎君） ありがとうございます。

現在のところ、改良計画はないとのことでした。

笠神地区の県道上野関線は都市計画道路でもあることから、県と連携し改良を進めていただき、この笠神・丸山線についても改良していただくと地元としても喜ばれると思いますので、検討いただければと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（古田秀文君） 次に、3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 私は、発言通告書に基づきまして、1番目、旧統一教会との関わりに

ついて美濃市長に、2番目、インボイス制度導入による事業者への支援について産業振興部長、3番目に学校給食センターについて教育次長、4番目に長良川遊水地について建設部長、以上4点について質問をいたします。

最初に、旧統一教会との関わりについて美濃市長にお尋ねいたします。

旧統一教会（世界平和統一家庭連合）関連団体が開催するサイクルイベント「ピースロード」が、実行委員会に地元選出の国会議員、県会議員を参加させたり、自治会に後援させるなどして旧統一教会の隠れみのとなっていることが明らかになりました。

このイベントは、旧統一教会の関連団体、平和統一連合が主催し、13年に始まったピースバイクが起源となっており、本部が韓国にある統一教会の創始者である文鮮明の死去1年を追悼する記念行事の一環として企画されたものであります。

旧統一教会が世界平和家庭連合に名称を変更した15年にイベント名もピースロードと改称し、教会色を薄め、国会議員、県会議員、市議会議員などを取り込み、さらに自治体の後援を申請し、公益イベントであるかのようなお墨つきを得ることに成功して実施してきたものであります。

後援については、関係者から「旧統一教会との関係は知らなかった」、こういった釈明や、後援を出した自治体の担当者は「申請書類だけでは旧統一教会と確認できなかった」、このように釈明しておりますが、公式サイトでは文鮮明の名前を出してイベントの理念を説明しており、知らなかったでは済まないことではないでしょうか。

そこで質問です。

美濃市は旧統一教会関係のピースロード岐阜のイベントを後援したが、その理由と現在はどうに対応しているのか、市長にお伺いいたします。

○議長（古田秀文君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 服部議員の旧統一教会との関わりという中で美濃市が後援をいたしましたピースロード岐阜のイベントでございますが、その訳と現在はどうかということの質問に対してお答えさせていただきます。

ピースロード in 岐阜につきましては、本年4月に主催者であります実行委員会から後援名義使用の申請書が提出されました。美濃市の共催・後援・推薦等に関する取扱要綱に基づいて審査を行ってきたところであります。

事業計画等では、恒久的平和、未来人材育成のために7月30日に青年ライダーが自転車で県内市町村役場を巡り、市町村に平和メッセージを届けると、さらには世界平和を訴えていくというものでございました。

また、実行委員会のメンバーには、県内の議員の方々も多く加わっておられました。岐阜県及び多くの県内市町が後援を決定しておりました。さらに、当該イベントにつきましては以前から実施をされてきたようでございますけれども、本市では初めて申請があったということから、書類以外にもインターネットによる情報収集、並びに周辺の市に聞き取り調査を行ってまいりました。その結果、岐阜県及び多くの県内市町が後援決定していることもあり、

そういったことも参考にしながら取扱要綱の規定により認められる内容ということから後援名義の使用を許可したところでございます。

なお、当該イベントにつきましては、開催を中止する旨の文書が実行委員会から送付され、実際にイベントは開催されなかったという報告を受けております。

今後についても、新規とか疑義があるものにつきましては、庁内全体で情報を交換しながら、あるいは共有しながら判断をしていきたいというふうに考えております。

[3番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

しかし、これは今市長が言われたような形で後援をしたというのは、どこの自治体もそういった答弁を今されているわけですよ。だけど、本元のホームページとかそういったものを見ると、明らかに統一教会だと認識できるような中身になっているわけですね。ぜひとも、今後その強化をお願いしたいと思います。

続きまして、岐阜県の消費生活相談所の資料があるんですが、10月2日までには全国では3,000件の相談があつて、その内訳は金銭関係が40%、それ以外が18%で意見が42%、このようになっております。

そういう中で、統一教会に関しては、複数の選択ですが、金銭関係が75%、靈感商法が75%、預貯金喪失が29%などで、集会に参加し集団結婚したことや親に貸した金銭が献金になり取り戻せない、このような子供の結婚の相談などがあつたと報告されております。

ピースロードも旧統一教会の関係団体の開催で行われたわけですが、アジアと日本の平和と安全を守る岐阜県大会が2022年5月22日に開催されましたが、地元出身の県会議員も創設者の文鮮明の平和大使任命状を受けるなど、旧統一教会の靈感商法、人権侵害などが大きな問題になっており、宗教法人法第81条に基づく解散命令の事由等に該当する疑いがあることも指摘されております。

旧統一教会は選挙応援などの名目で候補者に接近し、その見返りとして靈感商法等の悪徳商法、非民主的な政策を容認させよう、このようにしているわけでありまして。このようなことは許されることではありません。

武藤市長は旧統一教会との関わりがあつたのかどうかを質問いたします。

○議長（古田秀文君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 2点目でございます。

私と旧統一教会との関わりがあつたかということでございますけれども、そもそも現在の世界平和統一家庭連合が旧統一教会であると、あるいは関連団体ということの存在を含めて耳にしたことは、今回の安倍総理の悲惨な事件を聞いて初めて知ったところでございますけれども、以前にもマスコミにももう十分話をしましたけれども、何かしらの関わりについて念のために調べたところでありますが、本年1月の市長選挙の期間中に選挙事務所を訪れた方の名刺の中に岐阜県平和大使協議会という団体の方3名が含まれておりました。

その際に直接お会いしたかどうかはよく覚えておりませんが、基本的に関わりはなかったというふうに考えております。

[3番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 武藤市長ではなくてほかの方も、議員さんも含めて、ほとんどその関わりを知らずに選挙事務所に見えたという方もたくさんおられます。

武藤市長は、こういったことを関わりが分かった段階で今後どのように対応されるのかお聞きいたします。

○議長（古田秀文君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 3点目でございますが、今後どのように関わるのかというお答えについてですが、関わるというのは何をもって関わるのかなかなか分かりませんが、会っただけで関わったというならそうかも知れませんが、私としては2点目の答弁の中で申し上げたとおり、そもそも当該団体とは関わっておりませんし、ただ今後、公務上いろいろな方々とお会いしますので、そういった方の中にひょっとするとそういう方もお見えになるかも知れません。

しかし、いずれにしましても旧統一教会のみならず、社会的に問題がある団体等とは今までと同様、積極的に関わるということとはございません。

[3番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

市長のそういった毅然とした態度がやはりまともな政治を行っていく、こういった状況になると思います。ぜひともその状況をつかみながら、しかし旧統一教会みたいなマヌーバー的な団体を使いながら、後援を含めて市のほうに働きかけたり、市長のほうに働きかけたり、そういったことがされる場合もありますから、ぜひとも十分にその辺の調査も含めて後援をやっていただきたい、このように要望いたします。

続きまして、インボイス制度について、9月議会に引き続きまして質問をいたします。

9月議会制度導入による新たな負担に対して、電算化、デジタル化や経理事務の負担に対して、国の支援の上乗せを検討したり情報の周知に努める、このように答弁されました。

また、にわか茶屋と出荷者等に対しては何らかの支援策を検討していく、このように答弁されましたが、どのような支援が想定されるのかお伺いしたいと思います。

今、インボイスについては、政府与党内からも含めて、各界から本当にこのインボイス制度がいいのかと、延長もしくは中止にしないか、こういった声がかかり出ているわけですね。そういったことは別としまして、もしもこのインボイス制度が導入された場合、美濃市としては9月議会の答弁の中身がさらに進展したのかどうか、産業振興部長にお尋ねいたします。

○議長（古田秀文君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） ただいま御質問のインボイス制度導入による新たな負担に対する支援についてお答えをいたします。

まず事業者におかれては、インボイス制度導入に当たって、各社・各個人の売上げの状況や取引先の状況・方針などを把握し、インボイス発行事業者になると判断した場合には税務署への登録手続が必要となります。また、制度導入までに、帳簿や請求書等の記載内容やインボイスを受け取った際に正確に記帳できるための準備をしておくことが必要となります。

市としましては、税負担への支援はできませんが、制度を正しく理解していただくために税務署や商工会議所などが行う相談窓口やセミナーの紹介でありますとか、またインボイス制度開始を見据えた電算化・デジタル化や、保存や記帳など、新たな事務負担に対する国の支援措置の上乗せ支援などについて検討をしていきたいと考えているところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

答弁をお伺いすると、9月議会でお話しされた中身であまり変わっていない。それは当たり前だと思うんですね。

なぜかという、このインボイス制度そのものは国が実施しようとしているわけですが、9月議会で私が質問した後からでも、各業界、団体からこのインボイス制度の問題点について様々な要望、意見が出されている状況があって、なかなかこのインボイス制度そのものが確定したものになっていない、これが実情だと思うんですね。だから、各自治体においてもこういったことを具体的に支援しようにもなかなかできない、これが現状だというふうを考えております。

私は、今の質問を含めて、この政府が導入しようとしているインボイス制度、これは本当に中止しなきゃいけないんじゃないか、このように思って、私のインボイス制度についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、学校給食センターについてお伺いいたします。

新型コロナウイルスが学校現場にも大きな影響を与え、教師をはじめとした関係者の方々の奮闘に本当に敬意を表しております。

さて、美濃市の児童のアレルギーに関しては、財団法人日本学校保健会の学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）による要管理児童の半数以上が給食に対しての要対応児童、このようにお聞きしております。

食物アレルギーの対応が必要な行事などは、給食、修学旅行、宿泊研修、調理実習、掃除、図工など、多様な対応が必要とされている。そういった中で、学校給食のアレルギー対応食は新給食センターの稼働により9月30日から開始されましたが、準備段階での対応が十分でなかったために、まず卵の除去食を提供するにとどまる、このように答弁されております。

給食センターの職員さんは23名で、通常給食と除去食の同時調理には本当に大変な作業が伴う、このように思っております。事故もなく現在運営されていると思っておりますが、現在の除

去食の児童数など、どのような状況かお答えください。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの御質問にお答えいたします。

卵のアレルギー除去食の提供を希望された児童・生徒は8人です。この8人に対し、9月30日から除去食の提供を行っています。

提供した除去食は、卵を使った給食献立のうち、9月は中華あんからウズラの卵を除いたものを1回、10月からはソフト麺にからめる肉みそソースからウズラの卵を除いたもの、かき玉汁から卵を除いたもの、八宝菜からウズラの卵を除いたもの、卵入りワカメスープから卵を除いたものを、除去食として月2回のペースで提供いたしております。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

今の答弁の中で、安全にこの間でいえば運営されていると、このようなふうに受け止めました。

それで次の質問ですが、特定原材料7品目を中心としたアレルゲン食材をできる限り使用しない除去食の提供を今美濃市の給食は目指している、このように理解しておりますが、安全な給食を提供することがまず最優先される、そういったわけですが、そのためには保護者への説明や理解、給食センターの体制づくり、学校現場の研修等が必要で、十分な準備の上、ぜひともこのアレルギー対応食を拡大していただきたいなど、このように思います。

今後のアレルギー対応はどのように進めるのかお聞かせください。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 2つ目の御質問にお答えいたします。

新学校給食センターにアレルギー専用調理室を設けたことによって、これまで使用できなかったアレルギー食材を扱うことができるようになり、ただいま御回答させていただいたように9月から卵を使用した献立の提供を開始したところであります。

卵に続くアレルギー対応として、現在、卵に次いでアレルギーのある児童・生徒が多い牛乳の除去食の提供に向けて準備を進めております。クリームスープなどから牛乳を除いた除去食を年度内に提供する計画でいます。

また、新入学児童を含めたアレルギーのある児童・生徒の保護者を対象にした説明会を来年1月に開催いたしますので、同じように牛乳の除去食及び飲用牛乳の対応についての説明を現在在籍している保護者に対しても行い、その希望を取る予定であります。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

牛乳に関しては大体何名ぐらいかと、今、ありますでしょうか。もしもあれば。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 現在、牛乳のアレルギーの対応を必要としている児童・生徒は12名であります。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

ぜひとも早く拡大していただきたいという思いと、もう一方は、やはり安全優先で子供の健康も含めてぜひとも進めていっていただきたい、このように思います。よろしくお願いします。ありがとうございます。

最後になりますが、長良川遊水地について質問いたします。

令和4年10月、11月に、国土交通省が木曾川上流河川事務所による地元説明会、意見交換会、これが行われました。

地元からは様々な意見、要望が出されたとお聞きしておりますが、従来の国土交通省木曾川上流河川事務所の説明とは大きく異なる点が説明されました。

1点目は、左岸の道塚堤防の補修強化が出され、もう一点は右岸の横越地区の大谷川の氾濫などによる内水氾濫に対しては、従来は遊水地とは関係ないというようなことを国土交通省が言っていたわけですが、大谷川の補修等を含めて流域治水対策として国交省が行う遊水地事業の一部として検討する、このようなことを副所長は明言されております。

この前向きな説明会等を踏まえて、それでもまだまだ問題が解決されたとは言えない状況であります。

そこで建設部長にお聞きいたしますが、説明会、意見交換会等の内容と今後どのような予定で進行するのか、美濃市が把握されている範囲でお答えいただくようお願いします。

○議長（古田秀文君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

本年10月から11月にかけて実施した説明会では、長良川遊水地の整備に加え、左岸堤防の老朽化対策及び越水対策、百間堤の拡幅を実施することで当該地域に対する安全性をさらに向上させていく旨の説明が国土交通省からありました。

その際、住民の不安、意見に対し、国土交通省からは議員がおっしゃられたとおり、非常に前向きな説明がありましたが、なおも一部の住民の方からは遊水地整備に対する不安の声が寄せられたところでございます。

市としましては、遊水地整備は下渡地区や中有知地区などをはじめ、長良川流域全体の洪水に対する安全性を高めるためにも十分に必要な施設と認識しておりまして、国土交通省に対し適切な説明を求めるとともに、協力して事業の促進を図ってまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

説明会は左岸で数回、右岸で数回行われたと、このようにお聞きしておりますが、そうですね。そういった中で、市としてもきちんと対応して国交省に話をしていくという答弁をいただけたというふうに思っております。

もう一つ、実は美濃市長が11月22日にとある会議の場で、遊水地内の広場の活用について希望も踏まえその考えを説明されました。

各地の説明会でも切実な意見要望が出され、そのほとんどがまだ解決されていないにもかかわらず、その解決策を積極的に国に要望することを優先するのではなくて完成後の将来像について言及されることは、地元ならず関係者の間から批判の声が上がっております。

遊水地事業は国の施工だからということではなく、先ほどの建設部長の答弁にもありますように、市民の意見に耳を傾け積極的な対応を要望いたします。

これもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（古田秀文君） 次に、8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 私は、発言通告に従いまして2点の質問をいたします。

1点目は、本年改正されました動物愛護管理法の施行によるマイクロチップの装着について、2点目は安全で快適な避難所のトイレ整備についてでございます。

最初に、動物愛護管理法の施行によるマイクロチップの装着についてを民生部長にお尋ねいたします。

犬や猫など、私たちの身の回りにいる動物たちは人々に癒やしを与えてくれるとともに、家族の一員として、時には盲導犬や介助犬などのように、生活する上で欠かせないパートナーとして私たちの暮らしの中に溶け込んでおります。

しかし、その一方でむやみに動物を傷つけたり、あるいは殺したりといった虐待が近年増えております。昨年1年間に警察庁が動物虐待で検挙した件数は、前年に比べまして68件増の170件です。統計のある2010年以降で過去最高となっております。

この動物虐待を根絶し、動物の命を守るため、動物虐待罪の厳罰化を盛り込んだ改正動物愛護管理法が本年の6月1日に施行されております。

この改正では、例えば犬や猫などを殺傷した場合、これまでは2年以下の懲役または罰金200万円以下、そこから懲役5年以下または罰金500万円以下と引き上げられております。そして、虐待や遺棄した場合は、100万円以下の罰金から1年以下の懲役または100万円以下の罰金に引き上げられ、大変厳しくなっております。

犬や猫などに対して、殴る、蹴る、そして熱湯をかけるといった積極的な虐待行為に加えて、犬や猫などの病気を放置したり世話をしないで衰弱させるようなネグレクトも虐待となることが明記されております。このほかにも、改正動物愛護管理法にはブリーダーやペットショップで販売された犬や猫などについては、マイクロチップの装着が義務づけられております。このマイクロチップは、直径2ミリ程度、長さ8ミリ程度の円筒形で、獣医師が注射

器で犬や猫などの体に埋め込まれます。

この改正動物愛護管理法の施行を機に、家族であるペットの犬や猫などの命を守るために、マイクロチップの装着を飼い主の皆様にご心掛けていただくことを切に願っております。

そこで、1つ目として、マイクロチップの装着義務に関わる飼い主の義務及びその装着メリットはどのようなかをお尋ねいたします。

○議長（古田秀文君） 民生部長 西部睦人君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部睦人君） それでは、岡部議員のマイクロチップの装着についての1点目の御質問についてお答えいたします。

動物愛護管理法は、人と動物の共生する社会の実現を図るため制定されており、基本原則として、動物をみだりに殺傷したり苦しめたりすることなく、動物の習性をよく知り、適正に取り扱わなければならないと定められています。

しかしながら、都道府県は、所有者不明の犬や猫の引取りを求められた場合には、基本的に引き取らなければならないこととなっています。行政が安易に引き取ることで殺処分が増加する可能性を懸念し、動物愛護の観点から望ましくないなどの考えにより、本年6月1日、改正法が施行されています。

この改正により、犬猫等販売業者にはその取り扱う犬及び猫にマイクロチップを装着することが義務づけられ、マイクロチップを装着した犬、または猫の飼い主は、環境大臣が指定する公益社団法人日本獣医師会に飼い主の住所や氏名を登録しなければならないこととなりました。

なお、販売業者以外から犬や猫を譲り受けた場合や、6月1日以前から飼っている犬や猫には装着義務はありません。努力義務にとどまっております。

マイクロチップの装着により、犬や猫が迷子になったときや盗難や事故に遭ったときなどに、皮下に埋め込まれたチップをリーダーで読み取ることで番号や飼い主の氏名などが分かるというメリットがあります。

〔8番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 答弁、ありがとうございます。

2つ目に、ブリーダーやペットショップの方たちは罰則の強化された改正動物愛護管理法をよく知っていると思います。しかし、一般の飼い主にはまだまだ浸透していないと思っております。

この一般の飼い主への周知啓発はどのようなかをお尋ねいたします。

○議長（古田秀文君） 民生部長 西部睦人君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部睦人君） それでは、ただいまの御質問についてお答えいたします。

県の登録を受けている犬や猫などの販売業者は、法律で義務づけられている動物取扱責任者研修を毎年受講されています。その研修会において、今回の法改正の趣旨について周知啓

発がなされています。

市におきましては、法改正及びマイクロチップの装着について、市民の皆様に正しく御理解いただくようホームページを活用し周知を行っているところでございますが、今後は広報「みの」や地区の公民館だより、毎年行う狂犬病予防注射の際など、機会を捉え、引き続き制度の周知に努めてまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） どうもありがとうございます。

この改正動物愛護管理法の施行によるマイクロチップ装着について、義務やメリットなどが分かりました。

環境省によれば、2020年度に全国の保健所や動物愛護センターに持ち込まれた犬や猫は約7万2,000頭に上ります。そのうちの約3万9,800頭が新たな飼い主に引き取られる一方で、2万3,700頭が殺処分されています。

このような状況を改善するためにも、マイクロチップ装着を推進していくことが重要であります。これまでに飼われている方や業者以外から譲り受けられた飼い主さんに、家族の一員であるペットの命を守るためにマイクロチップ装着を考えていただけるように丁寧な周知啓発をお願いします。

また、マイクロチップ装着は自由診療であります。その費用には数千円から1万円前後かかることがあります。この負担を軽減するために費用の助成補助を検討していただきますよう、要望いたします。

続いて、2点目の質問を行います。

2点目は、安全で快適な避難所のトイレ整備についてであります。総務部長にお尋ねいたします。

令和2年9月1日現在の公立小・中学校のトイレの洋便器率は57%であります。令和7年度までに95%までに整備するとの目標を文部科学省は掲げております。各家庭での洋式トイレの普及状況、あるいはバリアフリー化、防災機能の強化などからも、今後は洋式トイレ化が進められるものと考えております。

避難所においては、トイレが利用できない状況では排せつを我慢しなければならない、あるいはトイレの回数を減らそうと水分を控えたことによる健康被害や膀胱炎などの発症も懸念されます。介助が必要な避難者である障がい者や高齢の方には和式便器の使用は極めて困難であり、洋式トイレは欠かせないものであります。

そこで、1点目として、市内の小・中学校の体育館、コミュニティセンターなどの避難所のトイレの洋式化の現状と今後の計画はどのようなかをお尋ねいたします。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） それでは、ただいまの御質問の避難所のトイレの洋式化の現状と今後の計画についてお答えをさせていただきます。

現在、市では大規模災害が発生し、複数の世帯が自宅の倒壊などにより居住することができなくなった場合に一定期間滞在できる避難場所として22か所の施設を指定していますが、いずれも洋式トイレが整備をされております。

近年、美濃市において発生した一番大きな災害は平成16年の長良川の氾濫による被害でございますが、その際においても避難所としての利用は数日程度であったことから、現状のトイレで十分対応ができるものと考えております。

しかしながら、複数の世帯による避難が長期化する場合においては、衛生的なトイレが重要な問題であると考えており、例えば自宅以外の洋式トイレの使用に抵抗がある若い世代の方や特に衛生面への配慮が必要な乳幼児のいる世帯には、災害時等における宿泊施設の提供に関する協定を締結するホテル、フェアフィールド・バイ・マリオット岐阜美濃に避難していただくことなどを含め、今後は衛生的な面を踏まえたトイレの整備を総合的に検討してまいります。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（古田秀文君） 8 番 岡部忠敏君。

○8 番（岡部忠敏君） 御答弁ありがとうございます。

災害時に避難所での生活が余儀なくされた場合、入浴できない避難生活においては、特に女性や高齢者の衛生管理面の点で、多目的トイレや洗浄機能付トイレの設置は健康維持のためにも必要不可欠な取組であると思っております。

避難所となる学校施設の体育館については、災害対策機能の強化の一環としてのトイレの整備には、総務省では起債の充当率100%で補助率70%の緊急防災・減災対策債が活用できると伺っております。

そこで2点目ですが、災害時に避難所となる学校施設である体育館の災害対策機能の強化の一環として、総務省の緊急防災・減災対策債を活用して多目的トイレや洗浄機能付トイレの設置促進に取り組めないかお尋ねいたします。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 学校施設の体育館に多目的トイレや洗浄機能付トイレの設置はできないかという御質問にお答えをいたします。

避難所となる学校体育館への多目的トイレや洗浄機能付トイレの設置は、総務省の緊急防災・減災事業債の対象となっておりますが、多目的トイレにつきましては既に全ての学校施設の体育館に設置がされております。

また、洗浄機能付トイレにつきましては、現在、避難所となる学校体育館には設置はされておきませんが、設置につきましては今後学校側と十分協議しながら検討してまいりたいと考えております。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（古田秀文君） 8 番 岡部忠敏君。

○8 番（岡部忠敏君） 要望させていただきます。

避難所で生活をする事になっている高齢者や女性の方々、この生活が安全で快適なものになりますよう、ぜひ洗浄機能付きのトイレの整備をお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古田秀文君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時14分

---

再開 午後2時24分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 皆さん、こんにちは。

最後になりました。よろしくどうぞお願いいたします。

私は、一問一答形式で、次の3点の一般質問を行います。

1点目は、笠神・丸山線道路改良事業について、建設部長にお尋ねします。2点目は、市内小・中学校の不登校について、教育次長にお尋ねします。3点目がインボイス制度について、産業振興部長にお答えを求めています。よろしくお願いいたします。

まず1点目からなのですが、先ほど梅村辰郎議員の質問の項目とやや重なるところがありますが、その点については重複のある分、皆さんお聞き及びということでお許してください。

今回、当初予算のテーマにアフターコロナを見据えた活性化の推進ということで、笠神・丸山線道路改良事業についてであります。これは、その活性化推進の中の新規事業として、市道笠神・丸山線道路改良事業ということが進められ、今年度の当初予算は3,150万円が充てられております。前回3月のときにも行わせていただいたので、これも改めて言うまでもないのですが、外枠を確認する意味で、またこのように述べさせてもらっております。

市内の市道が約250メートル延長でありまして、その中の4車線化というのが今私の住む南部の県道とつながり、さらに工業団地、それから他の市町村との往来も北部に比べると著しい場所があります。特に、朝の通勤時間帯の通行量というのは息もつかないほどの車の流れがあります。対象である笠神・丸山線というのは、歩道をつけた幅9メートル以上の道路整備となっております。これは、整備されれば民間の投資・需要が期待でき、企業誘致も図れる、企業進出が活発に進めば若い世代の働き場所を確保することができる、市長も3月の折にはこのように説明をしていただきました。本事業の目的は、整備によって安心・安全の推進による産業の活性化への期待、これが強くあります。

計画では、東に向かう笠神方面は舗装だけに今なっております。これは1つ目の質問なんですが、この東に向かう笠神方面の舗装はなぜなのか、これのお答えをよろしく願いいたします。

○議長（古田秀文君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

笠神・丸山線道路改良事業の計画において、市道下切・坂田線から東側に向かう笠神方面

の区間については、先ほどの梅村議員の御質問にお答えしたとおり、改良計画は現在のところ考えておりません。そうしたことから、この区間については、舗装の老朽化が見受けられるため、東側のほうから舗装の修繕工事を今進めているものでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 事情はよく理解することができました。きれいになったところとそうでないところの区別がはっきり見えるだけに、道路というのはいろいろな臆測が走りまして、今のような説明を受けますと、あっ、そういうことでしたかという簡単な承諾になります。

そして、完成予想を考えますと、いわゆるその西方の県道へ向かっていく途中から歩道付きの9メートル幅の道路になるわけです。笠神地区は、現状の道路が今の御説明のようにそのまま残りまして理解されにくいかと思うのですが、新たな都市計画道路、あるいはこれまでの下切・坂田線ですとか上野関線ですとか、それからいろいろな幾つかの市道及び県道の絡みがありましたので、今後は都市計画という範囲の中でどのように、どこを整備しながら順序よくやっていくというところに、この笠神地区の今の箇所のところも組み入れていただけるということを期待して、1つ目の質問を終わります。

今度は2つ目の質問なんですが、この笠神・丸山線に対してですが、これは住民は農道の意識がとても強くありまして、農業以外の歩行者はあまり今は見かけません。というよりも結構車がすごい勢いで走っていきますので、なかなか散歩等に歩かれる方も安心して歩けないというのが現状であります。本来なら、大型の車両とか、それから対向車の通行を考えると、より広い道路幅の確保が優先されるべきかと思われるのですが、市道周辺には7世紀後半の丸山古窯跡ですとか、それから8世紀の殿岡古墳ですとか、神話の里関連の史跡が点在する地域であります。ですから歴史探索には遊歩道としての機能を兼ねる、こうした歩道がついても、その歩道のいわゆる使い方がとても有効に働くのではないかということ、見方を変えて、今の道幅の拡幅だけじゃない、いい点を考えてみたいと思います。

そこで大矢田神社とか天王山登山とか、それから観光地域として将来的にはこのセットになる歩道がある、そうした道路改良があってもおかしくはないと考えられます。そこで今度は歩道の有用性についてどのように考えていらっしゃるのか答弁をお願いいたします。

○議長（古田秀文君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） ただいまの質問についてお答えいたします。

歩道の有用性についてということでございますが、本事業の笠神・丸山線に限らず、道路を安全に利用するために歩道を設置するということは、安全かつ円滑な交通と人優先の安心な歩行空間の確保のため必要と考えております。しかしながら、地形の状況や予算の関係などの問題もあって、全ての道路にこの歩道を設置することは困難でございます。歩道の整備や交通安全上、非常に有用性があると考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 今日的には、道路建設などの大型の公共工事というのは国や県の交付金に頼らざるを得ない状況にあります。その交付金には、やっぱり何らかの制約とか条件がついてくるといことで理解をいたします。

今回は、道路幅9メートルには安全確保のための歩道が必要であると、あのスピードを感じますと、これは必ず必要なんだなということとはよく分かります。同時に財源との関連もありますので、歩道の完成の後は、出来上がったこの歩道を市民目線で有効利用、それから安全のための維持管理とか、こんなことを積極的に市民の目線で捉えて活用価値を見いだすことを重点に使わせていただくと、こういうことを思いました。

3つ目の質問です。大矢田とか笠神地区、またはこの該当地域の農業従事者などは、この方たちの市民の関心は、非常に笠神・丸山線への関心がとても高いです。特に最近、車社会の進行によって道路整備の必要性はもう高まる一方であります。ですから既存道路とはいえ、実際には渋滞を避けるための迂回道路として、先ほど梅村議員も指摘していただきましたが、迂回の道路としての機能はもうほぼ間違いありません。

この地域は、稲作中心に美濃市の食料を支えている農業振興地域になっております。耕作地の中心に位置する道路の朝夕の交通量はかなりの量で、これはあまりにも車両がたくさんあり、さらに摩耗も激しく別名サロンパス道路なんて呼ばれるような道路の損傷が激しく、部分的に修復されてもすぐにまた別の箇所で新たな破損が起きてくる、これが現状であります。

水田耕作地帯のこの道路改良においては、そこに伴う今の農業振興地域に該当しているということで、水利とその水利の管理、あるいは工業団地の事業所の排水、そして元の耕作地の水利保全など改良によって損なわれるのではないかとした、こういう懸念がいろいろあるわけなんです、住民のこうした懸念についてどのように捉えているかお答え願います。

○議長（古田秀文君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

本事業を進めるに当たり、西部水利組合と随時協議して現場での意見など調整を十分行っており、現在考えている道路整備については懸念は今ないというふうに考えております。

なお、今後企業により開発がなされていくような場合には、地元住民の方の御懸念がないよう開発事業者に指導をしております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 企業が進出するこれからの開発事業は、住民の理解が不可欠であるという、その認識を知って安心いたしました。懸念しておりました水利組合との調整は並行して行っていくという御答弁、以後よろしくどうぞお願いいたします。

4つ目の質問に移ります。

笠神・丸山線道路改良事業のうち、完成までの改良工事に関わる財源の確保と完成時期の見通しはどのようなことなんでしょう、これは工業団地に連結している笠神・丸山線の

大型車両の交通量が増加していくことは当然予想されます。現状からも推察されますが、完成した後、路面の損傷だけでも今まで見てきた以上にはならないとは思いますが、今後長い年月を経れば相当な補修がまた必要になってくると思われま

す。3月議会では、市内延長250キロに及ぶ市道の管理の内容について丁寧な答弁をいただいております。平成25年の道路法改正の施設点検の義務化によって、橋梁、トンネル等の道路施設の建造物は5年に1度、幹線道路の舗装の劣化状況把握のための路面調査の実施など、その業務は多岐にわたっている。職員によるパトロールや市民の通報の対処なども含めて、土木課の仕事は職員数が足りないと思えるほど多いと、これも答弁内容によって分かったことです。

先日も2012年の山梨県大月市の笹子トンネルの天井板落下事故で9名が死亡した事故の追悼式典が報道されまして、責任の重大さが痛感されたばかりであります。これからの道路管理については、維持管理の負担についてどのように考えるか答弁をお願いいたします。

○議長（古田秀文君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

今後、道路施設の維持管理を考えますと、必要とされる予算の増大が考えられます。そうした中、道路施設の維持管理を行うインフラメンテナンスの取組により、橋梁、トンネル、道路附属物などが定期点検化され、長寿命化への取組により、事後保全から予防保全へ転換できたことにより将来の維持管理・更新費が抑えられ、負担の抑制につながると認識しております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 本年度第1回で丁寧な説明を受けて、改めてまたここでお尋ねするの

もどうかと思ったんですが、すみません。道路の維持管理は、日常業務が多岐にわたっておると先ほども重ねた言葉なんですが、特に生活道路である市道というのは定期的なパトロールが欠かせません。そのための職員数が十分とも言えない課題ではあるんだけど、最低限の維持管理の実施に努めていると言われる土木課の職員の皆さんの働き方、その姿勢については、今ここでまた改めて言うまでもなく深く感謝いたします。連絡一つで駆けつけ確認し、対応されている現状というのは、市民も十分認めるところであります。

人口減少と高齢社会が進む美濃市の道路管理に対し、安心・安全確保のためには市民の協力が欠かせないことが分かってきました。早期に発見して早期対応することで維持管理のためのコストを低く抑えられます。道普請制度の活用をコロナ以前の状況に近づけることを願い、地域活動を活発化させる市民努力を惜しまない動きを盛り上げる必要性を強く自覚いたしました。

改良後の市道笠神・丸山線は利用度が高いだけに状態変化に気づきやすい、その一つの試金石にもなりそうでもあります。乏しい財源をいかに有効に道路管理に活用させていくか、課

題追求をお願いして1点目の質問を終わります。

続いて、2点目の質問に入ります。

2点目は、市内小・中学校の不登校についてであります。

児童・生徒の学校生活も形態は100%ではないにしろ、ようやくコロナ前の生活に戻ってきていることと推察いたします。学校現場の児童・生徒への対応をされてきた先生方をはじめ、職員や学校関係者の皆さん方の御苦勞、尽力には何度も何度も深く感謝いたします。

この3年間、児童・生徒は多様な生活を強いられてきております。学校生活で支障を来すような場面に出くわしたりとか、慣れない未経験の体験に戸惑ったりとか、不規則な生活から体調を崩したりとか、家族や仲間とのトラブルが発生したりなど、取り上げれば数限りなく出てきます。そのような時間の経緯の中にあっても、少しでも早くコロナ以前の学校生活に戻りたい願いは、どの児童・生徒もが同様に持ち続けてきたと思います。

世界中を震撼させた、あるいはさせている新型コロナウイルス感染症は、不登校にも大きく作用しました。これは新聞、テレビ等で度重なって報道されているところから推測できることでもあります。

そこで、全校学校休校の要請が出された3年前、2020年3月以後、学校は地方自治体ごと、学校ごとに状況に合わせて対応されてきたんですが、これほどまでに大きな災禍を体験、経験していない保護者たちの戸惑いも子供たちに影響しているのではないかと思います。

仲間がいる学校というのは、成長期の児童・生徒にとって大切な生活空間です。教室は社会の縮図でもあります。そこでの活動を通して、学力を身につけること以上に、友達関係や様々な体験を通して学ぶ、それが以後の人生にも大きく影響することは経験を積んだ私たち大人が知るところであります。

ところが、様々な理由で楽しいはずの学校に行けなくなっている児童・生徒が増えていることが、先ほども言いましたように度々取り上げられています。調査を通して、その原因の多様化が浮かび上がってきました。社会状況の変化、家庭内事情の発生、地域の関わり方などにおいて、これまでとはやや違った傾向が確かめられています。また、実態把握に際して、複数の事情が重なる場合や個人情報保護のため分かりにくくなっている場合もあります。不登校の状態から脱出できる手だてや支援の在り方は個別であると同時に、多くの人々の理解と協力なくしては成り立ちません。

文科省の調査から、前年度に30日以上登校できずに不登校とされた小・中学生は、前年度から24.9%増え、過去最多の24万4,940人であったことを知らせていて、その増え幅も過去最大となった、このように報じられております。いじめの認知件数も過去最大である。不登校から抜け出せる出口を探り、今できることはないのか、こんな不登校の実態を明らかにして考えを深めるために、ここに質問に臨みます。

1つ目です。令和元年度から令和3年度までの年間30日以上欠席者のデータから読み取れることは、年間30日以上欠席者が予想どおり増加し、元年度から13人も美濃市でも増えております。同時に相談件数も令和元年度は記述がなかったんですが、令和3年度では電話

による件数だけでも64件あります。これは令和3年度の一般会計・特別会計決算の主要な施策の成果等説明書から取り出した数字であります。文科省は長引くコロナ禍に起因する心身の不調とか、ストレスが影響していると分析しています。

ほほえみ登校推進事業の相談件数の増加は、令和3年度の電話以外の来所相談、家庭訪問、学校訪問、合計125件、令和2年度の統計は件数の詳細は記されておりません。何もなかったのか、それともコメントは令和元年度比較の意味なのか、ここら辺がちょっと分からないんですけれど、そこで数もさることながら、親の相談、子供自身の相談はどのような内容であったのか、またそれに対して教育委員会はどのように受け止め分析されたのか、課題として何があるのか答弁を求めます。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ほほえみ教室への保護者からの相談内容は、「学校に行きたくないと言っているがどうしたらいいか」「ほほえみ教室のリーフレットを見て見学に行きたい」「子供の将来を考えると不安になり夜も眠れない」「昼夜が逆転しているので心配」「学校になじめないので困っている」など様々です。なお、子供からの相談はございません。

このような保護者からの相談内容を分析すると、次の3つに分けられるというふうに考えております。

1つ目は、我が子の接し方についての悩み相談、2つ目は、子供が困っていることへの改善方法についての相談、3つ目は、保護者自身の不安についての相談です。課題としましては、この保護者自身の心の安定のために保護者への支援が必要となるケースが増えていることです。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 情報でいろいろ流されていること、新聞報道に出てきていることと、やはり美濃市の実情も今の次長の答弁から、関係づけるというよりも、やはり当てはまっているんだなあということを知ることができました。それだけにやっぱり私たち、子供だけの問題ではなく、取り巻く環境、つまり親、学校の職員、それから私たち周囲の者たちのこうした現状については、かなり深く反省しながらこれからの対応の仕方を考えていくということが求められているのだなあということをこの結果、原因、相談内容と、それから課題についてのお話から自覚する必要があると思いました。

2つ目の質問です。

子ども基本条例制定都市の福岡県宗像市へ、私たち民生教育常任委員会は行政視察に行く機会を今年度はいただきました。ハッピークローバーと名づけた子どもの権利相談室として、平成25年に開設されてもう既に10年がたっている。ここではやっぱり子供本人、両親、教員、家族その他からのいろんな今私が先ほど申しました方たちが同じように、子供だけじゃなく相談をその方たちからも受けていると。そして、市内在住高校3年生まで、そういった相談

に応じるというシステムなのであります。その相談内容には、交友関係ですとか家族の関係、心身・性の悩み、学校生活の悩みが多く、全国的に共通した内容でありました。

子どもアドボカシーという実践が進むイギリスでは、子供のマイクになること、これは福祉の世界で使われる物を言いにくい人たちの代弁をしてあげるといふ、そのアドボカシーという内容なんですけど、100%子供側に立つ、あなたこれでしょう、違うでしょうじゃなくて、とにかく子供の声に100%、その声の側に立つということが求められるということなんです。子供自身が望んだ場合に、誰かに伝えたいことを自分で伝えられるようにサポートしたり、代弁したり、それからそうした役目を担っておるわけでありまして。子供たちは不登校に至る前に孤独感を感じたり、無気力状態になったり、自分の思いが伝えられない閉塞感にとらわれたり、と孤立する前段階が指摘されます。

教育委員会では、ほほえみ登校推進事業、そしてもう一つ、心の相談員設置事業、この2つの事業が置かれて推進されております。そこで、この2つの事業という両者の事業はそれぞれどのような事業内容なのか、そしてそこで心の相談員にはどのような相談内容が寄せられたか、それについての御答弁を求めます。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 2つの事業内容と心の相談員への相談内容についてお答えいたします。

ほほえみ登校推進事業は、登校ができない、またその傾向にある児童・生徒に対して、社会的自立を目指して個に応じた指導を行う事業です。このための児童・生徒の居場所となる施設を設置し、希望する児童・生徒が通室できるようになっています。

また、心の教室相談員設置事業は、登校しても常に教室で過ごせない生徒・児童が安心して過ごせることや、不安や悩みを抱えた児童・生徒の不安を解消することを目的とした事業です。このような児童・生徒への対応をいつでもできるようにするために、学校に心の相談員を配置しています。相談を受けた心の相談員は、相談してきた児童・生徒の不安や悩みの解消が図れるよう速やかに対応します。現在は美濃小学校、美濃中学校、昭和中学校に各1名の職員を配置しています。心の相談員に寄せられる相談内容については、学校生活全般、友人関係、親子関係、学習、個人的な悩み等様々な内容があります。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） よく分かりました。

先ほどの前のお尋ねした、3つほど分けてお知らせくださったこととの重複もあって、やっぱり心というのは大人も子供もある段階までは非常に共通しているんだなあということも、この答弁を通して知ることができました。

そこで3つ目の質問に入っていきます。

ほほえみ登校推進事業というのは、集団生活が困難な児童・生徒の教育環境の充実及び相談事業、適応指導教室（ほほえみ教室）での様々な活動を通じて心のケアを行うとともに、

社会的適応力を培うための指導援助をという、こういったことが書かれているんですけど、結局今、今回私が不登校ということについてお尋ねをしているわけですし、その機能はほほえみ教室の様々な活動、今そこに通っている人たちの活動の様子というところから、これからの解決の糸口が見えてくるということに視点を置きまして、そこでの創作活動ですとか勤労生産活動、あるいは教科学習等を指している、そのことだと思います。

確かに学校の教科学習というのは、パソコンやiPadを用いた学習活動へと変化してきていますが、体を使ったり五感を通して学ぶ機会が減ってきているのも事実です。例えば道具の使い方も不慣れなものが多く、はさみが使えなかったりとか、箸やスプーンをうまく持てなかったりとか、体のバランスが取りにくくなっていたりとか、これまでの子供の成長にはあまり見られなかった姿も見られるようになってきました。

通室者にとっては、体験を通して多様な内容を学ぶことができる学習の場所であり、ここが利用者にとって学びの居場所であると受け止めました。ほほえみ教室の場所とその環境整備の実態、具体的な活動内容、利用者は単独か複数で学ぶのか、教科学習は登校児童と同じ内容か、会計年度雇用の職員の雇用状況など、現在のほほえみ教室の状況は具体的にどうなっているのか、これをお尋ねいたします。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） ほほえみ教室の状況について、お答えいたします。

ほほえみ教室の運営は、室長1名、指導員1名、相談員1名で行っております。ほほえみ教室の場所は教育委員会の建物内にあり、学習、軽作業、談話等が行える部屋が2部屋と畑があります。室内はWi-Fi環境が整っており、学校で使っているタブレット端末が利用できます。そのほかメダカの水槽、植物、図書、玩具、ミシン等の活動のための教材・教具もそろえています。

ほほえみ教室への登校や活動内容は、通室する子供の自主性に任せており、学習内容や活動内容などの過ごし方に関する取決めはありません。職員と子供が相談をしながら過ごし方を決めています。

これまでの活動例としましては、ほほえみ教室と学校をオンラインでつなぎ、タブレット端末を使っての活動や、公民館の調理室を使った調理実習、市外施設への校外学習なども行っております。なお、ほほえみ教室で活動した日については、学校では登校した日として扱っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） だんだん、今私は、見過ごすのではなくて気にはなっていたんですけど、分からなかった2つの教室の事業について具体的に知ることができました。そして、美濃市内の児童・生徒の皆さんは、ここに通うことによって相談場所がちゃんと確保されているんだな、学校の中でもそういう場所はあるんだなという安心したその気持ちから、一つでもその状況から抜け出せる努力につながっていくものと、そのように思います。

そこで、これほどまでに不登校が増加していったことは事実なんではありますが、今年度に入ってからほどのようですかということはお尋ねに当てはまりませんが、これまでの令和3年までの増加に対して、この教育委員会では事象をどのように受け止めていらっしゃる、今あるこの対応の事業、あるところを生かしましてどのような対応をさらに進めていられるのかということについて答弁願います。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 教育委員会としてどのように受け止めているかということについてお答えをさせていただきます。

不登校については、全国的、全県的に増加傾向であり、美濃市で不登校が増加したことについては、美濃市のみが特別に増加しているものではないと受け止めています。また、今話題に上げていただきましたほほえみ登校推進事業や心の相談員設置事業については、不登校や不登校傾向の児童・生徒に対する事業ですので、不登校が増加した要因とは関係ないと考えております。

なお、昨年度、ほほえみ教室に通室していた児童・生徒は、本年度当初には全員が登校できるようになりましたので、こういった事業の目的としている不登校対応の成果は出ているというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 今後とも動きについても、今の次長の説明から期待できる部分大いにあり、このように判断いたします。

そこで1つだけ最後に、市長のお膝元である岐阜市のお話なんですけど、岐阜市がつくっております草潤中学校、不登校の子たちが行く中学校3年間の学校があるんですね。そこでは先ほど言いましたように、全てやっぱり100%、この不登校の子たちの声に耳を傾け、全てのその学習内容も学習形態も、それから先生も、学校なら生徒は先生を選べない。しかし、生徒が好きなように先生も選ぶ、学習内容も選ぶ、活動も選ぶ、でもそんなことでいいのかなと思えるほど、一度その不登校の心の縛りを開放するシステムを中心とした学校ができているという事実が、これは2021年ですから、まだできて2年目の学校なんですけど、非常に全国で初めてということで注目されておりますので、その主催者のコメントを聞きますと、大いにこれからこういったことを参考にして各自治体でも生かされたらどうですかというメッセージを発しておりますので、最後ですけど、このことを紹介しながらいろいろ教えていただいた実情を把握できましたので、自分たちの置かれている立場において、子供だけを見るんじゃなくて周囲全体の調和、バランスを心の叫び、言葉に、声に耳を傾けて、これから努力しなきゃいけないということを改めて認識したということで、要望ではありませんけれども、これからの意識改革ということを示すできたということで、今回の私のこの点についての質問を終わらせていただきます。

そこで3つ目です。最後になります。

最後は適格請求書、インボイスの制度実施の対応についてであります。

先ほど服部議員も重ねておっしゃったので、また重なるうちはあるんですけども、結局今日もそうなんですけれど、商工会議所からのお知らせで岐阜新聞に折り込みが入ってありました。2023年10月にインボイス導入の予定があって、3月31日までには申請書を税務署長に提出しなきゃいけない。インボイス事業者としての登録と登録番号の通知を受ける必要がある。このことを知らせておいて、その周知を図るために、12月は2回も人数限定ではありませんけど、事業環境変化対応型支援事業の一環として案内をされておりました。対象は、影響を受ける中小・小規模事業者となっています。ちなみに市内の商店経営者をはじめ事業者にインボイスを尋ねてみますと、「知らない、うちは関係ない」などと、とても関心は高くはない、低いということがうかがえます。

インボイス導入によって事業者は値上げを検討せざるを得なくなり、最終的には私たち消費者も負担増を避けられなくなります。税制は事業者だけの問題ではない、それによってどのような影響を受けるのかしっかりと知って対応しなければなりません。

9月議会の一般質問で約2か月たちました。答弁では、市内にはおおむね1,000事業者があり、そのうち国の課税事業者への転換見込み400ぐらい、導入によってそれによる税収約6,160万という推察で産業部長から答弁が受けられましたが、この2か月間、全国ではインボイスを知った多くの団体からは反対の声が次々と上がっております。

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会と各市町村のシルバー人材センターからは、連名による要望書が議会にも届きました。内容は、安定的な事業運営が可能となる措置の要望でありました。

一方政府は与党が11月25日、導入されれば消費税負担が発生して運営が困難になるということから、国に約1,300か所あるシルバー人材センターを介して、働く人の契約形態を見直す方向で検討していると言われております。また、激変緩和対応を余儀なくされて、小規模事業者が消費税納入を選択した場合、来年10月以降3年間納税額を客から受け取った消費税の2割に軽減する方針ですとか、1万円未満の取引はインボイスを不要として事務負担を緩和するというような、新たな税負担を当面は軽くして円滑な導入を目指しているなどの導入に向けての準備をしております。

そこで1つ目の質問なんですけど、原則60歳以上の人に働く場所を提供している美濃市のシルバー人材センターの会員というのは、経験を生かして多様な働きを提供されております。元気に働ける高齢者が多い市の現状と、国の動向も明らかになりつつある現段階の人材センターの要望に対する市の考えはどのようなか、御答弁願います。

○議長（古田秀文君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） ただいまのインボイス制度についての1点目の御質問についてお答えいたします。

今回のシルバー人材センターの要望書は、インボイス制度の施行に当たり、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会と各市町村のシルバー人材センターが連名で国や都道府

県、市町村に対して提出されており、本市においては、11月4日付でこの要望を受けたところでございます。

さて、インボイス制度は、消費者が支払った消費税が適正に納税されていないという課題の解消施策でございます。今までは課税売上高が1,000万円以下の事業者の負担を軽減するために納税が免除されてきましたが、この制度が実施されることで、消費者が支払った消費税が適正に納税されることとなるものであります。シルバー人材センターの要望書では、インボイス制度が施行された場合に発生する新たな税負担は死活問題となるため、安定的な事業運営が可能となる措置を要望するとされていますが、市としては税負担への支援はできません。

今後、市でできることとしまして、税務署や商工会議所が実施するインボイスに関するセミナーや相談窓口の情報提供、また課税事業者になるために必要となる電算化、インボイスの保存・記帳などの経理など、制度の施行に伴い新たに生ずる事務負担に対しての支援措置を提言してまいります。

また、国では、シルバー人材センターと会員の契約形態の見直しも検討されているということでございますけれども、今後こうした国などの動向にも注視して対応を検討してまいります。

#### 〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 釈迦に説法みたいなので、素人の私がどうこう述べることはありませんが、今部長が説明していただいた部分において、ちょっと出口のほうについて述べさせていただきますと、免税業者である現在のこの会員というのは、インボイスを発行できる課税業者に転換する必要があるわけですね。そうすると、そこに依頼者にとっては新たな税負担の理由で契約しなくなるんじゃないか、つまり仕事をもう頼まなくなるのではないか。こうなると、今度一体センターの運営というのは誰のためにあるのかなあと。センターは確かに先ほどの死活問題だと言われている納税の義務は、ただ事務手続のことと管理に関係するだけですから、納税の義務はありません。ところが、その依頼者のほうと事業者のほうの間のところは、これまで三角関係の一点のそのセンターを通していたところがストレートに行き交うことによって、じゃあなくなるかということ、逆にその業者の間にはやっぱり納税義務が発生してくると、こういう出口のことで様々な問題が残って出てきますよということをちょっとここで改めて申し上げたいんですけど、それで続いて、そのことを受けて2つ目の質問に移ります。

東京商工リサーチ、これは8月末現在の調査では、これまでの岐阜県の法人登録数、全国で第2位で48.2%で進んできております。あくまでも8月なんですけれども、個人登録の全国平均数が42.4%ですから、岐阜県はそれよりも6%以上上にあるんだなということでもいいんですが、さて個人企業では僅か9.9%という全国の平均であります。これは最下位の栃木県では35.5%、今度この制度の理解に大きく地域間格差が生じているところを指摘されており

ます。制度の開始後に、年間売上げが1,000万円以下で消費税の納入が免除される免税事業者とは取引しないと回答した比率は約10%、1割あるわけですね。半数近くが検討中であって今後は増える可能性がある、このように楽観的に見ることもできるわけです。

さて、そこで美濃市の現段階の法人登録率、あるいは個人企業の登録率はどのようなか分かるかといいたのですが、最も重視したいのは個人企業の登録率であります。8月時点の県の個人企業の登録者の比率9.9%を当てはめると、今度どの程度の増加が見込めるか、これは全く不明であります。不明なところを部長にどうなりますかとお尋ねするのは大変無礼な話で控えますが、美濃市は個人企業や小規模事業者が少なくありません。全国平均の結果から推定されるのは、美濃市内のそうした事業者が登録をしないまま期限が過ぎていってしまうという場合であります。新しく起業しようとする家族協働の一人親方など、新しく起業しようとする人たち、そうした事業者にとっても移行期間を設定し軽減内容が考慮されていても、その後の安定した生活維持は可能かどうか危惧されるわけです。インボイス制度の導入によって市内の事業者が倒産、廃業になれば、増収の見込みはなくなり、市民生活の利便性も損なわれ、住んでよかったというまちのイメージからは遠のくばかりであります。

そこで、市の産業に関わる多方面の視点からインボイス導入後の美濃市について、どのようにお考えになっているのか分かる範囲でいいんですけど、何もありませんでしたらその回答でも結構なんですけど、一度市は、美濃市について近い将来像についてどのようにお考えになっているのか答弁願います。

○議長（古田秀文君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

インボイス制度が実施された場合には、課税事業者、免税事業者を含めごく一部で取引先をなくしたり、取引価格の見直しによる収入が減るなどの影響が出ることが想定されますけれども、美濃市の産業全体に大きく影響を受けることはないというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 9月には、にわか茶屋の農産物の生産業者、小規模経営者の例としてにわか茶屋の例が挙げられておりました。これは特別措置を講ずるということで、それに伴った市側の負担についての検討を図ると、これがそのときの答弁でありました。他の事業はじゃあどうなるのかと。大事なことは、激変緩和対応策に見る2点の対応がなされても、これはあくまでも期間限定であります。6年過ぎれば今危惧していることがよみがえってくるわけでありまして。遅かれ早かれ登録するかしないかを迫られることに違いはありません。これが事業の死活問題につながるのです。

確かに個別の問題で、それに市がどう関わるかは問われないかもしれませんが、市民生活は多くの事業者に支えられて今日私たちは毎日を営んでおります。倒産、廃業となれば市民生活に不安が生じます。現段階、どこまで予想可能なのか、対策として図られることは何か、国に要望することはないかなど、3月の締切りまでに市としての将来像の予測を示すことは

できるのではないかと期待をするのであります。にわか茶屋の例に見られるように、他の中小・小規模事業者を含めて検討していただくことを強く要望して、私の今回の3点の質問を終わらせていただきます。失礼しました。

○議長（古田秀文君） お諮りいたします。議事の都合により、明日から12月21日までの6日間休会いたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、明日から12月21日までの6日間休会することに決定いたしました。

---

#### 散会の宣告

○議長（古田秀文君） 本日はこれをもって散会いたします。

12月22日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後3時13分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月15日

美濃市議会議長                      古   田   秀   文

署 名 議 員                      山   口   育   男

署 名 議 員                      佐   藤   好   夫



令和 4 年 12 月 22 日

令和 4 年第 5 回美濃市議会定例会会議録（第 3 号）

## 議 事 日 程 (第 3 号)

令和 4 年 12 月 22 日 (木曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 54 号 令和 4 年度美濃市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第 3 議第 55 号 令和 4 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 4 議第 56 号 令和 4 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議第 57 号 令和 4 年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 議第 58 号 令和 4 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 7 議第 59 号 令和 4 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 8 議第 60 号 令和 4 年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議第 61 号 美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び美濃市議会議員及び美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議第 62 号 美濃市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議第 63 号 美濃市個人情報の保護に関する法律施行条例について
- 第 12 議第 64 号 美濃市情報公開・個人情報保護審査会条例について
- 第 13 議第 65 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 14 議第 66 号 美濃市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議第 67 号 美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 16 議第 68 号 美濃市職員の降給に関する条例について
- 第 17 議第 69 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議第 70 号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 19 議第 71 号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議第 72 号 美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 21 議第 73 号 美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 22 議第 74 号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第 23 議第 75 号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 第 24 議第 76 号 美濃市特定公共賃貸住宅管理条例及び美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第 25 議第 77 号 美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

## 本日の会議に付した事件

第1から第25までの各事件

(追加日程)

- 市議第3号 美濃市議会の個人情報の保護に関する条例について  
市議第4号 専決処分事項の指定についての一部改正について  
市議第5号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書  
市議第6号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書
- 

## 出席議員（13名）

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

---

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	島 田 昌 紀 君	市長公室長兼 秘書課長	井 上 博 司 君
総 務 部 長	瀨 瀨 敬 久 君	民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 睦 人 君
産業振興部長	永 田 幸 泰 君	建 設 部 長	伊 藤 篤 君
会計管理者兼 会計課長	篠 田 博 史 君	教 育 次 長 兼 学校教育課長	武 井 由 典 君
美濃病院事務局長	林 信 一 君	民 生 部 参 事 兼 保健センター所長	辻 幸 子 君
建設部参事兼 都市整備課長	島 田 勝 美 君	総 務 課 長 ・ 選挙管理委員会 事務局長	後 藤 尋 明 君

---

## 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	柴 田 勝 己	議会事務局次長	佐 藤 和 仁
議会事務局 議事調査係長	内 藤 佳 奈 子		

## 開議の宣告

○議長（古田秀文君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いをいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

○議長（古田秀文君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田秀文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 松嶋哲也君、2番 須田盛也君の両君を指名いたします。

---

### 第2 議第54号から第25 議第77号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（古田秀文君） 日程第2、議第54号から日程第25、議第77号までの24案件を一括して議題といたします。

これら24案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 梅村辰郎君。

○総務産業建設常任委員会委員長（梅村辰郎君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月19日午前10時から、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に議第54号 令和4年度美濃市一般会計補正予算（第8号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第56号 令和4年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第57号 令和4年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第60号 令和4年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第61号 美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び美濃市議会議員及び美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営

に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第62号 美濃市情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第63号 美濃市個人情報の保護に関する法律施行条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第64号 美濃市情報公開・個人情報保護審査会条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第65号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第66号 美濃市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第67号 美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第68号 美濃市職員の降給に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第69号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第70号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第71号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第72号 美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

た。

次に議第73号 美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第74号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第75号 美濃市税条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第76号 美濃市特定公共賃貸住宅管理条例及び美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第77号 美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（古田秀文君） 次に、民生教育常任委員会委員長 佐藤好夫君。

○民生教育常任委員会委員長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において、民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月20日午前10時から、委員5名の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に議第54号 令和4年度美濃市一般会計補正予算（第8号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第55号 令和4年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第58号 令和4年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第59号 令和4年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（古田秀文君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（古田秀文君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古田秀文君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第54号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第54号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第55号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第55号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第56号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第56号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第57号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第57号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第58号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第58号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第59号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第59号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第60号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第60号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第61号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第61号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第62号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第62号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第63号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第63号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第64号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第64号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第65号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第65号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第66号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり

決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第66号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第67号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第67号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第68号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第68号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第69号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第69号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第70号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第70号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第71号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第71号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第72号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第72号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第73号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第73号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第74号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第74号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第75号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第75号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第76号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第76号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第77号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第77号は委員長報告のとおり可決いたしました。

これより暫時休憩します。

〔追加議案配付〕

休憩 午前10時20分

---

再開 午前10時21分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第3号から市議第6号までの4案件が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

市議第3号から市議第6号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（古田秀文君） 市議第3号から市議第6号までの4案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、市議第3号及び市議第4号について、5番 梅村辰郎君。

○5番（梅村辰郎君） それでは、市議第3号 美濃市議会の個人情報の保護に関する条例について御説明いたします。

ホスタンプ3の1ページから27ページと赤スタンプ4の1ページを御覧ください。

制定の趣旨は、議会が実施機関として規定されている美濃市個人情報保護条例が廃止されることに伴い、美濃市議会の個人情報の保護に関する条例を新たに制定するものであります。

主な制定内容としましては、第4条から第16条では個人情報等の取扱いについて、第17条では個人情報ファイルについて、第18条から第43条については開示、訂正及び利用停止について、第44条から第46条では審査請求について、第53条から第57条では罰則についてを定めてあります。

附則では、施行期日を令和5年4月1日としております。

以上で市議第3号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

続きまして、市議第4号 専決処分事項の指定についての一部改正について御説明いたします。

ホスタンプ3の28ページと赤スタンプ4の2ページを御覧ください。

改正の趣旨としましては、美濃市営住宅管理条例及び美濃市特定公共賃貸住宅管理条例の改正に伴い、管理上必要な措置を迅速に行うため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長において専決処分することができる事項を新たに指定するものであります。

改正の内容としましては、第7項は、市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及び移住促進住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関するものを加えるものであります。

なお、附則では、この議決の効力は、令和5年4月1日から生ずるものとしております。

以上で市議第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（古田秀文君） 次に市議第5号及び市議第6号について、8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） ただいま追加上程になりました市議第5号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書について、提案理由を説明いたします。

意見書文を朗読いたしまして、提案とさせていただきます。

お手元の議案集、ホスタンプ3番の30ページをお開きください。

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書。

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものであります。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この帯状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

帯状疱疹による神経への損傷によって、その後も痛みが続く「帯状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障がいが残ることもあると言われている。

そこで、政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、帯状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月22日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、財務大臣、厚生労働大臣でございます。

続きまして、市議第6号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書について、提案理由を説明いたします。

意見書文を朗読しまして、提案とさせていただきます。

議案集の32ページをお開きください。

身体障がい者は「身体障害福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されている。ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスが規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていない。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の手帳制度について、身体障がい者と精神障がい者の手帳は、法律に基づき交付・運営されているが、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運営されている。

知的障がい者については自治体により障がいの程度区分に差があり、また各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。自閉症の方への手帳交付は、都道府県によって対応が異なっている。

実際に、「精神障害者保健福祉手帳」を交付するところ、「療育手帳」を交付するところ、その両方を交付するところなど、様々な自治体がある。

よって、政府に対し、国際的な知的障がい者の定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえて、知的障がい行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月22日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、厚生労働大臣でございます。

以上、御審議をお願いしまして、採択いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古田秀文君） 以上で4案件の説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時51分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） おはようございます。

私は、市議第6号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書について、質疑を行います。

質疑についてですが、1つは、市議第6号の文面の中に、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運営されている、このように意見書の文面には書かれております。岐阜県美濃市について、この療育手帳の中身をどの程度御理解していただいて、こういった各自治体による大きな差があるというふうにされているのかお問合せいたします。障がい者の区分も違うと思いますが、岡部議員に答弁を求めます。よろしく申し上げます。

○議長（古田秀文君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） お答えします。

障がい者のうちの知的障がいのほうですね。知的療育手帳をもらっている方は、約2万人弱というふうに聞いております。これは令和元年度末現在でございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

この2万人という数字は全国の数字なのか、岐阜県の数字、私がお聞きしたかったのは、岐阜県や美濃市の療育手帳を取得されている人数のことなんですが、岡部議員は多分この2万人という数字だけしかお手元にはないと思いますから、私が調査した段階で発言しますが、岐阜県はA1からA2、B1、B2の4ランクで療育手帳の支給をしているというふうに私は確認しておりますが、また美濃市においては、今年の3月末の時点で、この療育手帳の取得者は194人になっている、このように思っております。

なぜこういった質問を冒頭で行ったのかということであると、全国一律でこういった意見を求める中身についていえば、まず自分の自治体の対応がどうなのか、岐阜県がどうなのか、こういったことで、そこにどういった問題があるのかということも含めて自覚されてこういった提案を出されると思ったんですが、残念ながらそういったことはされていないような形で提案となったというふうな認識にならざるを得ません。

次に2番目の質問ですけれど、表題にもあるように、知的障がい者・知的障がい行政の国

の対応拡充を求める、このような意見書になっておりますが、対応拡充というのはどういうことを具体的に求めようとしているのか御答弁願います。

○議長（古田秀文君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 質問の具体的拡充という点ですけれども、この3つの障がいがここではうたっています。身体障がいと精神障がい、そして知的障がい。この知的障がいだけが都道府県で行われている、療育手帳を交付されています。これでは都道府県のほうの負担もありますが、それぞれの都道府県で判定基準が変わって、その判定がばらつきが出てきます。そのためにこの知的障がいの定義と、そして自治体ごとの判定の方法やその基準の在り方を検討していただきたいと。そして、国によって一括した障がい者の不平等でない運営と交付を行っていただきたいということであります。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 答弁ありがとうございました。

いずれにも2点の質問に対して、具体的な対応がなかなか答弁が聞かれなかったのは少し残念だなあというふうに思っております。

突然の意見書の提案及び私の突然の質疑をやらざるを得なくなったという状況もあって、十分な質問もできませんですが、取りあえずは今の2点の質問について、岐阜県と美濃市の状況を聞いたのに、多分これは全国のかなあ、県の障がい者の手帳の配付なのかよく分かりませんが、そういう対応とか、それから具体的にどういった対応拡充なのかということも具体化がほとんどなかったというふうに思って、極めて残念に思いますが、これをもちまして私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古田秀文君） 通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） ほかに質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の4案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の4案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 私は、市議第6号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書に対して、反対意見を述べます。

まず第1に、先ほど私がこの意見書についての具体的な中身について質問しましたが、実際には具体的な中身がほとんど話されない、こういった状況があります。これは、いきなりということもあって十分な討議がされていないという中身と、もう一つが、この提案された意見書そのものが極めて不十分な中身ではないかと、このように考えております。

そもそも市議会議員は、地方の住民の意見を幅広く真剣に取り上げて、それを行政に反映し、また国にも持っていく、こういったことが求められる内容ではないかというふうに思っております。一概に国による共通の施策として展開するこの知的障がい行政そのものを一律的に進行していくということ自体が大きな無理がある、このように考えております。

そもそも国の今の行政が福祉切り捨て行政になっているということから考えてみても、こういったことは非常に危険な状況ではないかと。むしろ私どもは、岐阜県や美濃市での知的障がい者に対する程度区分や判定はどうなっているのかと。今岐阜県は4つの区分をしておりますが、どんな課題があるのか。また、知的障がい者、精神障がい者、自閉症などを例に挙げておりますが、それらの障がい者が重複しているケースが多く、その程度も様々であります。もちろん身体障がい者の場合も重複しているケースは多々あり、その場合どのように整理しようとしているのか、現在そうした場合、重複した困難に対して支援、福祉サービスが使えるか、どのようになっているか、こういったことを具体的な調査によって調べ、その問題点を明らかにして解決していく、こういった方向性が望まれるわけではないでしょうか。

主に医学的な程度区分や判定基準はできたとしても、知的以外の様々な状態で、個々の状態は様々で、その人に必要な支援内容、福祉サービスを決定するには生活環境や障がいの特性を十分配慮する必要があるのではないかと、このように思っております。

そうであるなら、全国一律な基準づくりを優先される今回の意見書は、あまりにも機械的で、対応を促してしまっている、必要な支援をするための足かせとなってしまう可能性もあり賛成できません。具体的な支援の拡充、福祉施策の拡充を求めたことは大切ではないか、このように思っています。また、そのために美濃市における支援の現状と課題を私たちが知ることこそが大切ではないか、このように考えております。この意見書を出す前に、議員としてもっと実態把握に私たちは努める必要があるのではないかと、このように思っております。

また、意見書の中身において、先ほども質問しましたが、対応拡充を求める、このように述べておりますが、何をどう対応するのか、このことも明確になっておりません。拡充といっても、知的障がい者の定義や基準の在り方を全国共通にしてと述べておりますが、対応拡充を求めるといふなら障がい者の支援、福祉サービスの拡充を求めるのが最優先ではないか、このように考えております。むやみに国による一律の対応、共通の施策として実施することを求めるような意見書については、強く反対せざるを得ません。

簡単ではありますが、以上をもちまして、私はこの市議第6号の知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出には反対いたします。

○議長（古田秀文君） 次に、6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 失礼します。

私は今回、岡部議員からなされました市議第6号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書についての反対の立場で討論を行います。よろしくお願いします。

反対の理由、1つ、実はこれを受けたのが、私が初めてこの文面を見ましたのが一昨日、12月20日であります。けれど、この内容を読ませていただくに当たり、意見書を提出するに全面的に反対ですというものではありません。理由をつぶさに探っていきますと、1つはあまりにも審議する時間がなかったということです。もちろんその文面に対して、提案者である岡部議員にもお尋ねをしました。それは先ほど服部議員が行われた部分と重複する部分もあります。よって、先ほどの答弁の中で一部理解することができましたが、一昨日においては、やっぱり私が知りたかったのは、この意見書を国に出すという、その根拠になる部分、一番知りたい部分が県及び美濃市の実態であります。

私たちが日頃よく関知できる状況にあれば別なんですけれど、各関係の施設ですとか対応なさってこられている、今成長期にある学校現場等においても、この定義を全国一律で定めるということに至るいろんな支障が、どんなところでどのように起きているのかをやっぱり知った上でしっかりと意見書を提出していく、市民の声の代表である議員でありたいと、まずその責任において一番自分に自問するところがあったんですが、残念ながらその自分に十分に理解できる質問に対するお答えではなかったです。

そして、その場でもそうですけれど、審議にかかる時間というのは、もっともこの文面を今のように読み取りながら進めていく必要があった。ですから、今回は時間がなかったということの一つの理由もありますけれど、やはりこの意見書提出については十分なる準備が必要であるということで、議員である自分の立場も踏まえまして、今回においてはその時間が足りなかった、理解に不十分さが残るということで反対の理由の一つにあります。

それから、2つ目なんですけれど、このボーダーラインというところと、それから自閉症というところと、それから療育手帳の交付対応ということについてのキーワードが残っていますが、今私たちの身の回りには、この自閉症だけではなく例えばADHDとか、アスペルガー症候群とかいろんなことが出ております。職場でもそうですし、それから学校もそうですし、いろんなところで私たちは理解を深めながら、その人たちと望ましい人間関係をつくっていこうという努力もなされております。だからといってその定義は、知的障がいというのは非常に難しい。厚労省が今までやってこなかったということは、やってこなかったんじゃないかって、やりにくい部面を持っているんじゃないかということなんです。

短い時間でしたけど、そのことに関しまして専門家の御意見をどう思いますかと、このことじゃなくてどう思いますか、なぜ定義がされないんでしょうね、区分がないんでしょうねということをお尋ねしたところ、それはどんどん裾広がりです今広がっていると、定義ということは一律というある程度の目安、基準ということになるんですけど、もしそうした場合に、簡単に手帳交付はなされているんだけど、自治体による違いがあるということは、やはり自治体による実態の違いも大きく作用しているのではないかと。

先ほど不平等なことが起きているという岡部議員の答弁の中にありましたが、それができ

ているのはなぜかという、不平等が生じていると、じゃあその不平等を解決するには定義づけしてそれでやればどこもできるかという、簡単にそれはいかないと私は推定します。

よって、やっぱり時間をかけ、この実態を我々市民含めてしっかりと把握した上での意見書提出はやぶさかではありませんので、今回この2つの理由によって、ただ、自閉の方への交付手帳と今回は一つの例が出ておりますけれども、けどやっぱり交付されない方々の声も十分聞きながら、どこがもっと大事にされなきゃいけないかという具体性を持って臨みたいと思いますので、今回この2つの理由でもって反対を表明いたします。

以上でもって、私の反対討論を終わります。

○議長（古田秀文君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） ほかに討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

市議第3号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、市議第3号は原案のとおり可決いたしました。

次に市議第4号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、市議第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に市議第5号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、市議第5号は原案のとおり可決いたしました。

次に市議第6号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 確認のため、そのままお願いいたします。

ありがとうございます。挙手多数であります。よって、市議第6号は原案のとおり可決いたしました。

---

### 閉会の宣告

○議長（古田秀文君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議された案件は全て議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、令和4年第5回美濃市議会定例会を閉会いたします。

市長挨拶

○議長（古田秀文君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第5回美濃市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、令和4年度美濃市一般会計補正予算をはじめ25件の議案につきまして、慎重に審議を賜り、いずれも全員賛成ということで原案どおり議決いただきました。誠にありがとうございました。また、今は市議会提案の4議案につきましても、いずれも賛成ということで許されました。おめでとうございます。

先ほど言いましたように、今回の一般会計補正予算をはじめ25件の議案につきましては、引き続き適正かつ迅速な事務事業の執行に努めるとともに、会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましても十分に検討し、市民への行政サービスの向上に、あるいは地域の活性化のところに繋げてまいりますよう努めてまいりたいと思っております。

最近新聞では、国の補正予算あるいは当初予算の話題が多く載っておりますけれども、現在補正予算につきましては、市のほうでその予算内容につきまして精査をしております。本年度中に着手が必要な事業、あるいは本年度財源充当に使える事業、こんなことを検討しております。できるだけ外部資金の導入を含めて市の行政サービスの向上に努めてまいりたいというふうに思っています。また、本年度予算への追加補正という必要性がございましたら、年明けの早い時期に御提案できるよう準備を進めてまいりたいと思っております。また、まとめ次第、議員各位には御説明をさせていただきながら御協力賜りますようお願いを申し上げます。

さて、来年のえとは癸卯（みずのとう）ということでもあります。物事の始まりと終わりを意味する癸と、安全や温和、また跳ね上がるという意味のある卯、この組合せから、これまでの努力が実を結び、勢いよく成長し、飛躍する年となると言われております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、いまだにコロナ禍の前の市民生活には完全に戻っておりませんが、来年は市民一人一人の努力が実を結び、さらに美濃市が成長、飛躍できますよう、私自身も全身全霊を傾け、引き続き職員と一丸となりまして市政進展に努めてまいります所存でございます。

令和4年も残すところあと10日となりましたし、天気予報ではクリスマス大寒波ということも言われております。ぜひ議員の皆様には、この一年間、市政進展のために御協力と御活躍を賜り、心より感謝を申し上げますとともに、これから年の瀬に向けて何かと忙しくなり、心身ともに落ち着かない日々がしばらく続くと思われそうですが、そしてさらには寒さも一段と厳しくなっております。なお一層お体に御自愛いただき、御家族と共に健康で輝かしい新年を迎えられますよう、また市民の皆様御健勝と安全を御祈念申し上げます。閉会の御

挨拶とさせていただきます。一年間誠にありがとうございました。

○議長（古田秀文君） 本定例会には、令和4年度美濃市一般会計補正予算をはじめ重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願いを申し上げます。

なお、本年も残すところ僅かになりました。美濃市においても新型コロナウイルス感染症の新規陽性者が高い水準で報告されています。現在県下には、岐阜県医療ひっ迫警戒宣言が發出中であります。このようなコロナ禍でありますが、感染対策の徹底と社会経済活動の回復の両立に向け、力を合わせていきたいと思いをします。

年末年始におきましても、マスクの着用、手洗い、手指消毒、3密を避けるなど基本的な感染予防に取り組んでいただき、また事故等にも十分御注意くださいますこと、輝かしい新年をお迎えくださいますことを祈念申し上げます、閉会といたします。

本日は御苦労さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月22日

美濃市議会議長                      古   田   秀   文

署 名 議 員                      松   嶋   哲   也

署 名 議 員                      須   田   盛   也

## 総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件 名	結 果
議 第 5 4 号	令和4年度美濃市一般会計補正予算（第8号）中、所管部に関する事項	原案可決
議 第 5 6 号	令和4年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 5 7 号	令和4年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 6 0 号	令和4年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 6 1 号	美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び美濃市議会議員及び美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 6 2 号	美濃市情報公開条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 6 3 号	美濃市個人情報の保護に関する法律施行条例について	原案可決
議 第 6 4 号	美濃市情報公開・個人情報保護審査会条例について	原案可決
議 第 6 5 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	原案可決
議 第 6 6 号	美濃市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 6 7 号	美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 6 8 号	美濃市職員の降給に関する条例について	原案可決
議 第 6 9 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

議 第 7 0 号	美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 7 1 号	美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 7 2 号	美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 7 3 号	美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 7 4 号	美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 7 5 号	美濃市税条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 7 6 号	美濃市特定公共賃貸住宅管理条例及び美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 7 7 号	美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

令和 4 年 12 月 19 日

総務産業建設常任委員会委員長 梅 村 辰 郎

美濃市議会議長 古 田 秀 文 様

## 民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件 名	結 果
議 第 5 4 号	令和 4 年度美濃市一般会計補正予算（第 8 号）中、所管部に 関する事項	原案可決
議 第 5 5 号	令和 4 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議 第 5 8 号	令和 4 年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議 第 5 9 号	令和 4 年度美濃市病院事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決

令和4年12月20日

民生教育常任委員会委員長 佐藤好夫

美濃市議会議長 古田秀文様